

# 公民館のゆらぎとその可能性

－平成 25 年度全国公民館実態調査結果検討報告－

公益社団法人 全国公民館連合会

平成 2 8 年 3 月

## はじめに

近年、地域を取り巻く生活環境は、大きく変化しています。少子高齢社会の進展により、平成42年には生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれています。また、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会の人間関係のあり方も大きく変容しています。人と人との絆、支え合う力、他人を思う力などが失われつつある現在、私たちの地域社会は大きな転換期を迎えています。

そうしたなか、各地域の特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年11月には、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。わが国が直面する大きな課題に対し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むこと、またそのために国民一人一人がより主体的に社会を創り出していく努力が求められています。

これからの公民館は、今まで以上に学校、家庭、地域との連携をはかり、公共の精神を高め、地域の連帯感を深め、地域住民の協働による地域課題の解決や地域活性化の取り組みを促進すること、そして公民館が地域づくり・人づくりの拠点となることが期待されています。

一方、公民館を取り巻く現状は、市町村合併、指定管理者制度の導入等により、大きく変化しています。また多くの自治体で、公民館の現行制度やその役割を見直しつつも、職員数や財政面での削減を効率的に進める方向に向かっていきます。

公民館の職員配置や予算を確保するためには、それぞれの立場で、首長や財政当局との積極的な意思疎通を図りつつ、公民館の存在や役割・機能がますます重要になることを認識してもらうことが必要となっています。

現在、全国の公民館数は約16,000館で、全国津々浦々に設置されています。それぞれの公民館がさらなる創意工夫と努力を重ね、地域の課題解決や、地域の人々が安心して集い学べる公民館づくりに積極的に取り組み、実践することで、公民館が地域ばかりでなく、我が国の社会にとって欠くことのできない存在として充実させていくことが大切です。

これらを踏まえ、公民館の現状を調査し、さらにその内容についてあるべき姿を探っていくことを目的に、本調査を実施いたしました。本調査が、全国の公民館のさらなる充実・発展に寄与することを願っております。

本調査の分析については、客観的に、そして学問的に評価することの意義を重視し、当事業で日頃お世話になり、信頼している東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授および、東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室の方々にお願いすることといたしました。

おわりに、本調査の実施にあたり、ご多忙のなかアンケートにご協力いただきました公民館の皆様、またこの調査にご協力いただきました文部科学省をはじめ各都道府県の教育委員会、各都道府県公民館連合会、また公民館等関係機関の皆様、そして調査分析にあたりご協力いただきました牧野篤教授、そして東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室平成 25 年度全国公民館実態調査結果検討チームの皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

公益社団法人 全国公民館連合会  
会 長 石 川 正 夫

## 本報告書について

本報告書は、全国公民館連合会が平成 25 年度(2013 年度)に実施した全国公民館実態調査(アンケート調査)の集計結果をとりまとめ、考察を加えたものである。

全国公民館実態調査は、全国公民館連合会が全国の公民館を対象に不定期に実施していたが、平成 15 年度(2003 年度)から現在のような詳細な質問形式で、5 年に一度定期的に実施されている。今回の平成 25 年度(2013 年度)調査では、東日本大震災による大規模な被災とその後策定された国土強靱化政策の公民館に対する影響を取り上げようと試みた「防災(災害)関係」、各公民館が企画・運営する事業の有無や内容を問う「主催事業」、平成 15 年(2003 年)の地方自治法の改正により実施されてから約 10 年経った(調査時点)「指定管理者制度の状況」に特に着目して調査が行われたことが特徴とされている。

アンケート調査結果の検討からは、概ね次のことが明らかとなった。

第一に、公民館の運営の在り方にゆらぎが生じており、それが公民館が直面している新たな社会状況によってもたらされたものであるように見え、ゆらぎそのものが公民館の可能性を示唆していること、第二に、公民館を活用する住民の力が高まってきているのか、指定管理者が地域団体であるところが多く、概して、実践に深まりが見られること、第三に、公民館の主催事業については、公民館の運営主体の違いよりは館の規模または住民との距離の違いが、その期待度に対する実施状況の在り方に有意に作用しているように見えることである。

そのため、本報告書では、公民館に関する全体的な状況を第 1 章で、上記の特に今回の調査で重視された「防災(災害)関係」「主催事業」「指定管理者制度」の状況を第 2 章でそれぞれ整理し、さらに上記第三の特徴に対応する形で、運営主体・施設種別と事業実施との関連を第 3 章で取り扱い、その特徴を明らかにすることを試み、全体のまとめとして第 4 章を置いた。

以下、調査結果を検討して、上記の特徴についてより具体的な記述を進めることとしたい。

なお、本調査結果のとりまとめと分析および本報告書の執筆は、東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室平成 25 年度全国公民館実態調査結果検討チーム(大野公寛・末光翔・丹田桂太・永野恵)が担当した。

東京大学大学院教育学研究科  
教授 牧野 篤

# 調査の概要

## 1. 調査概要

### (1) 主旨

全国の公民館はいま、大きく問われています。一方で、東日本大震災等の災害時においては公民館が地域の防災拠点として大いに活躍しています。今後も公民館が地域で必要な存在となり、地域の住民間の絆を築いていく施設となるために、国や市町村に働きかけていきたいと考えております。本調査の結果は、それらの基礎資料となるとともに、全国の公民館の活性化や、さまざまな行政施策の基礎資料として利用されることが期待されます。

### (2) 調査時期

平成26年1月1日現在（5年に1回）

※調査票回収期間は、平成26年1月～5月

### (3) 調査方法

- 各都道府県公連をとおして各市町村に依頼
- メール、郵送による回答が中心
- 全国公民館連合会ホームページから、ネットからの記入も可能にした。

### (4) 調査対象

**全国のすべての公民館**

### (5) 調査内容

#### 【主な調査項目】

1. 公民館数
2. 自治公民館数
3. 運営主体（教育委員会、首長部局、指定管理者等）
4. 公民館の種別（中央館・調整館・地区館・分館・公民館類似施設等）
5. 職員数（常勤・専任／兼任／非常勤数から選択）（男／女数から選択）
6. 公民館運営審議会（またはそれに代わるもの）等の設置状況
7. 延面積
8. 建築年度
9. 開設年度
10. 単独／複合
11. 設備・部屋
12. 公民館講座実施の有無
13. 特色ある講座  
※他施設との連携、移動公民館、特色ある講座など
14. 公民館使用料
15. 建設補助金

## 16.防災（災害）関係

（避難所に指定されているか、耐震化、自家発電などの備品の有無）

### 2. 回収状況

○各都道府県公連を通じて配布した。

○教育委員会調査票の回収状況は、1183 教育委員会（全市区町村の 67.9%）。

前回の回収状況は、1405 委員会（全市町村の 78.6%）

○公民館調査票の回収状況は、6721 館（45.7%〔文部科学省社会教育調査・平成 23 年比〕）。

前回は 10829 館（67.6%〔文部科学省社会教育調査・平成 20 年比〕）であった。

### 3. 今回の調査の特徴

- ・今回の調査では特に、
    - ・防災（災害）関係
    - ・特色のある主催事業
    - ・指定管理者制度の状況
- などを調査した。

## 〈目 次〉

はじめに

本報告書について

調査の概要

<b>1 公民館の全体的状況の概観</b> .....	<b>1</b>
1.1 公民館数について .....	2
1.2 公民館の設置形態について .....	4
1.3 公民館運営審議会について .....	6
1.4 使用料について.....	9
1.5 運営主体と施設種別.....	12
1.6 職員数について.....	16
1.7 公民館情報を発信する手段について .....	26
1.8 公民館の施設環境について .....	27
1.9 その他設備について.....	32
<b>2 今年度重点的に調査した項目に関する結果</b> .....	<b>35</b>
2.1 防災・減災への対策.....	36
2.2 主催事業の実施状況.....	42
2.3 指定管理者制度について .....	48
2.4 公民館数の増減と主たる理由 .....	52
<b>3 運営主体・施設種別と事業実施との関連について</b> .....	<b>55</b>
3.1 防災（災害）関係と運営主体・施設種別.....	56
3.2 主催事業と運営主体・施設種別.....	67
3.3 運営主体・施設種別と事業実施状況との関連についての考察 .....	79
<b>4 今年度公民館実態調査のまとめ</b> .....	<b>82</b>

# 1 公民館の全体的状況の概観

第1章では、今回のアンケート調査結果から見られる公民館の全体的な状況について概観する。

本章の構成は以下の通りである。

- 1.1 公民館数について
- 1.2 公民館の設置形態について
- 1.3 公民館運営審議会について
- 1.4 使用料について
- 1.5 運営主体と施設種別について
- 1.6 職員数について
- 1.7 公民館情報を流す手段について
- 1.8 公民館の施設環境について
- 1.9 その他設備について

## 1.1 公民館数について

本節では、条例設置の公民館の有無、平成 20 年(2008 年)以降の公民館数の変化、自治公民館の有無について扱っている。なお、条例設置の公民館とは、社会教育法第 21 条の趣旨に基づき市町村が条例により設置した公立の公民館のことであり、ここでは民設民営の自治公民館は含まない。

社会教育法第 21 条には以下のように規定されている。

### 【社会教育法】

第 21 条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (1) 公民館の有無

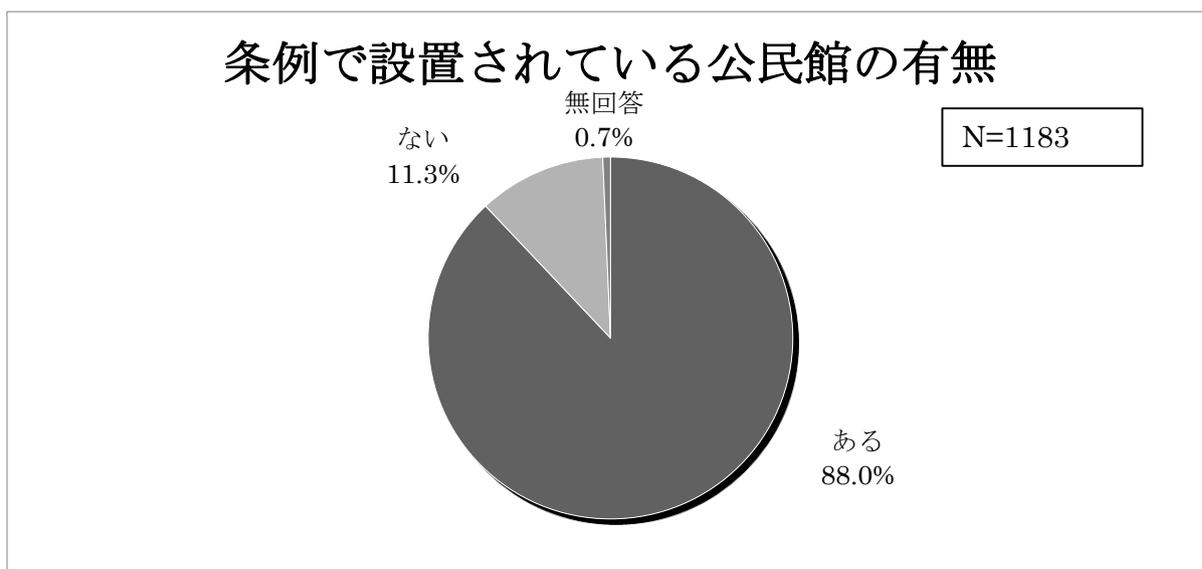


図 1-1

全国で条例に基づいて公民館を設置している市町村は、全体の 88.0 パーセントであった。全国公民館連合会の「平成 20 年度(2008 年度)調査」では、公民館を条例で設置している市町村が全体の 91.4 パーセント、設置していない市町村が 7.9 パーセントであったので、若干の減少が見られる。

「平成 20 年度調査」(N=1360)

▶ある 91.4 パーセント、ない 7.9 パーセント、無回答 0.7 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=1183)

▶ある 88.0 パーセント、ない 11.3 パーセント、無回答 0.7 パーセント

(2) 公民館数の変化

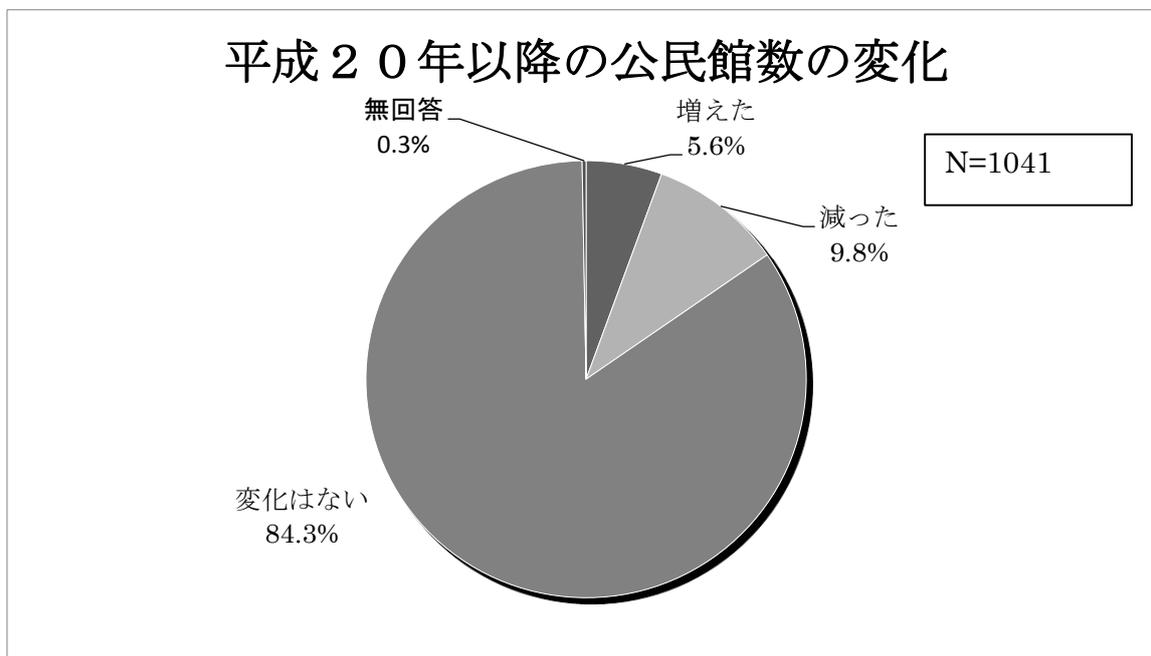


図 1-2

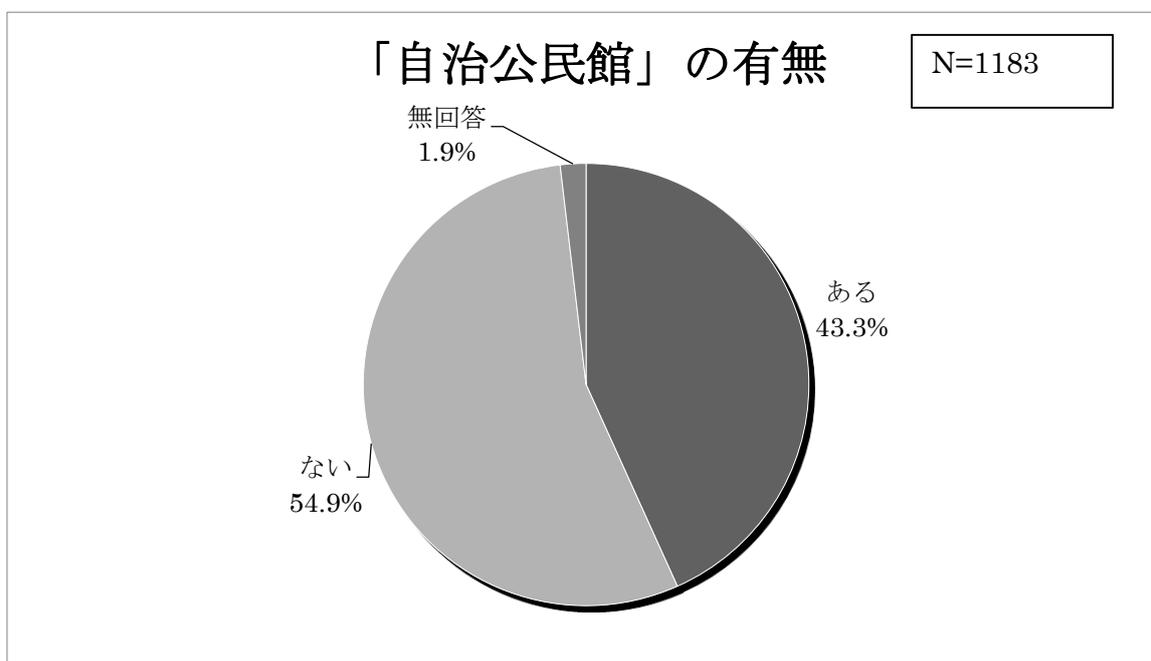


図 1-3

自治公民館は、全体の 43.3 パーセントにおいて設置されていたが、一方でその半数以上にあたる 54.9 パーセントでは設置されていなかった。条例に基づいた公民館は多くの市町村において設置されているものの、自治公民館は無い市町村が多かった。

## 1.2 公民館の設置形態について

本節では、公民館の設置形態が一館のみか複数館か、公民館各館がどのような規模の地域区分ごとに設置されているかについて扱う。

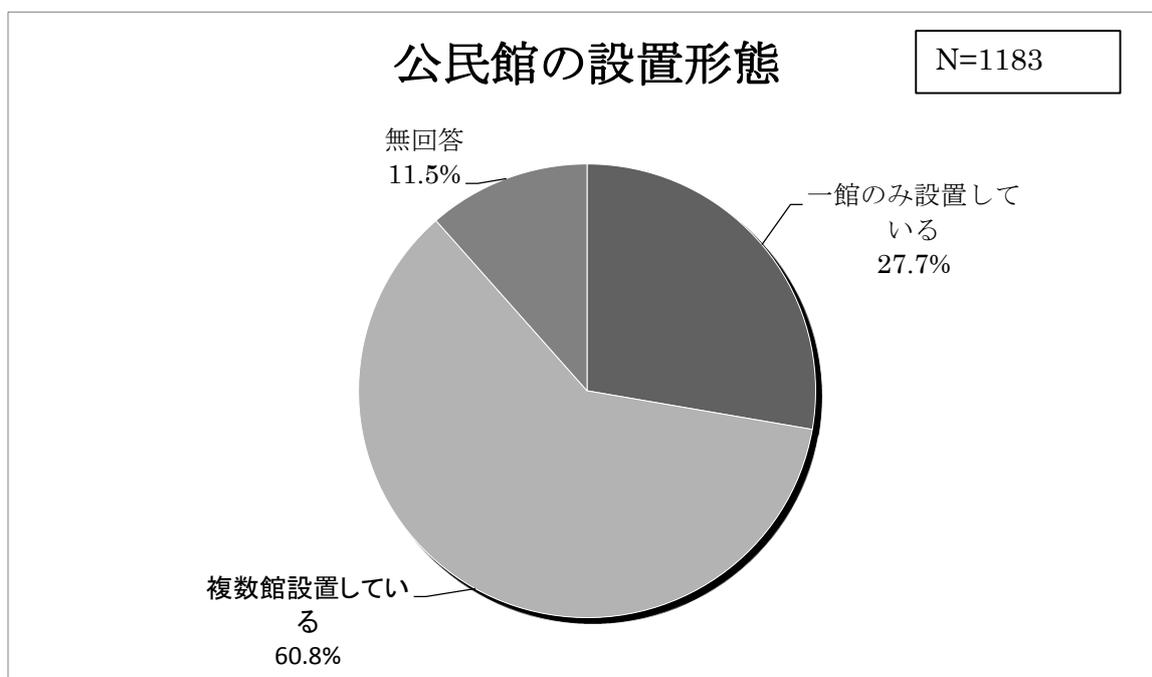


図 1-4

公民館の設置形態としては、1館のみ設置している市町村が27.7パーセント、複数館設置しているところが61.0パーセントと、6割を超える市町村が複数館設置していることがわかる。しかし、「平成20年度調査」においては1館のみ設置が28.3パーセント、複数館が71.5パーセント、無回答が0.2パーセントであったのに対し、本調査においては無回答が11.5パーセントと前回調査から10ポイント以上も増加していることが目立つ。

「平成20年度調査」(N=1243)

▶一館のみ28.3パーセント、複数館71.5パーセント、無回答0.2パーセント

「平成25年度調査」(N=1183)

▶一館のみ27.7パーセント、複数館60.8パーセント、無回答11.5パーセント

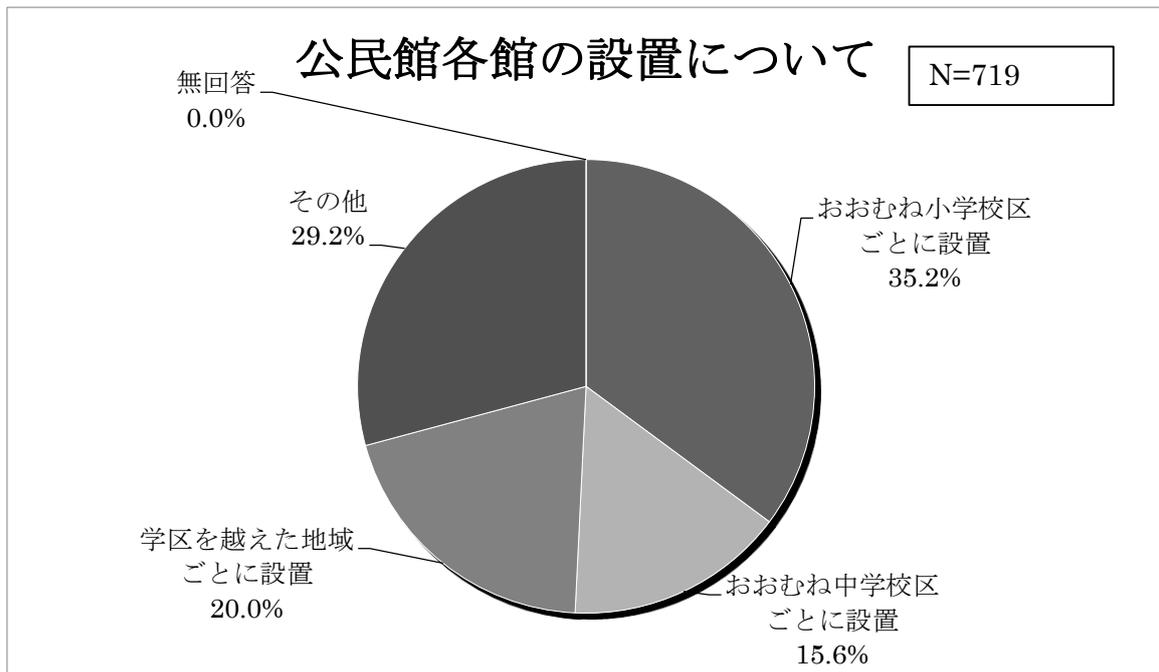


図 1-5

おおむね小学校区に設置しているものが 35.2 パーセントと最も高く、学区を越えた地域ごと、中学校区ごとと続く。「平成 20 年度調査」においては、小学校区ごとが 37.3 パーセント、中学校区ごとが 20.6 パーセント、学区を越えた地域ごとが 23.4 パーセント、その他が 18.3 パーセントであり、それぞれの項目の減少が見られる一方で、「公民館の設置形態」同様、その他項目のポイントの増加が目立つ。こうした変化は、いわゆる「平成の大合併」以後、行政区の拡大と同時に小学校や中学校の統廃合がより一層進んだことと関係があるように思われる。学校の統廃合により学区が拡大したものの、一方で公民館が元の学区に残ったままであればその公民館はもはや「学区内/外」という概念でその設置範囲を規定することができなくなってしまう。こうした現場の「戸惑い」が本調査における「その他」の項目の増加に現れていると考えられる。

「平成 15 年度調査」

▶小学校区 43.9 パーセント、中学校区 11.6 パーセント、学区を越えた地域ごと 20.6 パーセント、その他 21.3 パーセント

「平成 20 年度調査」(N=889)

▶小学校区 37.7 パーセント、中学校区 20.6 パーセント、学区を越えた地域ごと 23.4 パーセント、その他 18.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=719)

▶小学校区 35.2 パーセント、中学校区 15.6 パーセント、学区を越えた地域ごと 20.0 パーセント、その他 29.2 パーセント

### 1.3 公民館運営審議会について

本節では、条例に基づいた公民館運営審議会を設置しているか、その設置形態、必置規程か任意設置規定かの条例規定、公民館運営審議会が無い場合のそれに代わる組織の有無について扱っている。

周知の通り、平成 20 年(2008 年)の社会教育法改正によって公民館運営審議会の必置制は廃止された。同法 29 条において公民館運営審議会は「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」「2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」と定められているのみである。社会教育の研究者や現場からは、本改正が社会教育施設における住民参加の後退に繋がるとの指摘が寄せられた。

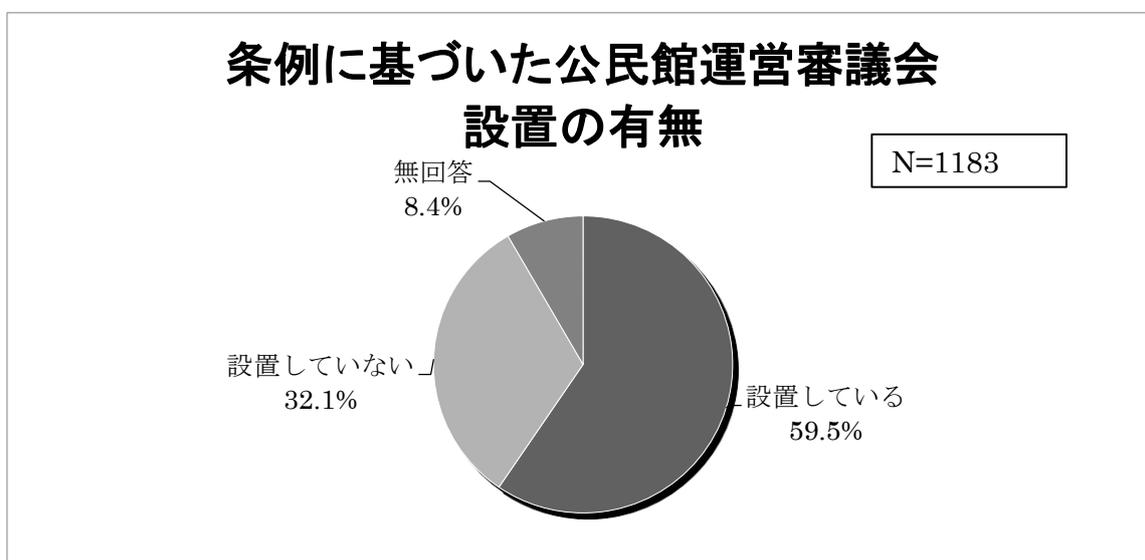


図 1-6

条例に基づいた公民館運営審議会を設置しているのは、全体の 6 割弱であった。一方で、3 割強では、公民館運営審議会を設置していなかった。「平成 20 年度調査」では、設置が 68.5 パーセント、設置していないところが 31.5 パーセントであり、設置している公民館が 10 ポイント近く減少していることがわかる。また、前回調査まではなかった「無回答」票が本調査では 8.4 パーセントを占めている。これらの傾向は、公民館運営審議会が法令上必置ではなくなっていることの影響が大きいと思われる。また、公民館運営主体の首長部局等への移管が進み、その結果公民館運営審議会が置かれなくなった可能性も考えられる。

「平成 15 年度調査」

▶設置 71.4 パーセント

「平成 20 年度調査」(N=1251)

▶設置 68.5 パーセント、設置していない 31.5 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=1183)

▶設置 59、5 パーセント、設置していない 32.1 パーセント、無回答 8.4 パーセント

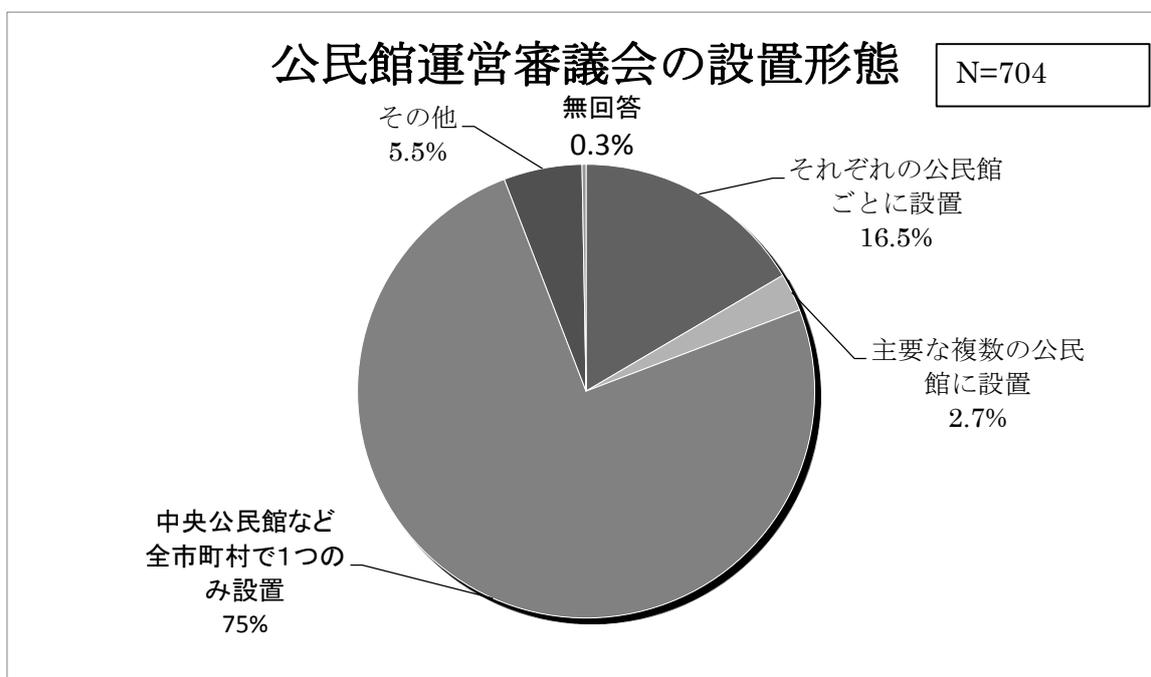


図 1-7

公民館運営審議会の設置形態としては、それぞれの公民館ごとに設置が 16.5 パーセント、主要な複数の公民館に設置が 2.7 パーセント、中央公民館など全市町村で 1 つのみ設置が 75.0 パーセント、その他が 5.5 パーセント、無回答が 0.3 パーセントと、全市町村で 1 つのみ設置している公民館が目立つ。「平成 20 年度調査」では、それぞれの公民館ごとが 16.0 パーセント、主要な複数の公民館が 3.4 パーセント、全市町村にひとつが 76.3 パーセント、その他が 4.3 パーセントであり、本調査までに大きな変化は見られなかった。

「平成 15 年度調査」

▶それぞれの公民館ごと 14.7 パーセント、全市町村にひとつ 81.8 パーセント

「平成 20 年度調査」(N=857)

▶それぞれの公民館ごと 16.0 パーセント、主要な複数の公民館 3.4 パーセント、全市町村にひとつ 76.3 パーセント、その他 4.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=704)

▶それぞれの公民館ごと 16.5 パーセント、主要な複数の公民館 2.7 パーセント、全市町村にひとつ 75.0 パーセント、その他 5.5 パーセント

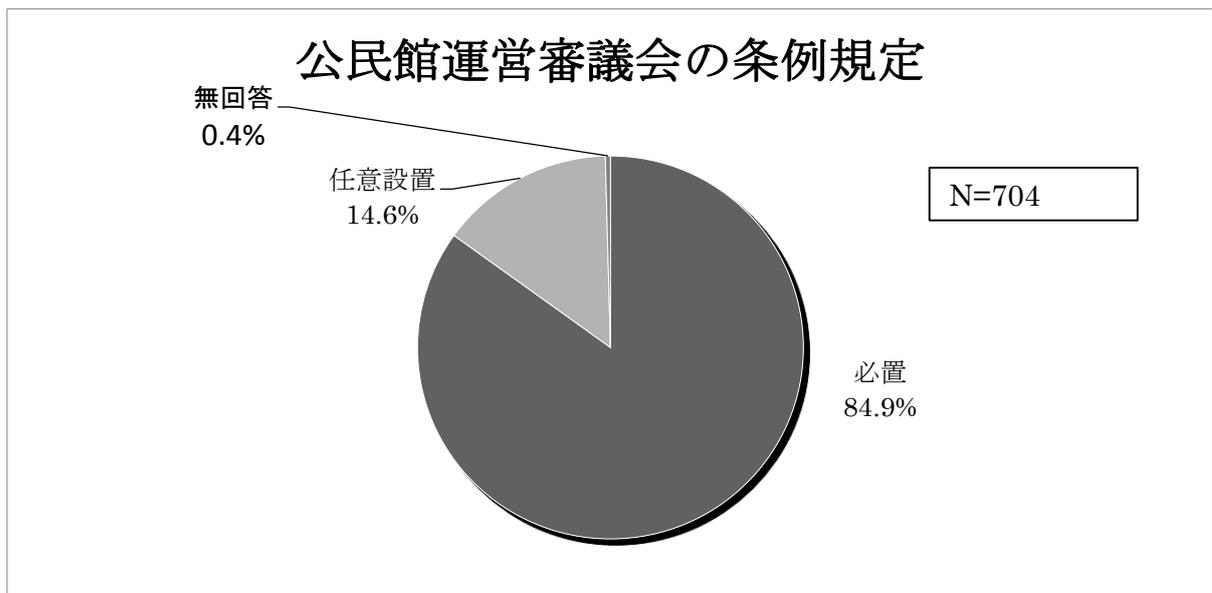


図 1-8

公民館運営審議会の条例規定については、必置規定となっているものが 84.9 パーセント、任意設置となっているものが 14.6 パーセントと、ほとんどの公民館運営審議会が必置となっていることがわかる。「平成 20 年度調査」においては、必置が 84.0 パーセント、任意設置が 14.0 パーセントであり、公民館運営審議会の設置形態と同様こちらも前回調査から大きな変化は見られなかった。

「平成 15 年度調査」

▶必置 86.5 パーセント、任意設置 13.5 パーセント

「平成 20 年度調査」(N=857)

▶必置 84.0 パーセント、任意設置 14.0 パーセント、無回答 2.0 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=704)

▶必置 84.9 パーセント、任意設置 14.6 パーセント、無回答 0.4 パーセント

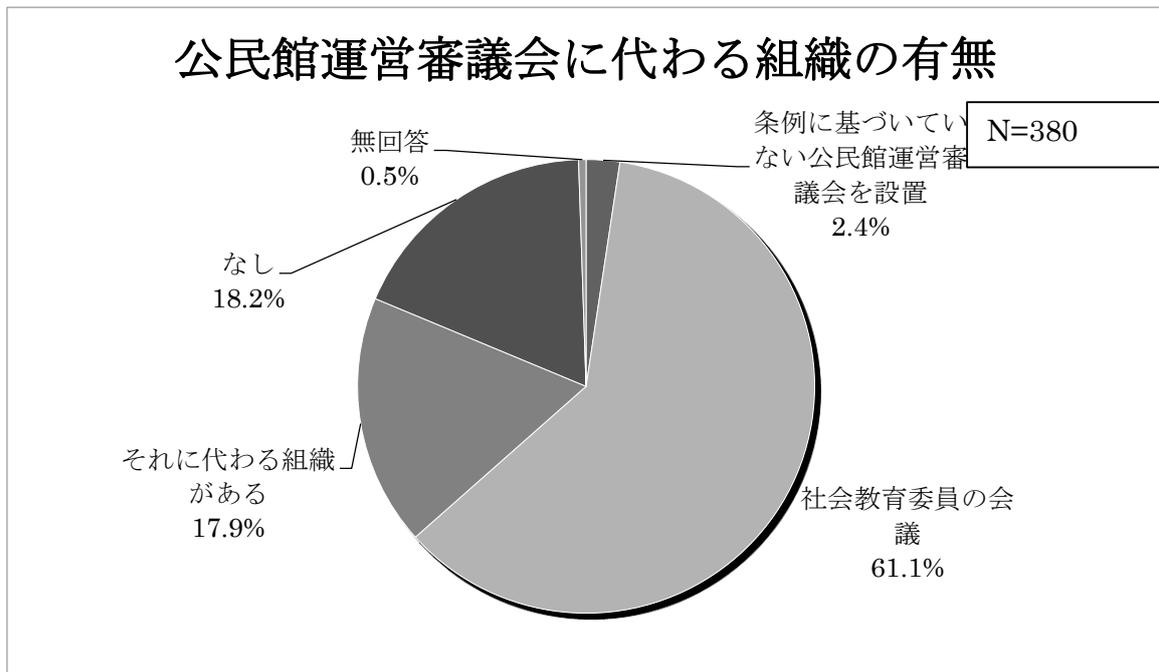


図 1-9

公民館運営審議会に代わる組織としては、社会教育委員の会議をおいている市町村が全体の 61.1 パーセントと最も多かった。それに代わる組織があるところが 17.9 パーセントあるが、そうした組織がないというところが 18.2 パーセントとそれ以上に多いことがわかる。条例に基づいていない公民館運営審議会を設置しているところもわずかながら見られた。なお、「平成 20 年度調査」においては、本調査において設けられている「社会教育委員の会議」という項目がなく、「それに代わる組織がある」という項目しか設けられていなかったため、この項目の割合が 56.3 パーセントと高くなっている。前回調査においてはこのうちに、本調査における「社会教育委員の会議」を設置している公民館が存在していたことが推測される。

「平成 20 年度調査」(N=857)

▶条例に基づいていない公民館運営審議会を設置 4.8 パーセント、それに代わる組織 56.3 パーセント、なし 21.8 パーセント、無回答 17.0 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=380)

▶条例に基づいていない公民館運営審議会を設置 2.4 パーセント、社会教育委員の会議 61.1 パーセント、それに代わる組織 17.9 パーセント、なし 18.2 パーセント、無回答 0.5 パーセント

#### 1.4 使用料について

本節では、各公民館の使用料の有無、また有料である場合はその内容について扱う。

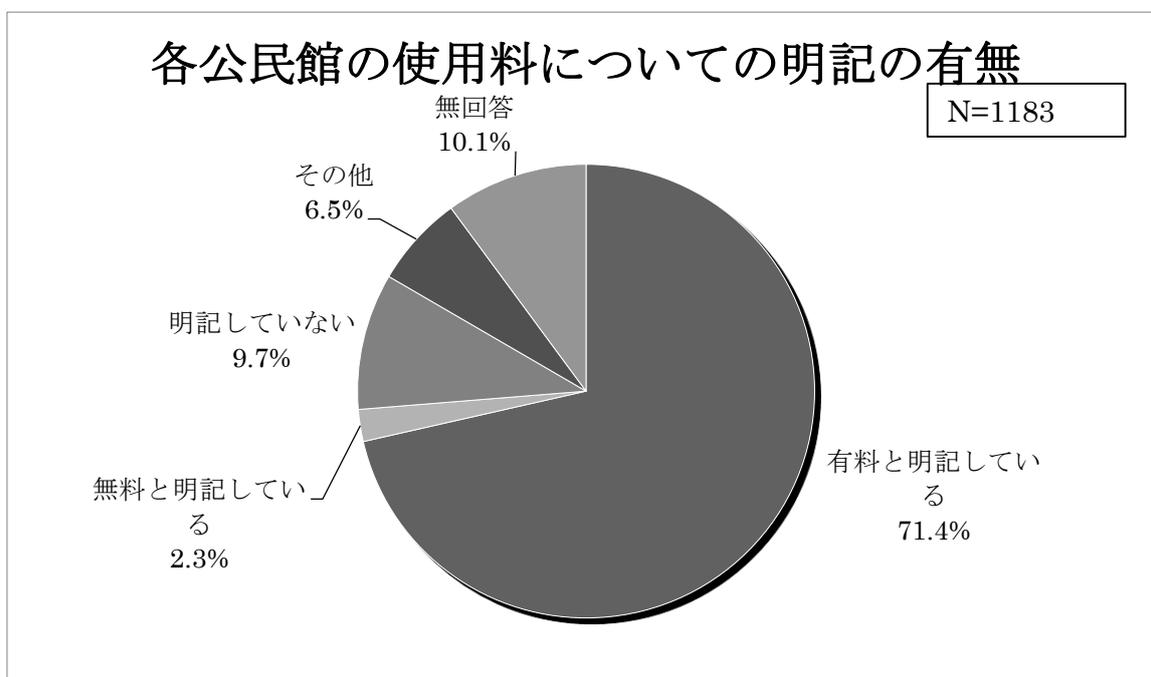


図 1-10

公民館の使用料については、有料と明記している市町村が 71.4 パーセント、無料と明記しているのが 2.3 パーセント、明記していないのが 9.7 パーセント、その他が 6.5 パーセント、無回答が 10.1 パーセントであり、多くの公民館において有料と明記されていることがわかる。「平成 20 年度調査」では、有料と明記 76.0 パーセント、無料と明記 3.0 パーセント、明記していない 5.7 パーセント、その他 5.9 パーセント、無回答 9.3 パーセントであるから、本調査までにそれほど大きな変化は見られなかった。

「平成 20 年度調査」(N=1243)

- ▶有料と明記 76.0 パーセント、無料と明記 3.0 パーセント、明記していない 5.7 パーセント、その他 5.9 パーセント、無回答 9.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=1183)

- ▶有料と明記 71.4 パーセント、無料と明記 2.3 パーセント、明記していない 9.7 パーセント、その他 6.5 パーセント、無回答 10.1 パーセント

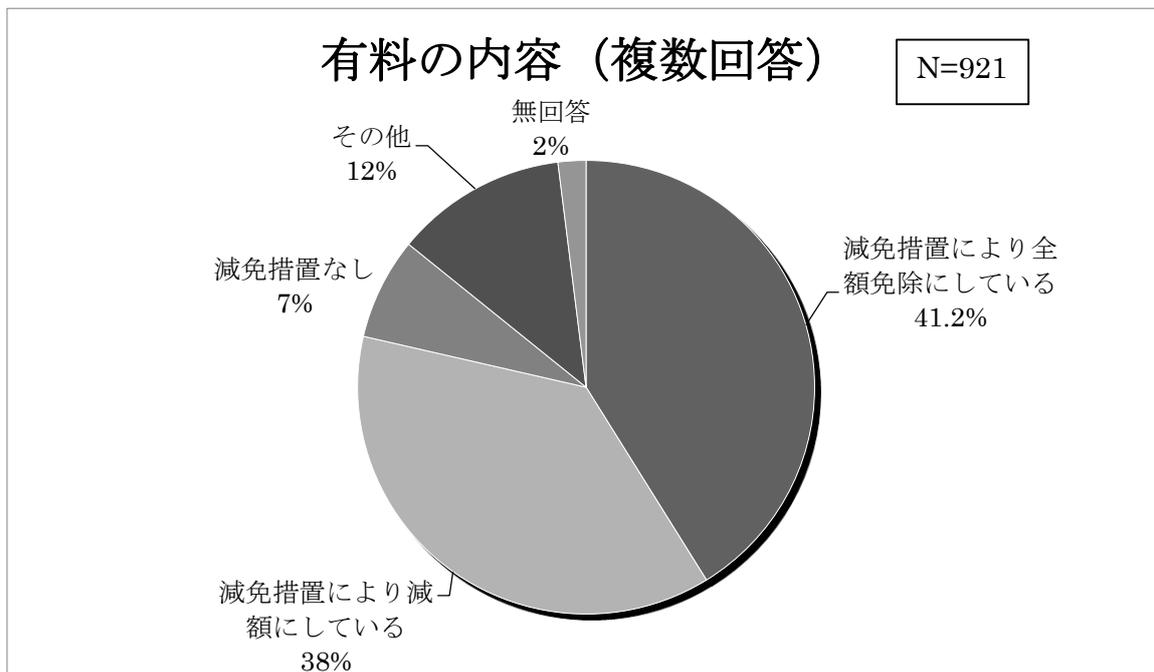


図 1-11

有料の内容としては、減免措置により全額免除にしているのが 41.2 パーセント、減免措置により減額にしているのが 38 パーセント、減免措置なしが 7.0 パーセント、その他が 12 パーセントであり、多くの公民館がその使用料を減免措置によって全額免除・減額していることがわかる。「平成 20 年度調査」では全額免除 33 パーセント、減額 27 パーセント、減免措置なし 3 パーセント、実費のみ（光熱費など）2 パーセントであるから、減免措置による免除・減額が、前回調査から本調査にかけて増えていることがわかる。

「平成 20 年度調査」（N=1034）

▶全額免除 33 パーセント、減額 27 パーセント、減免措置なし 3 パーセント、実費のみ（光熱費など）2 パーセント、その他 33 パーセント、無回答 2 パーセント

「平成 25 年度調査」（N=921）

▶全額免除 41.2 パーセント、減額 38.0 パーセント、減免措置なし 7.0 パーセント、その他 12 パーセント、無回答 2 パーセント

## 1.5 運営主体と施設種別

本節では、公民館の運営主体と施設種別について扱っている。

本調査で対象としている公民館は、条例によって設置されたものである。そのため、民設民営の自治公民館は対象外とする。この根拠は、既述のように、公民館の設置は社会教育法第21条による。

### 【社会教育法】

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

近年、市町村合併や行政の組織再編等の影響を受けて、市町村教育委員会の管轄であった公民館が、廃館・統合して生涯学習センターとなり首長部局に移管されるという動きもみられ、市町村教育委員会以外が運営主体となっている公民館が増えている。また、指定管理者制度によって市町村は公民館の運営を委託することができるが、その準拠法である平成15年(2003年)に改正された地方自治法の関連箇所は以下である。

### 【地方自治法】

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

調査の結果は次のとおりである。

(1) 運営主体

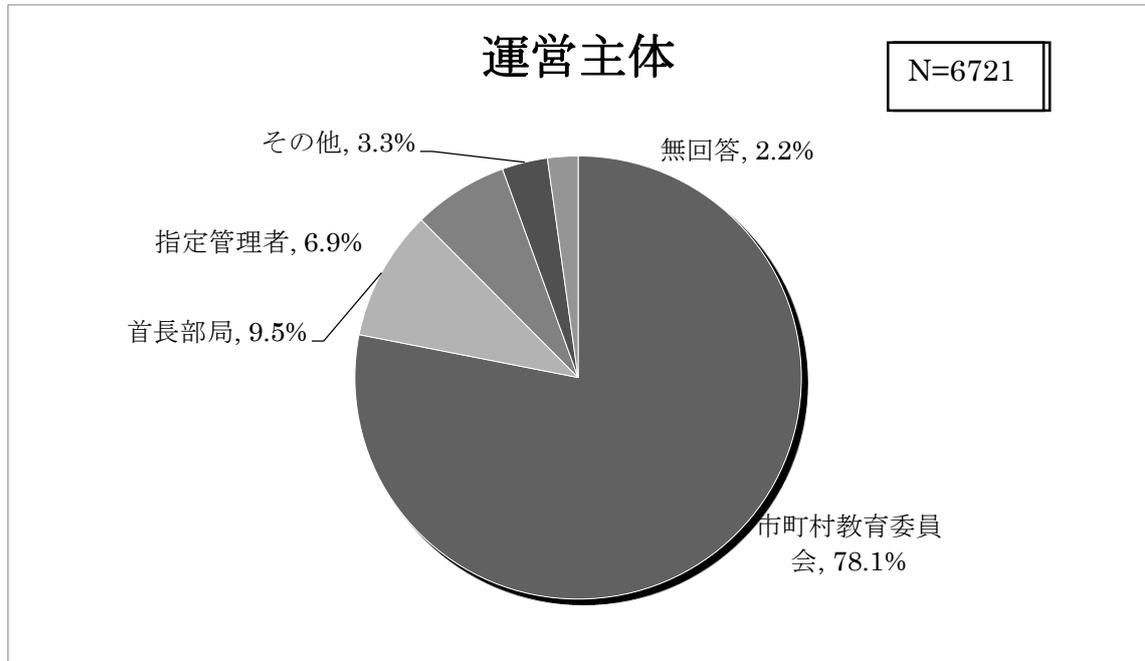


図 1-12

運営主体は市町村教育委員会が大部分を占め 78.1 パーセント (5247 館) で、首長部局の 9.5 パーセント (638 館)、指定管理者の 6.9 パーセント (463 館) がそれに続いた。平成 20 年度の調査と比較すると、市町村教育委員会の割合は 0.4 ポイント下がり、首長部局の割合が 2 ポイント上がり、指定管理者の割合は 0.2 ポイント下がっている。この 2 回の調査は絶対数が異なるため注意深く検討が必要ではあるが傾向として、首長部局への移管が起きていると考えられる。

「平成 15 年度調査」

- ▶市町村教育委員会 81 パーセント、地域団体 13 パーセント、首長部局 2 パーセント、法人 2 パーセント、その他 1 パーセント、不明 1 パーセント

「平成 20 年度調査」(N=10784)

- ▶市町村教育委員会 78.5 パーセント、首長部局 7.3 パーセント、指定管理者 7.1 パーセント、その他 5.7 パーセント、無回答 0.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=6721)

- ▶市町村教育委員会 78.1 パーセント、首長部局 9.5 パーセント、指定管理者 6.9 パーセント、その他 3.3 パーセント、無回答 2.2 パーセント

平成 20 年度(2008 年度)の調査では、平成 15 年度(2003 年度)の調査に比べ首長部局と指定管理者の割合が大きく増えており、首長部局への移管や指定管理者への委託が進んでいることが伺えた。一方今回は指定管理者の割合はほぼ変わっておらず、むしろ 0.2 ポイントとわずかではあるが下がっていることから、指定管理者への委託の流れは落ち着いてきているのではないかと考える。

また、平成 15 年度(2003 年度)調査では「地域団体」が 13 パーセントと市町村教育委員会に次ぐ割合を占めていた。これは、条例により市町村が設置したものではあるが、運営は実質その地域で形成されている地域団体が担っている状況を表している。平成 20 年度(2008 年度)調査以降は、アンケートの解答から「地域団体」という選択肢が無くなっているため、平成 20 年度(2008 年度)、平成 25 年度(2013 年度)調査においては「地域団体」の割合は見られない。ただ、前回や今回の調査でも、特に小さな地域の公民館などで実質として地域団体が運営を担っている状況は続いていると考えられ、それらは他の選択肢の中に含まれていると推測する。

第 2 章の「指定管理者について」の第 3 節に詳しく記述しているが、指定管理者の委託先としては、株式会社よりも地縁団体や第三セクター等が多くを占めており、上述のような実質「地域団体」が運営を担っているような状態が見受けられる。

次に施設種別であるが、ここにおける中央館・地区館・分館の分類は文部科学省による「社会教育調査」に準拠している。各種別の定義は以下である。

○中央館：2 以上の公民館を設置する市町村において、その設置する公民館のうち、1 つの公民館を定めて、当該公民館の事業のほか、市町村の全域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施している公民館をいう。

○地区館：「中央館」以外の公民館。

○分館：社会教育法第 21 条第 3 項に規定する分館で、市町村教育委員会が維持・管理・運営しているもの。

社会教育法第 21 条によると、「公民館は、市町村が設置する」「公民館の事業の運営上必要があるときには、公民館に分館を設けることができる」とある。条例設置の公民館は、本館と分館に分けられ、さらに本館は、地域の中に複数公民館がありその中で中心的な役割を担うものがあれば中央館と、そのような公民館でなければ地区館と呼んでいる。

## (2) 施設種別

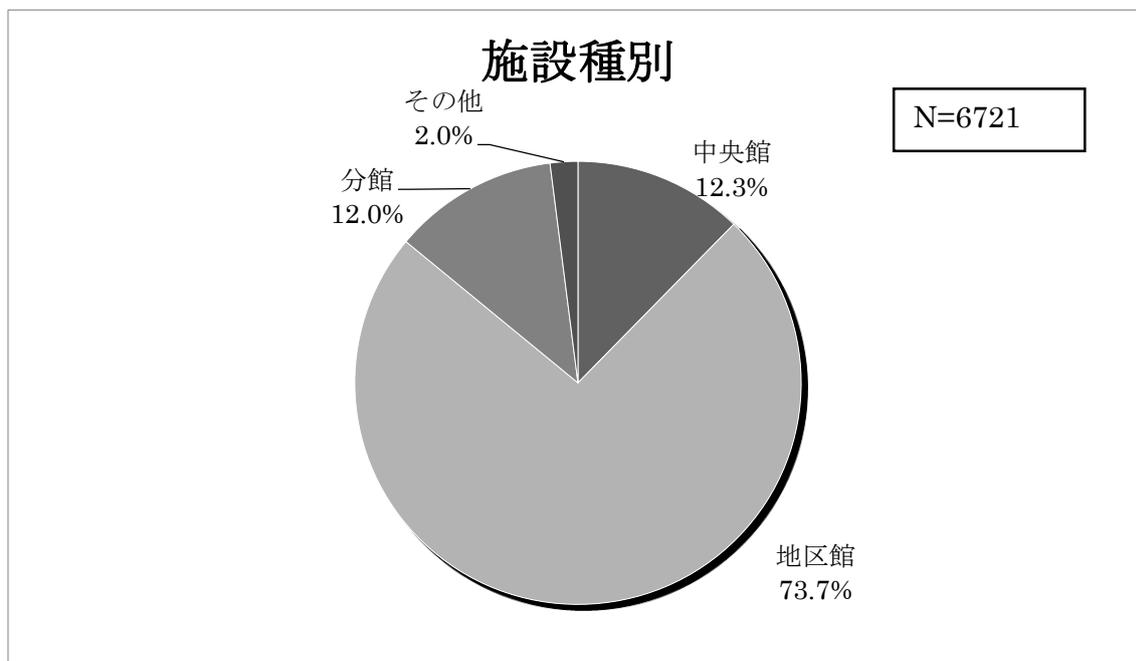


図 1-13

施設種別は地区館が 73.7 パーセントと一番多く、それに中央館 12.3 パーセント、分館 12.0 パーセントが続いた。

公民館のあゆみを振り返ると、かつては地域と密着した多くの分館が設置されていたが、近年では分館の占める割合はどんどん下がってきている。

「平成 20 年度調査」(N=10784)

▶中央館 9.9 パーセント、地区館 68.5 パーセント、分館 19.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=6721)

▶中央館 12.3 パーセント、地区館 73.7 パーセント、分館 12.0 パーセント

本報告書の第 2 章第 4 節で公民館数の増減と主たる理由についてまとめており、公民館の減った理由としては市町村合併による公民館の統廃合、老朽化による廃館、コミュニティセンターとして首長部局に移管などの理由が考えられる。分館の割合が減少しているのは、前述の統合や廃館、施設の再編などの傾向が分館において最も顕著であるからではないかと推測する。

## 1.6 職員数について

本節では、館長・分館長、事務系職員、庶務・管理系職員、事務系と庶務・管理系の両方担当の職員について、その男女別の人数、それぞれの専任、兼任、非常勤の割合、年齢別や経験年数別の割合、館長に就いた職員のその直前の職についてなどを扱っている。

なお、専任・兼任・非常勤の分類は、文部科学省による「社会教育調査」によると以下のとおりである。

- 専任：当該施設の常勤の職員として発令されている者。
- 兼任：当該施設以外の常勤の職員で、兼任発令されている者。
- 非常勤：非常勤の職員として発令されている者。なお、常勤的に勤務しているパート職員及び地方公務員法第 22 条第 2 項による臨時職員を含む。

### 【地方公務員法】

#### 第 22 条

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合または任用候補者名簿が無い場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行なうことができる。この場合に置いて、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

(1) 専任・兼任・非常勤の別

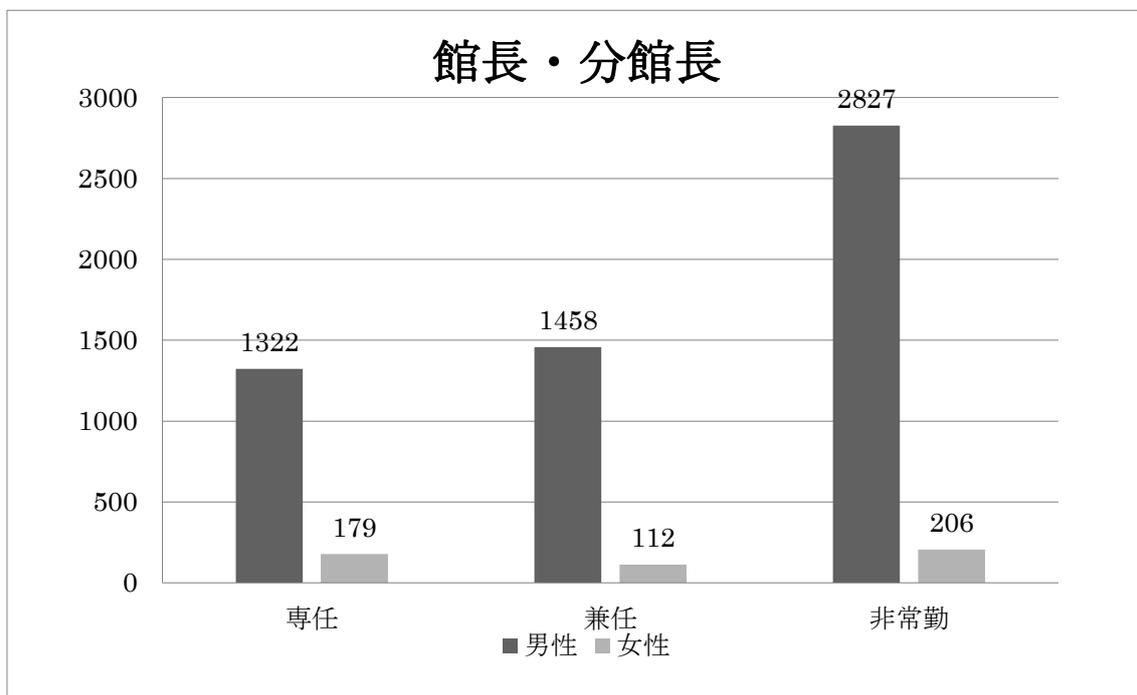


図 1-14

館長・分館長は圧倒的に男性多数という結果になった。その中でも、非常勤職員の割合が多い。

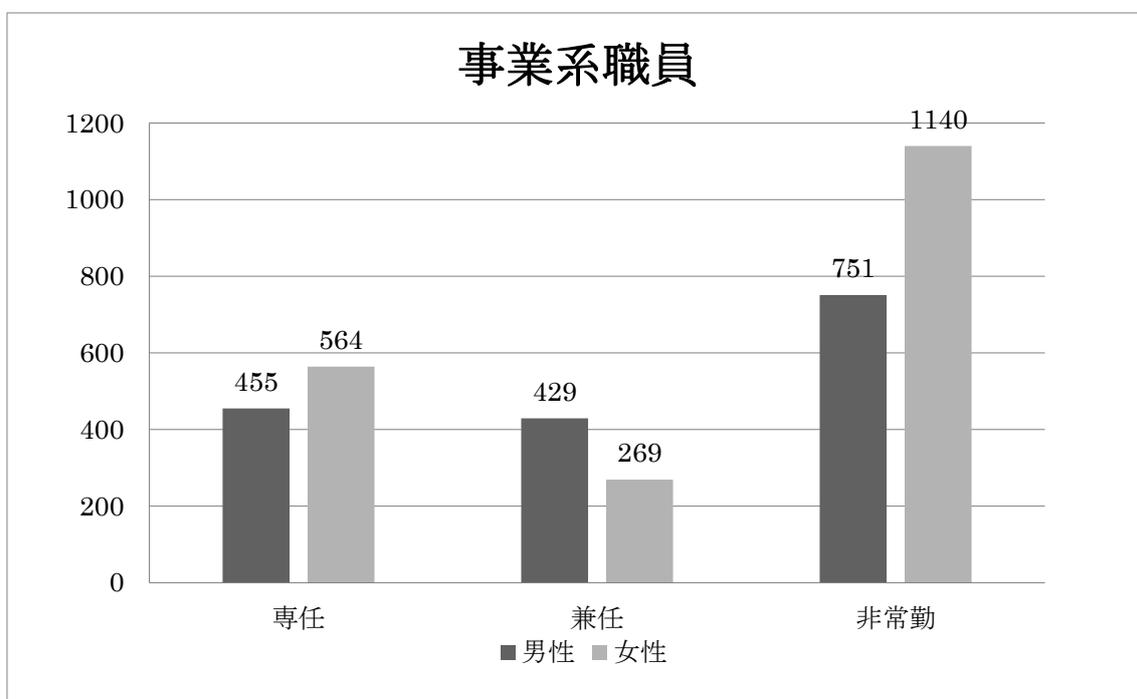


図 1-15

事業系職員では総数では女性のほうが多いという結果になった

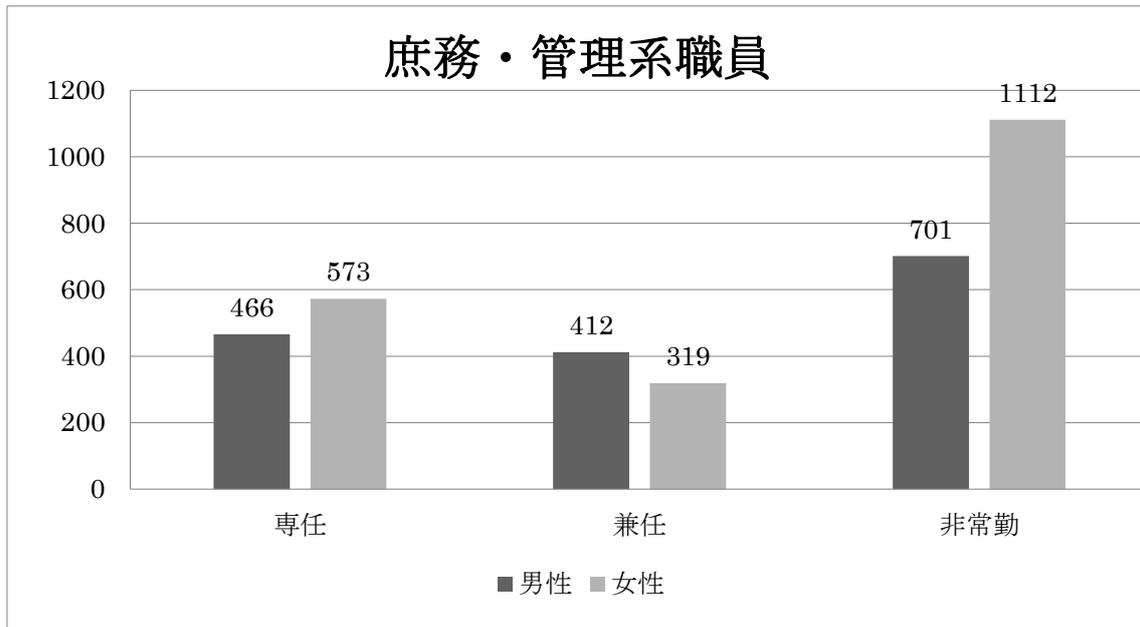


図 1-16

庶務・管理系職員も総数として女性の数が多く、非常勤の割合が多い。

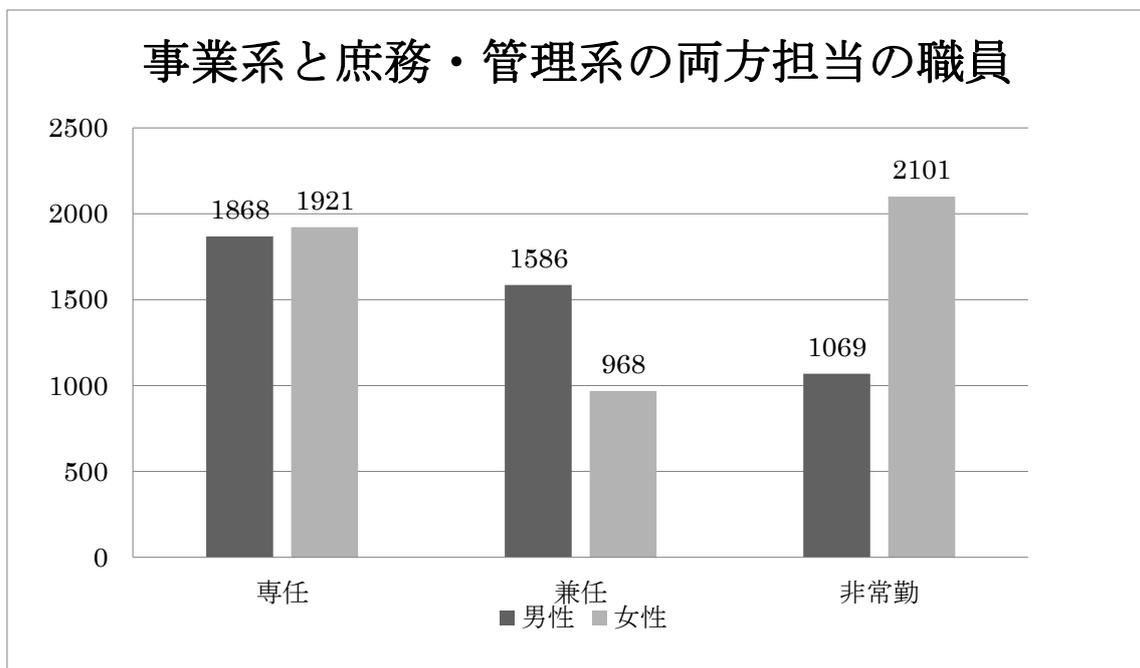


図 1-17

事業系と庶務・管理系の両方担当の職員は、専任職員は男女同じ位だが、兼任は男性が多く、非常勤は女性が多いという結果になった。

(2) 男女の別

以下では、上で見てきたそれぞれの職員の専任・兼任・非常勤について、男女を合わせた全体の中での割合を、円グラフで表している。

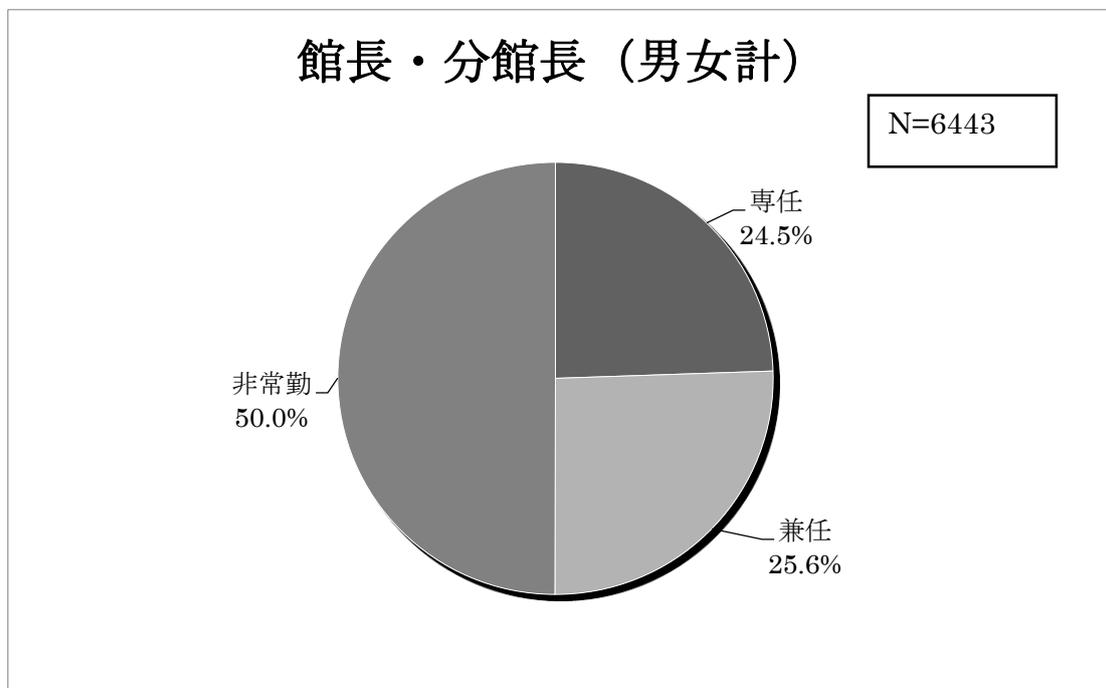


図 1-18

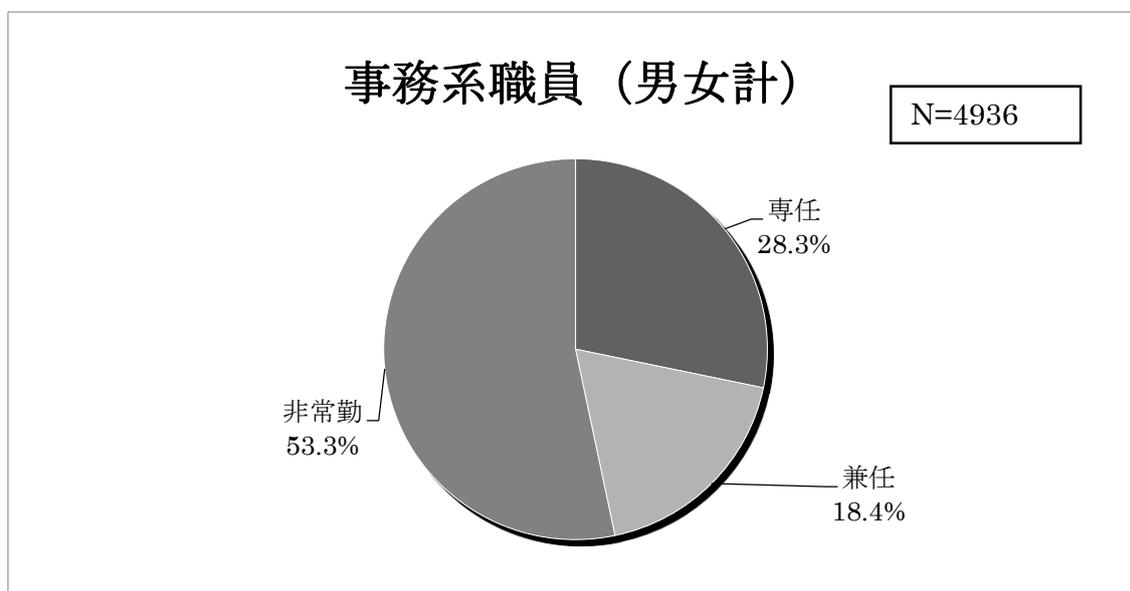


図 1-19

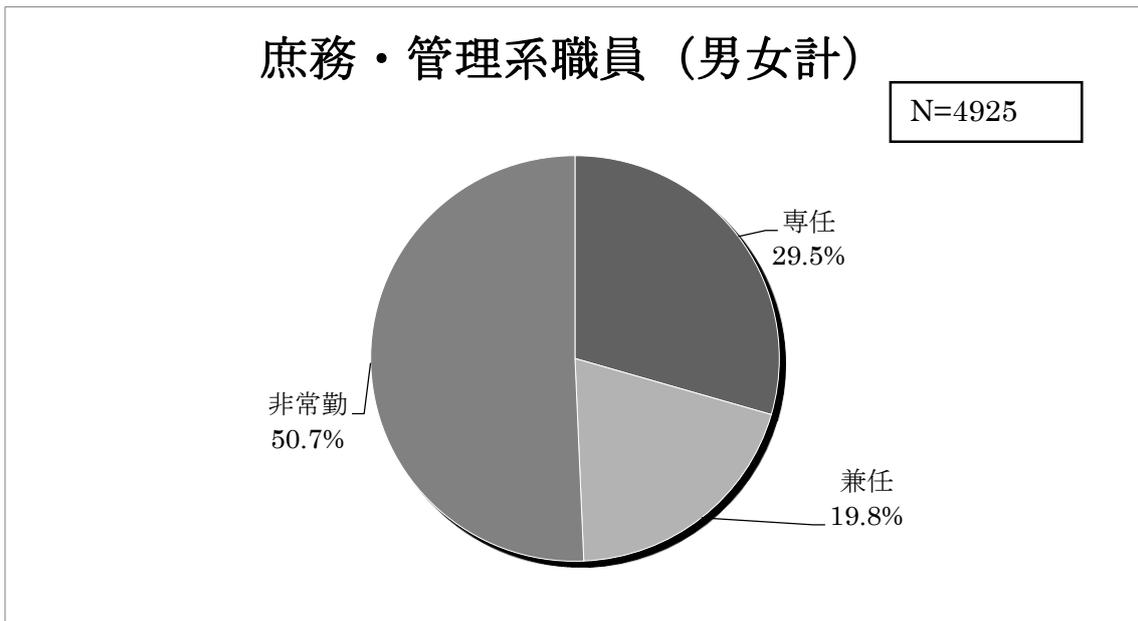


図 1-20

男女計の集計だと、館長・分館長における非常勤の割合が 1 番多く 50 パーセントを占めており、事業系職員、庶務・管理系職員共に非常勤が 50 パーセントを超えている。

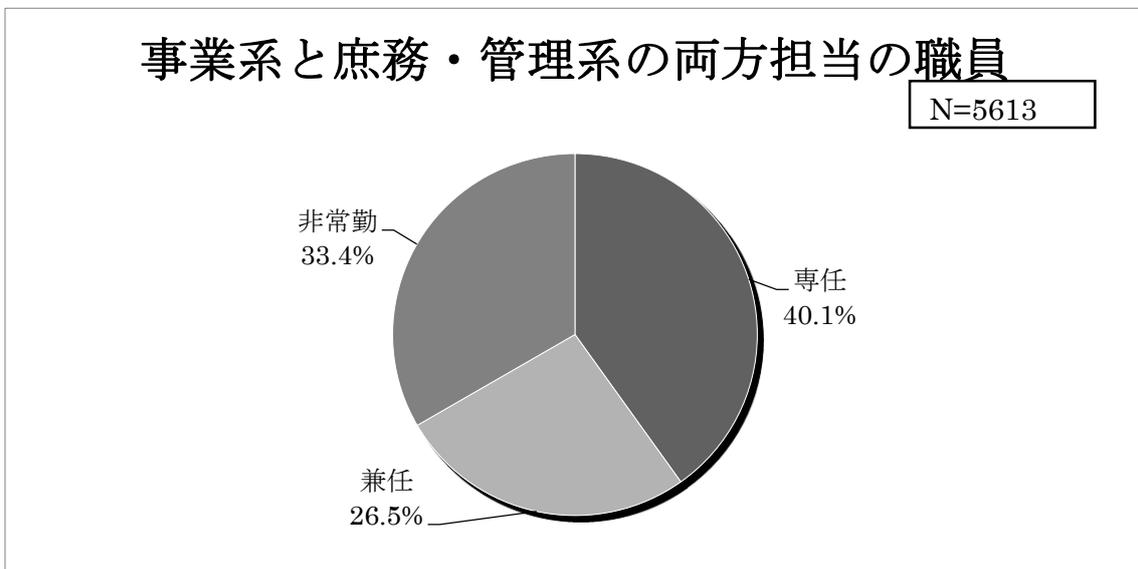


図 1-21

事業系と庶務・管理系の両方担当の職員は専任職員の割合が 40.1 パーセントと他の職種に比べて多く、非常勤の 33.4 パーセント、兼任の 26.5 パーセントと続いている。

(3) 館長

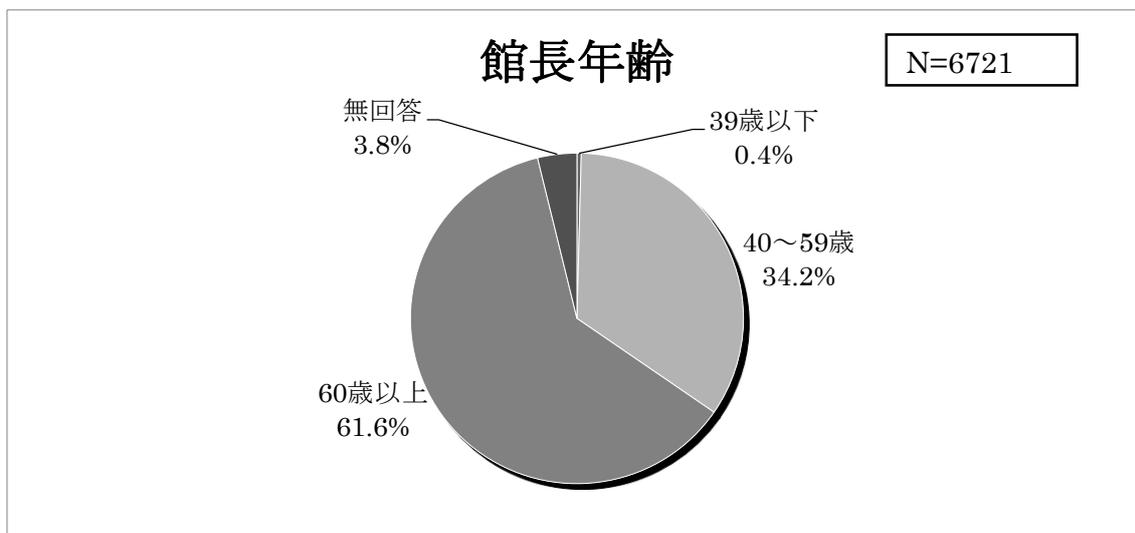


図 1-22

館長年齢は 60 歳以上が 61.6 パーセントと半数以上を占めており圧倒的に多い。次に多いのが 40～59 歳の 34.2 パーセントであり、若年層が少ない年齢構成になっている。

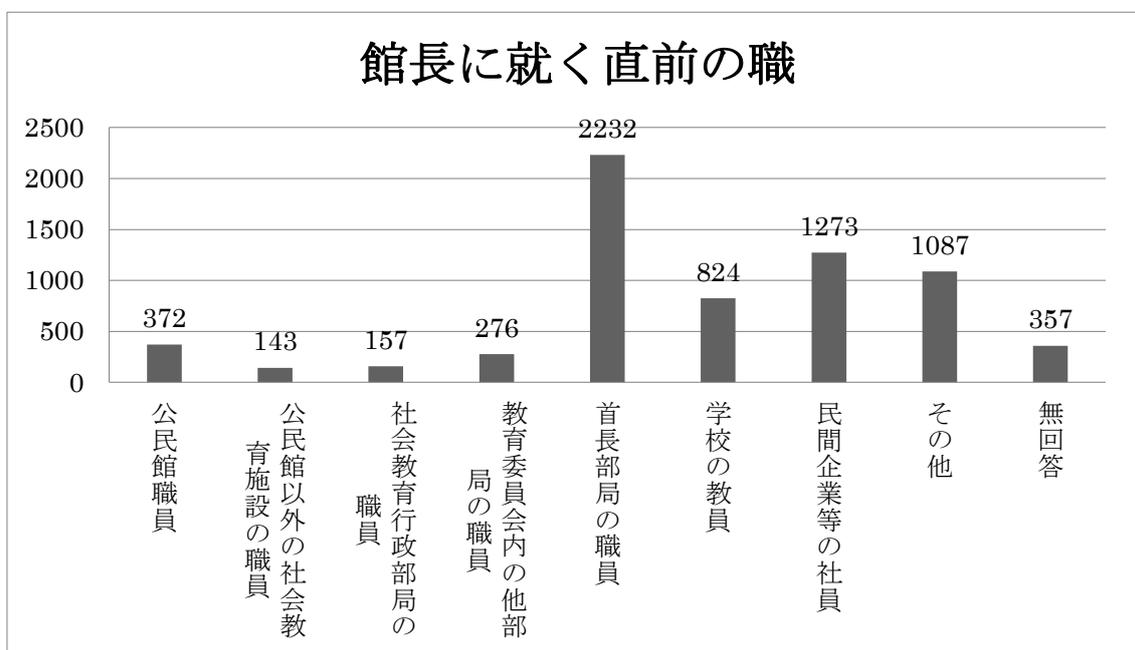


図 1-23

館長に就く前の職は首長部局の職員が 2232 名と一番多い。次に多いのは民間企業等の社員である。

(4) 館長以外の職員

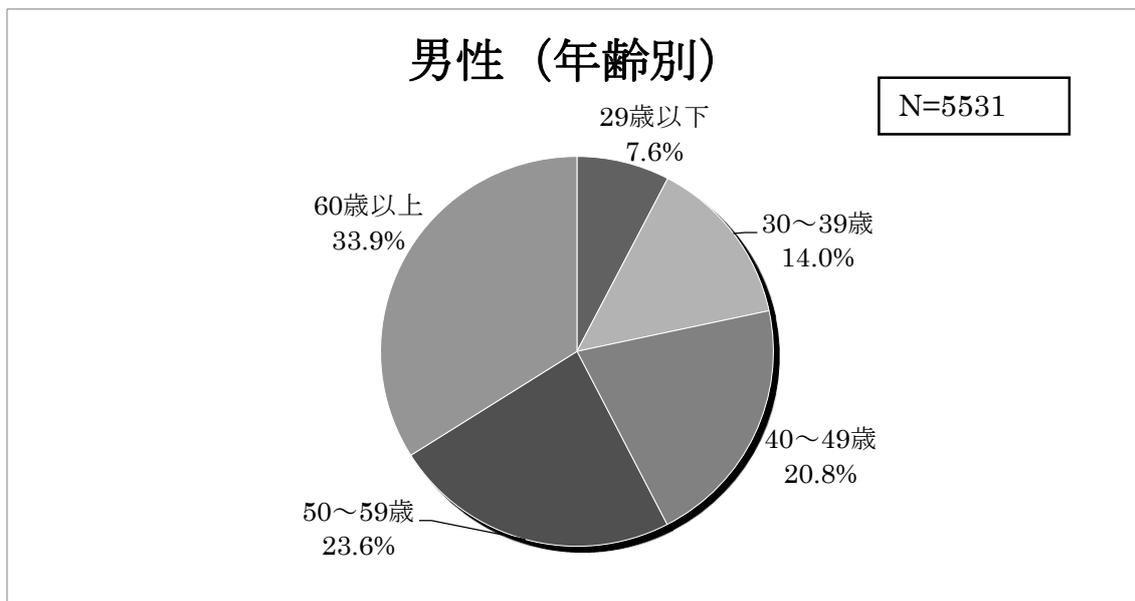


図 1-24

館長以外の男性職員の年齢構成は、60歳以上が一番多く、その後も若年層に向かうにつれて割合が少なくなっている。前職を退職後に館長に就く人が多いと考えられる。

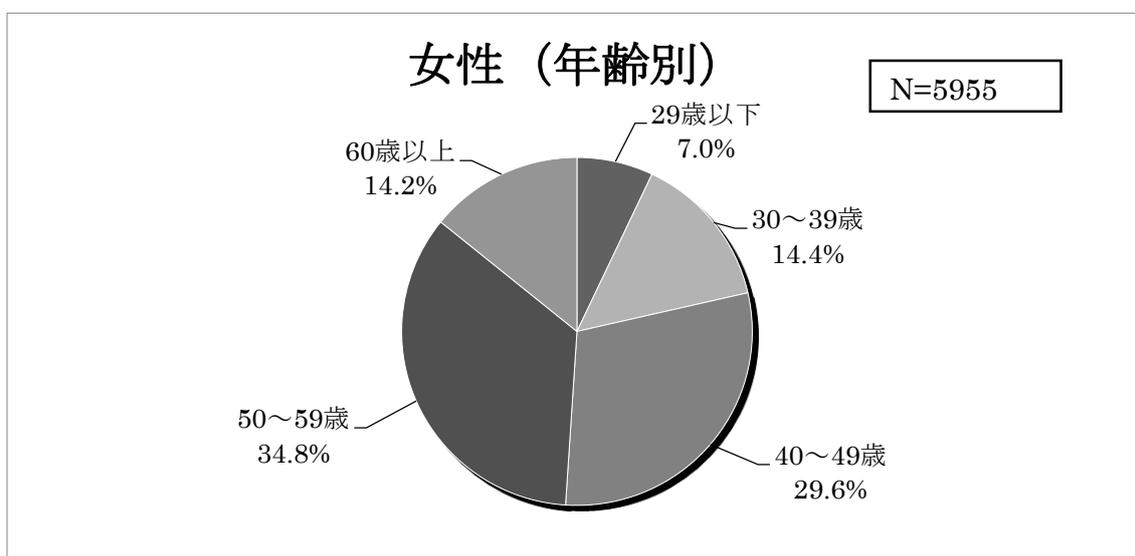


図 1-25

女性では50～59歳が34.8パーセントと一番多く、次に40～49歳の29.6パーセントが多くなっている。ここでも若年層の割合は少ないが、60代と30代の割合はほぼ同じである。

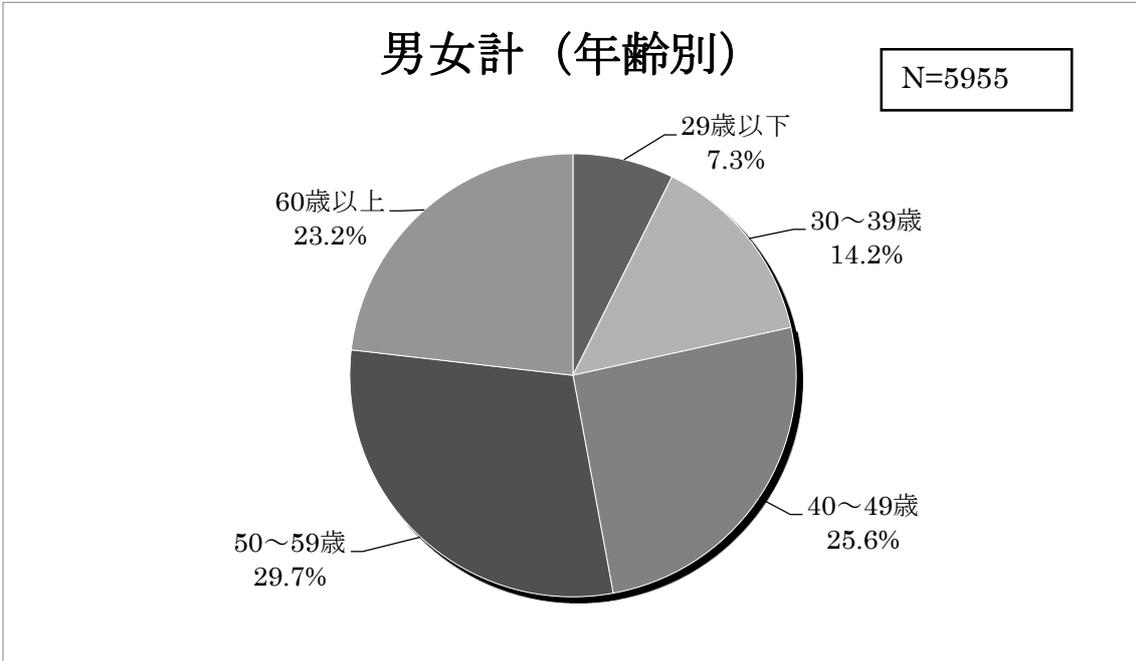


図 1-26

男女計でもやはり 40 代・50 代・60 代の職員の割合が多い。

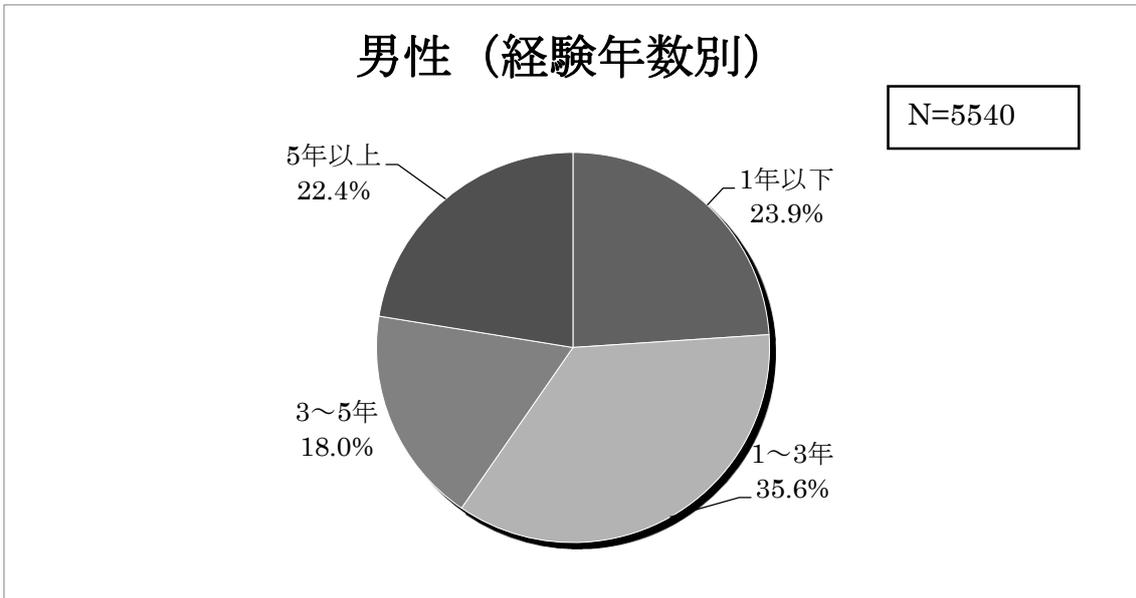


図 1-27

経験年数別だと 1～3 年が 35.6 パーセントと一番多い。比較的経験年数の浅い職員が多い。

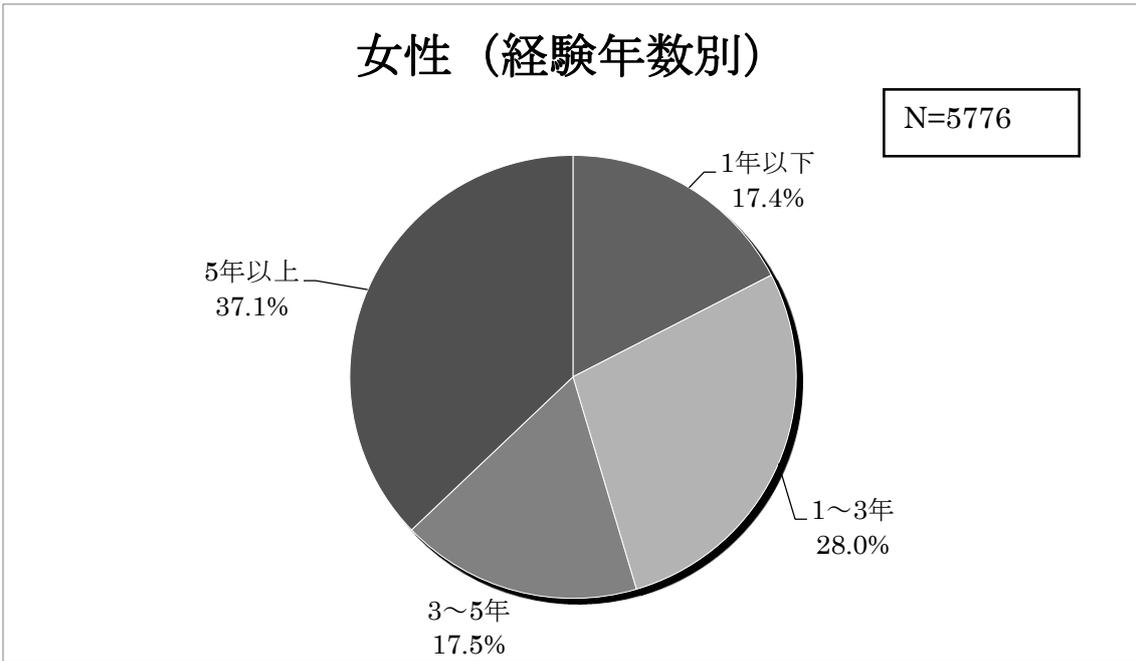


図 1-28

女性では5年以上の経験のある職員が37.1パーセントと一番多く、比較的経験年数の多い職員が多いことが見受けられる。

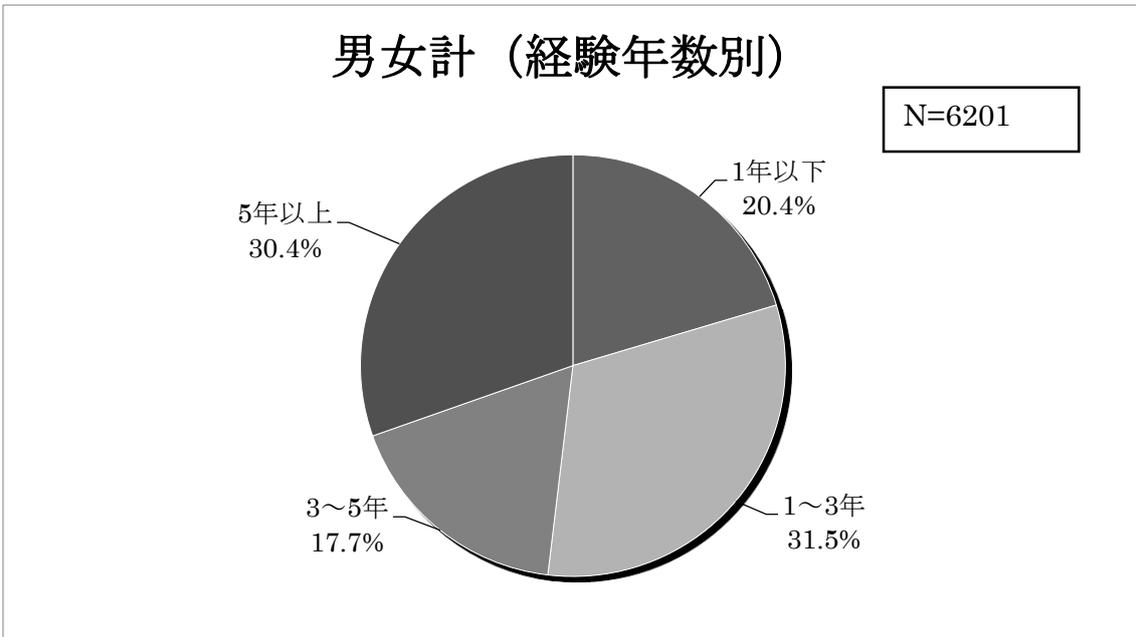


図 1-29

男女をまとめると、館長以外の職員の約半数以上が3年以内の経験しか持っておらず、5年以下を含めると約70%近くの職員は5年しかいないことがわかる。

全体としてみると、館長・分館長は圧倒的に男性の数が多く、事業系職員、庶務・管理系

職員では女性の数が増えている。

一方で、館長も含め、館長以外の職員についても、非常勤の割合が 50 パーセント近くを占めているところは特筆すべき点である。

また、館長・分館長の年齢は定年後の 60 歳以上が多いというのが特徴的で、意外なことに、館長につく前の職は公民館職員・学校の教員等の教育委員会関係の職員よりも、首長部局の職員・民間企業等の社員が多いという結果になった。

館長・分館長以外の職においても、年齢層の高い職員が多い。この傾向は特に男性職員に顕著であり、男性職員の年齢構成としては 60 代が一番多く、50 代、40 代…と年齢層が低くなるにつれて少なくなっていた。

経験年数での分類では、全体としては経験年数 1～3 年ほどの比較的経験の浅い職員が多数を占めることが分かった。特に男性ではその傾向が顕著であるが、女性では経験年数 5 年以上の職員の割合も大きい。経験年数 15 年など、長きにわたって公民館の運営に携わっている職員も一定数いるのだが、その数は割合としてはごくごくわずかにとどまっている。

このように、男女比や年齢層の偏り、経験の蓄積の問題など、公民館の職員体制は充実しているとは言にくい。また、館長・分館長の年齢層として 60 歳以上が 60 パーセントを超えており圧倒的であること、館長に就く前の職が公民館職員や他の社会教育施設の職員であることは少なく、首長部局職員であることが圧倒的多数であったことから、周知の事実かもしれないが、公民館館長の職が首長部局職員の天下り先になっていることが推測される。男性の職員経験年数が比較的短く、短期で入れ替わっているようだったこともこのあたりと関連しているのかもしれない。

## 1.7 公民館情報を発信する手段について

本節では、公民館情報を発信する手段として何を利用しているかについて扱う。

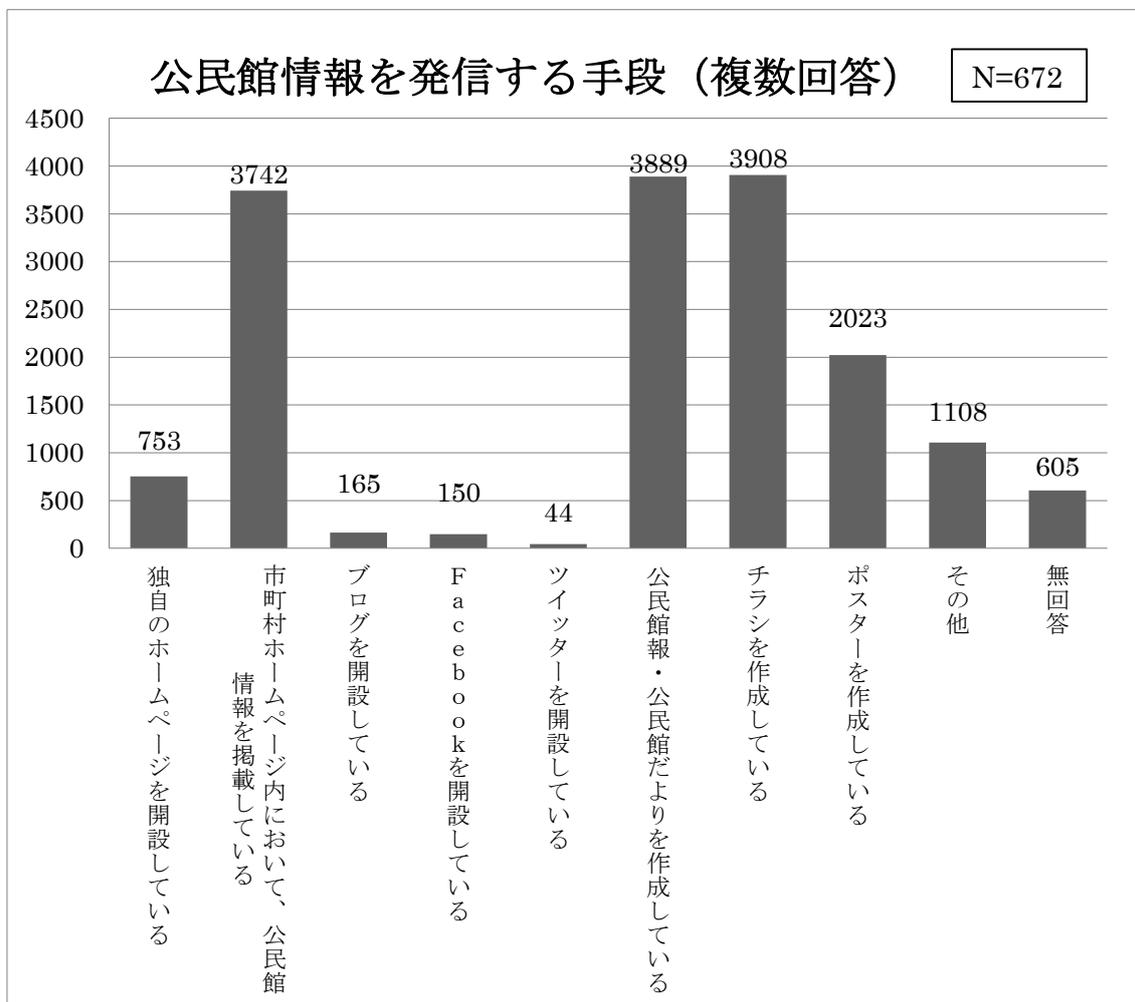


図 1-30

公民館情報を発信する手段を複数回答で質問したところ、「チラシを作成している」の 3908 館、「公民館報・公民館だよりを作成している」の 3889 館、「市町村ホームページ内において、公民館情報を掲載している」の 3742 館が上位を占めた。次に「ポスターを作成している」が 2023 館、「その他」が 1108 館、「独自のホームページを開設している」が 753 館と続き、「ブログを開設している」が 165 館、「Facebook を開設している」の 150 館、「ツイッターを開設している」の 44 館となっている。

従来からよく活用されている公民館報・公民館だよりやチラシ、それから市町村ホームページなどによる広報が現在でも主流となっており、独自のホームページ設置やツイッター、Facebook などの新しいメディアへの対応が遅れていると言える。

## 1.8 公民館の施設環境について

この節では、「公民館開設年」「公民館建設年」「建物の単独／併設・複合の状況」「敷地面積」等、公民館の施設環境に関する実態調査結果を記載している。

「公民館開設年」「公民館建設年」の調査結果からは、公民館の開設・建設が 70 年代～80 年代をピークに実施されていたことがわかる。これは逆に言うと、現在全国に設置されている公民館のおよそ半数が建設後 30 年～40 年経過していることがわかる。特に「耐震化されている公民館」と「耐震化されていない公民館」で建築年を比較したところ、当然ではあるが、建築年の古い公民館の方が耐震化に遅れが見られていることがわかった。

また「敷地面積」「建物延べ床面積」の調査結果を見ると、広大な敷地を持つ公民館が一定数見られるものの、建物としての規模は 330～900 m<sup>2</sup>を中心にある程度標準化されていることがわかる。

「公民館の部屋・空間・設備」の調査結果を見ると、「会議室・空間室」「だんらんが可能な空間」に加え、「和室」や「調理室」が整備されている公民館が非常に多いことがわかる。またバリアフリーに配慮した施設環境整備が徐々に進められている一方、昨今の IT 環境の対応が遅れている様子が見られる。

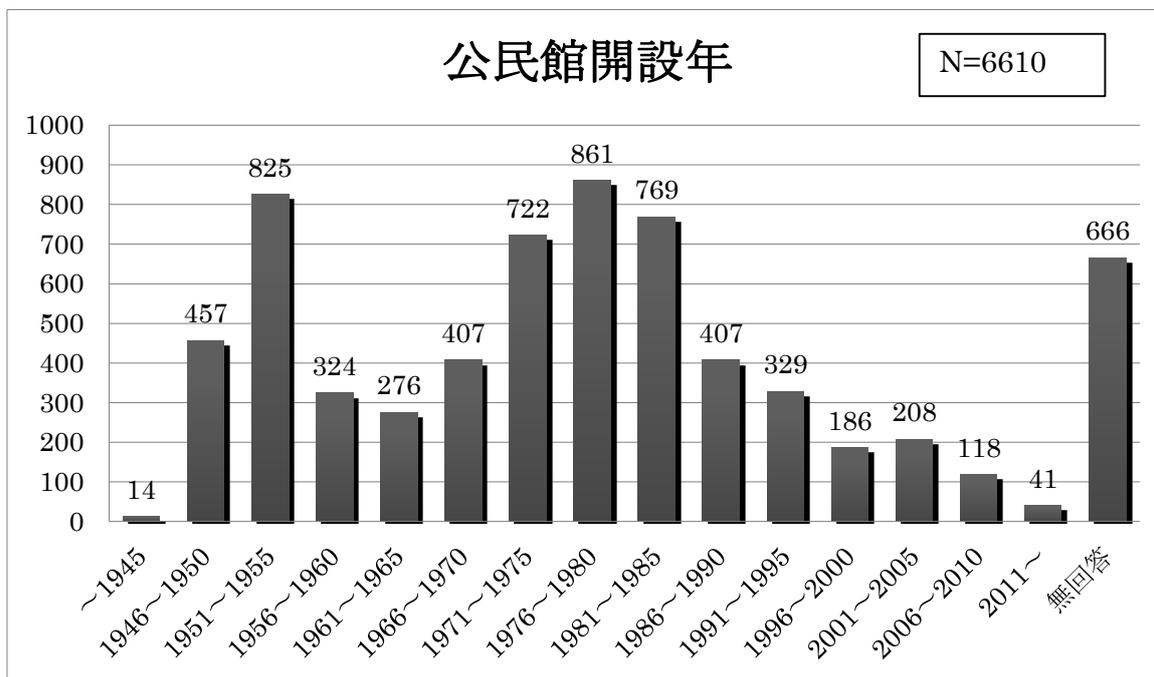


図 1-31

公民館の開設年としては、戦後の昭和 21 年(1946 年)から(昭和 30 年)1955 年にかけて伸びが見られる。その後一度落ち着くも、再び昭和 45 年(1970 年代)はじめから昭和 60 年(1985 年)にかけての開設が目立つ。

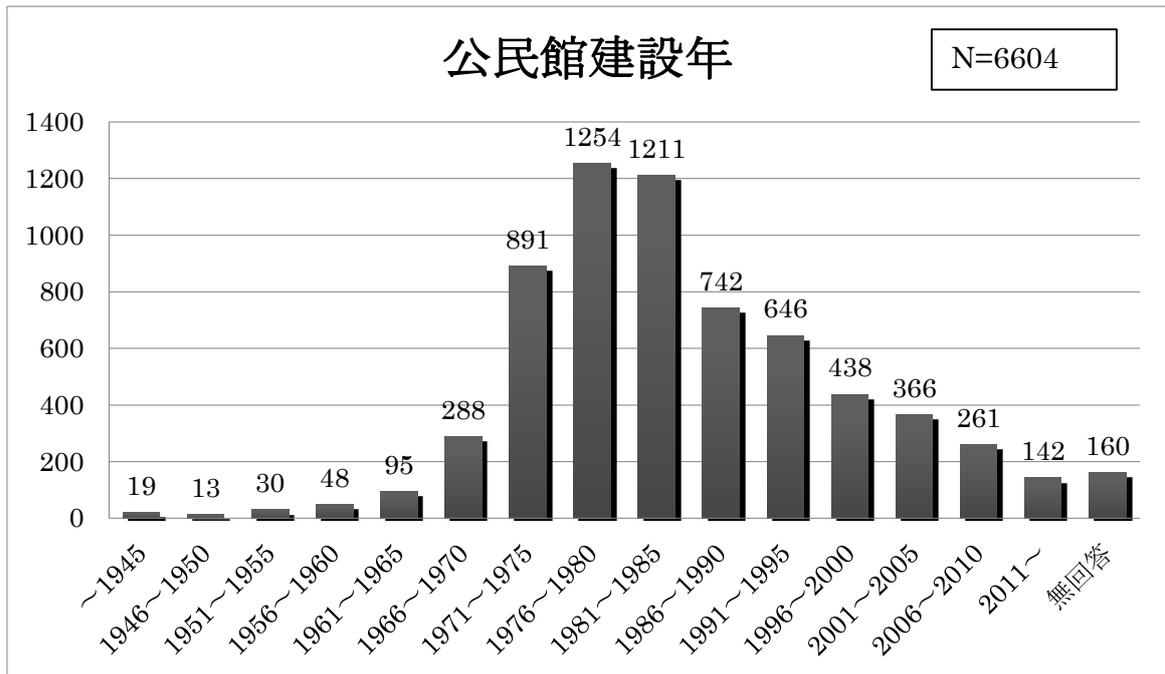


図 1-32

公民館の建設年としては、こちらも開設年と同様、昭和 45 年(1970 年代)はじめてから昭和 60 年(1985 年)にかけて建設が増加しているのがわかる。これは当時、公民館の建設に対して文部省の補助が下りていたことが背景にある。

またこの調査結果から、現在全国に設置されている公民館のおよそ半数が建設後 30 年～40 年経過していることがわかる。

昭和 56 年(1981 年)には建築基準法が大きく改正され、新しい耐震基準になったが、それ以前に建築のあった公民館は全体の半数を占めている。これらの分析については後述するが、昭和 56 年以前に建てられた公民館の耐震化率は 58.6%であり、避難所に指定されている公民館が全体の約 8 割を占めているなか、早急な対応が求められる。

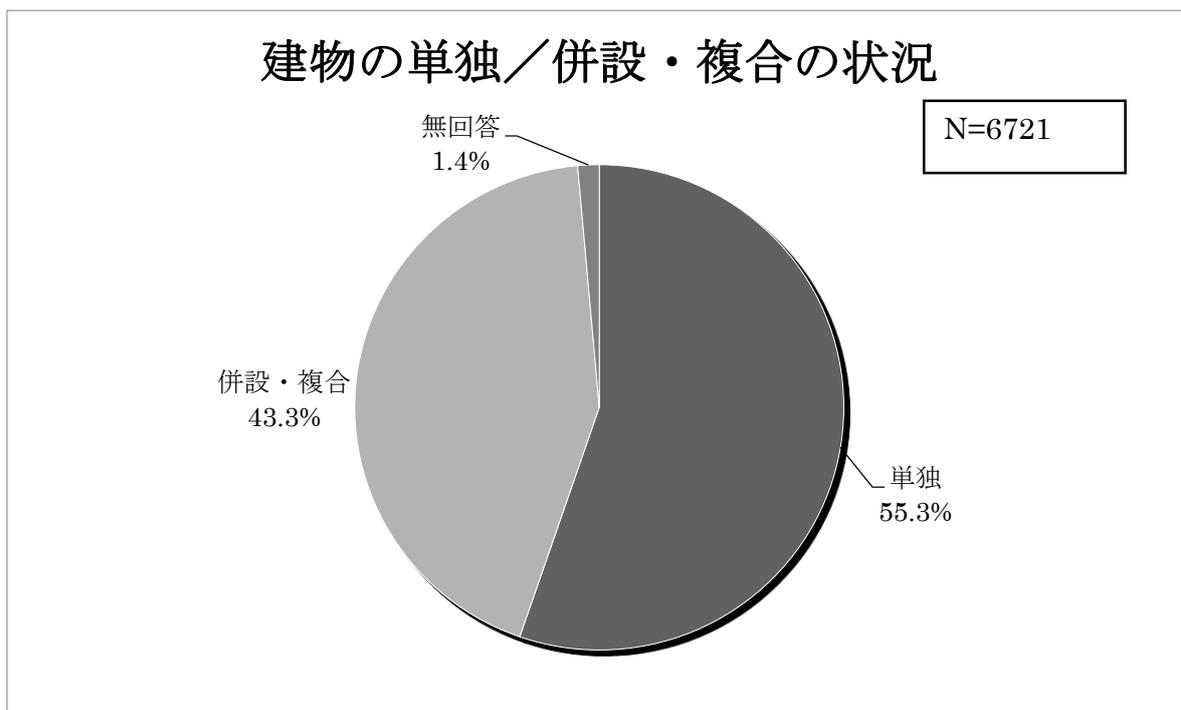


図 1-33

建物は単独で設置されているものが 55.3 パーセント、併設・複合されているものが 43.3 パーセントと若干単独建設のほうが多い状況となっているが、平成 20 年度(2008 年度)調査と比較すると、併設・複合の割合が増えていることが分かる。市町村合併や公民館の統合等の動きにより、他の関連施設とあわせて再編されるようなことも影響しているのではないかと推測する。

「平成 20 年度調査」(N=10784)

▶単独 58.7 パーセント、併設・複合 39.0 パーセント、無回答 2.3 パーセント

「平成 25 年度調査」(N=6721)

▶単独 55.3 パーセント、併設・複合 43.3 パーセント、無回答 1.4 パーセント

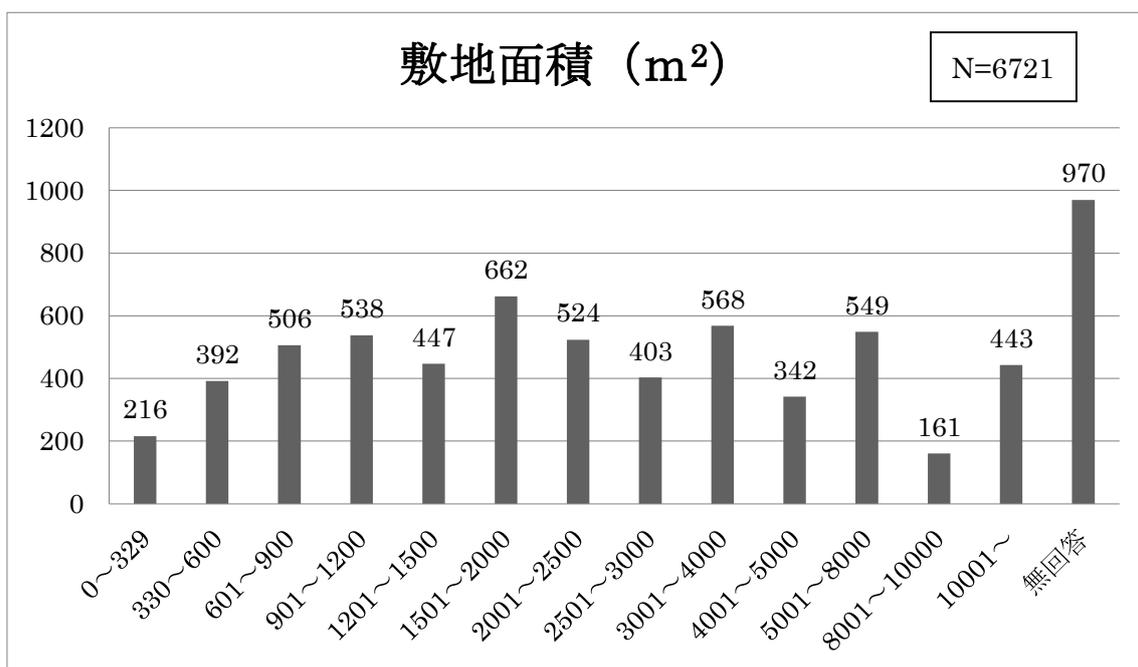


図 1-34

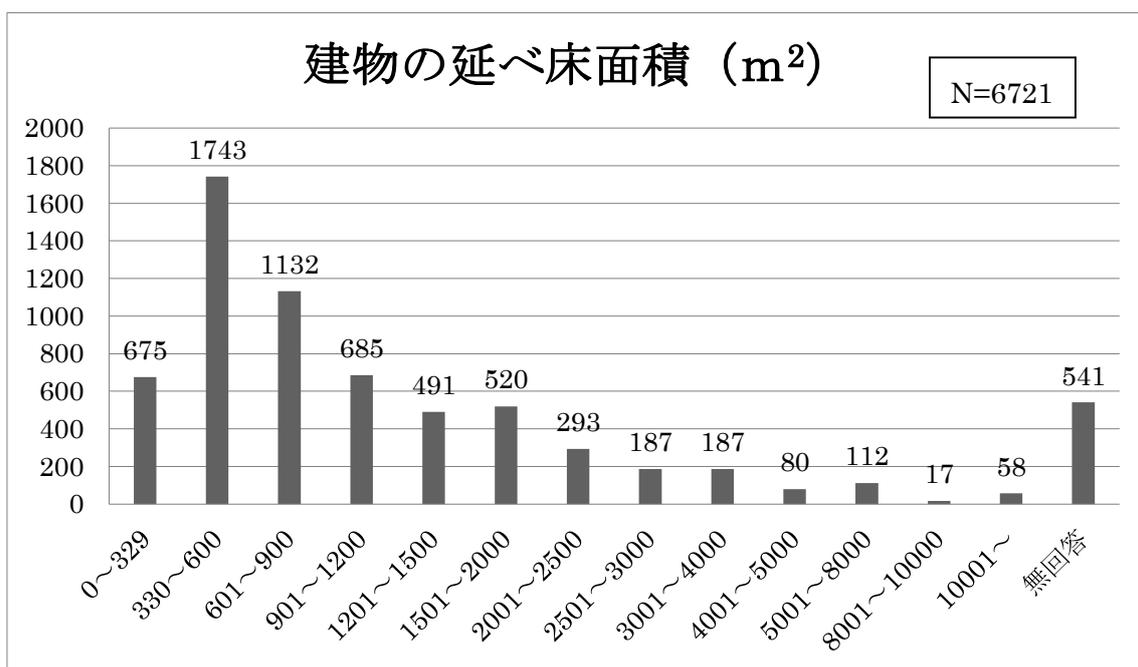


図 1-35

公民館の建物の延べ床面積は 330~600m<sup>2</sup> が一番多い。一方で敷地面積は比較的分散しており、広大な敷地を持つ公民館も見られる。

なお、面積の数値に関してだが、昭和 34 年(1959 年)12 月 28 日 文部省告示第 9 号「公民館の設置及び運営に関する基準」第 3 条に、「公民館の建物の面積は、330 平方メートル

以上とする」という記述があるため、その当時建てられた公民館があるということ踏まえてまず 330m<sup>2</sup>で区切っている。当時は地域の中心を担っていく公民館にきちんとした設置基準がないということからこの告示が出されたようであるが、時を経て、それぞれの地域と密着して運営していく公民館に、このような画一的かつ詳細な規定があることはふさわしくないのではないかと見直され、新しく出た平成 15 年(2003 年)6 月 6 日文部科学省告示第 112 号「公民館の設置及び運営に関する基準」においては公民館の面積規定は削除されている。

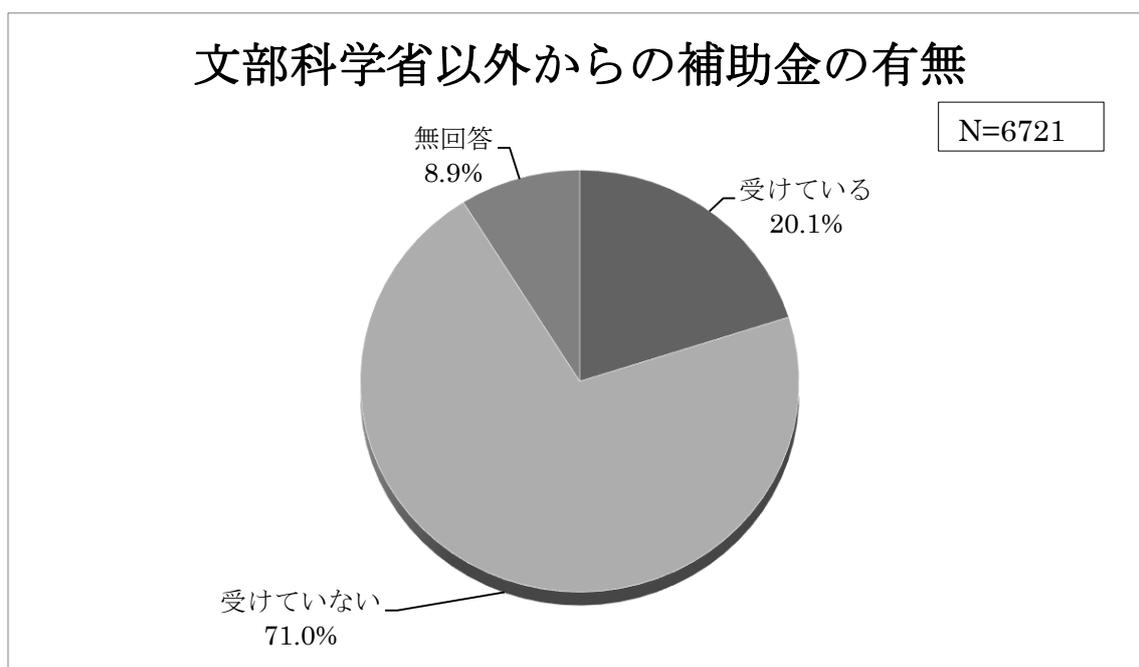


図 1-36

公民館の建設に当たって文部科学省以外から補助金を受けているか、という質問では、「受けていない」という回答が 71.0 パーセントで圧倒的に多く、「受けている」と解答した公民館は全体の 20.1 パーセントにとどまった。

なお、文部科学省による建設補助は継続事業を除き平成 9 年(1997 年)で廃止となった。そのような状況のなかで、平成 9 年以降に公民館を建設するにあたって、文部科学省以外から補助金を「受けている」と回答した公民館がどのような補助金を活用しているかを具体的に調べると、経済産業省の「電源立地地域対策事業」「地域新エネルギー導入促進対策事業」、厚生労働省の「介護予防拠点整備事業」、農林水産省の「中山間地域総合整備事業」「地域材利用促進木造公共施設整備事業」、防衛省の「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」「まちづくり総合支援事業(まちづくり交付金)」「教育施設等騒音防止対策事業」などの記述が多く見られ、さまざまな省庁の補助金を活用している

ことがわかる。なかには「宝くじ助成金」によるものもあった。

## 1.9 その他設備について

本節では、公民館の部屋・空間・設備や駐車場の状況について扱う。

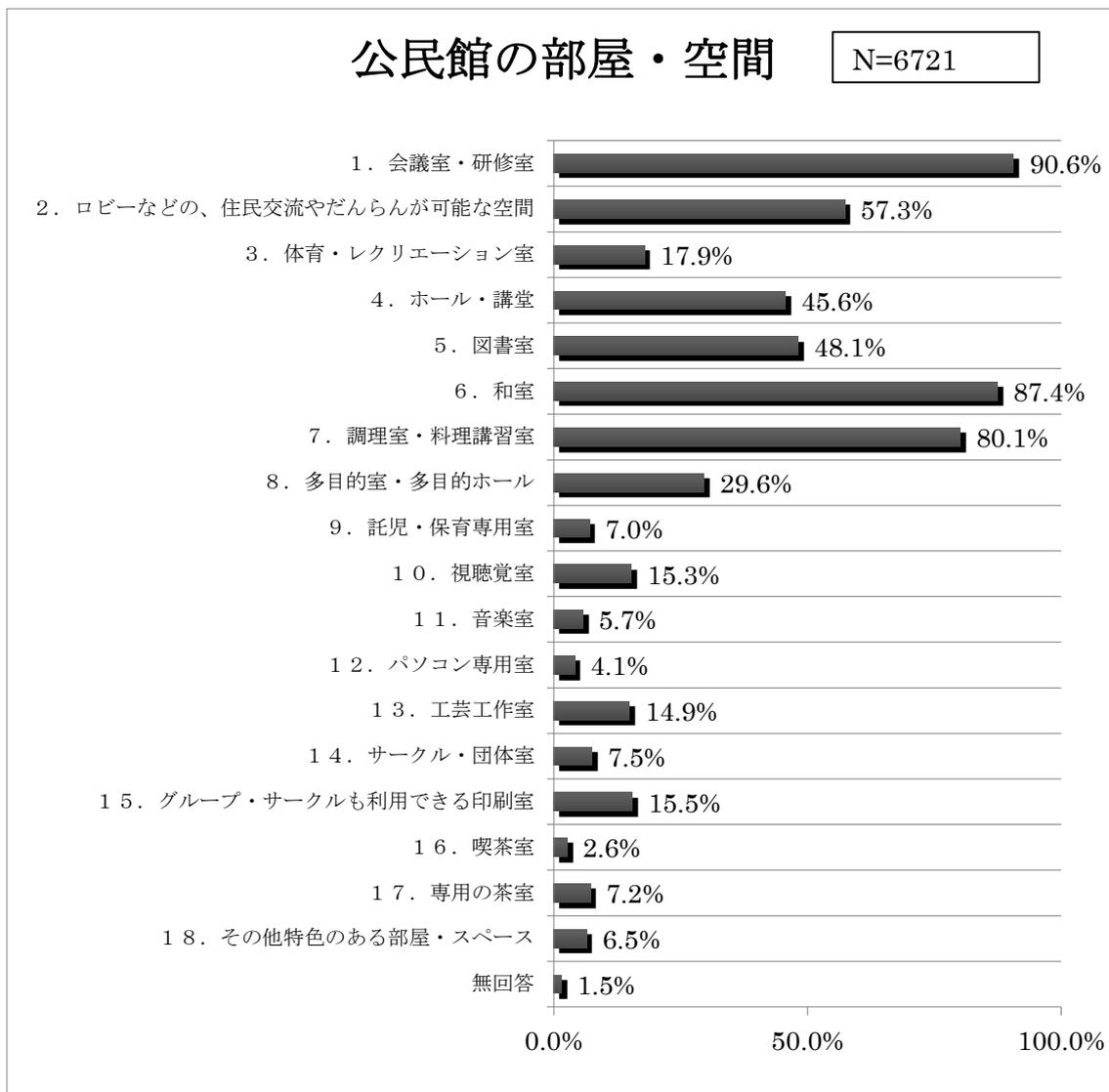


図 1-37

「平成 20 年度調査」に引き続き、「会議室・研修室」（平成 20 年度(2008 年度)時点 90.4 パーセント)、「和室」（同年度 86.9 パーセント)、「調理室・料理講習室」（同年度 78.1 パーセント)を備えている公民館が大変多い。

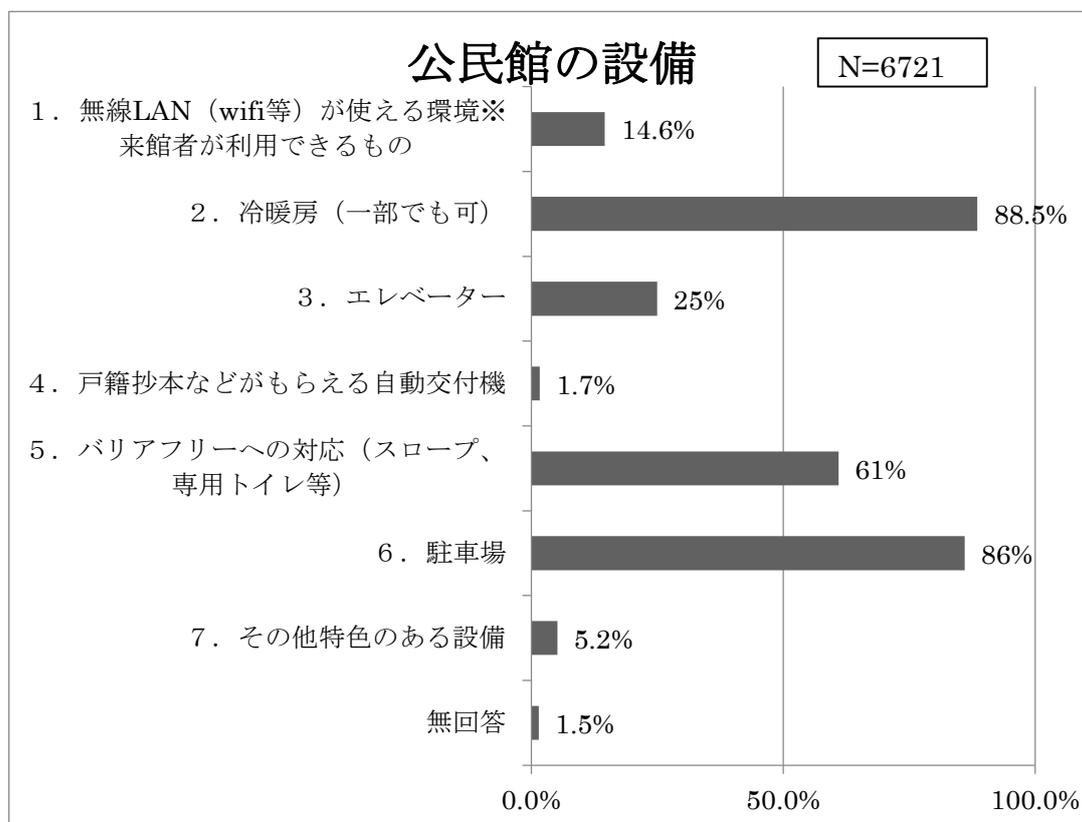


図 1-38

公民館の設備状況は「平成 20 年度調査」に比べ、バリアフリーへの対応が 52.1 パーセント→61 パーセントと進んでいる。一方、「パソコン [インターネット対応] 来館者利用可」に代わって今年度追加されたアンケート項目「無線 LAN (wifi 等) が使える環境※来館者が利用できるもの」は 14.6 パーセントと少ない。急速な IT 環境の変化に対応が追いついていない状況が見られる。

なお、来館者でも利用できるパソコンの項目は、昨今の行政機関のセキュリティ強化の関係で、利用が制限されている公民館が多く、項目からは除外した。

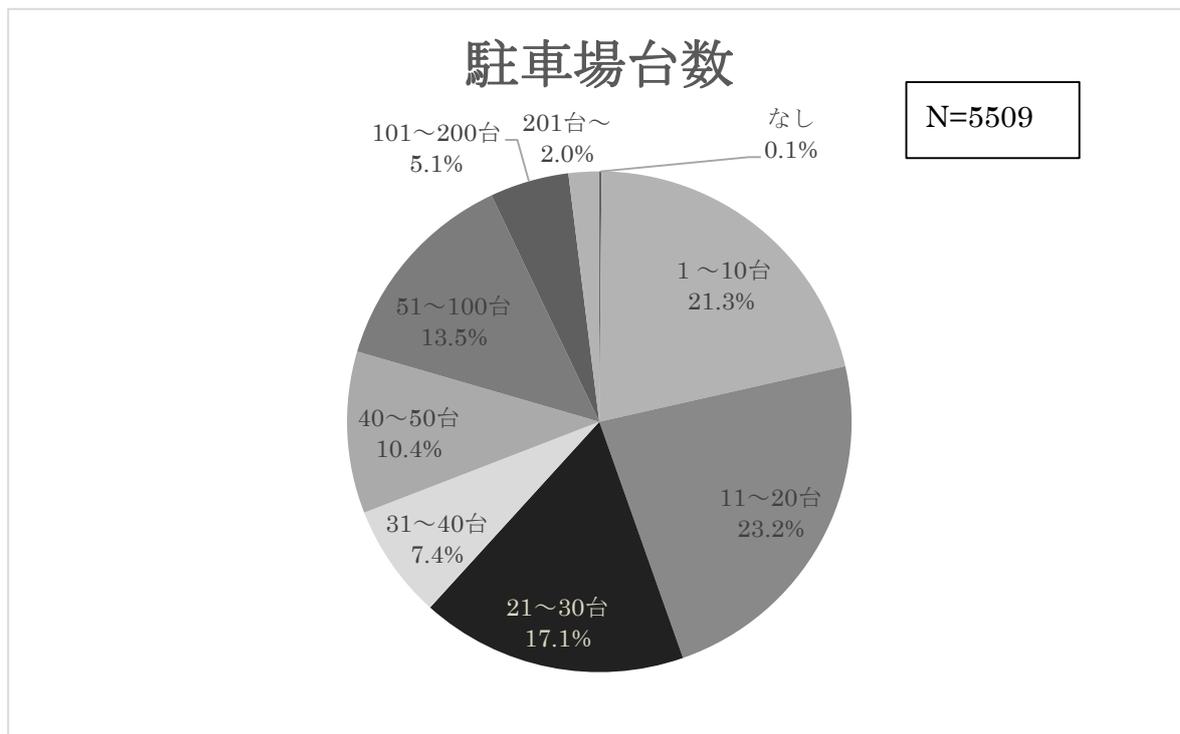


図 1-39

公民館に通うとき、車で通うという利用者は多い。

特に公共機関が少ない場合は、車で通う利用者は多いと思われる。駐車場に入る車の数は、11台から20台がいちばん多く23.2%、次に1～10台の21.3%であった。

## 2 今年度重点的に調査した項目に関する結果

この章では、今年度の調査で特に質問項目を設けた内容に関する結果に加え、第1章の枠に収まらないその他の調査結果について検討する。詳細は各節ごとの解説を参照されたい。

本章の構成は以下の通りである。

- 2.1 防災・減災への対策
- 2.2 主催事業の実施状況
- 2.3 指定管理者制度について
- 2.4 公民館数の増減と主たる理由

## 2.1 防災・減災への対策

本調査の特徴の一つは、防災（災害）関係の質問項目が設定されていることである。これは、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災後初の調査であることや政府により国土強靱化が推進されていることなどを背景的状况として、防災という観点から公民館の現状を把握しようとするものである。本調査では、「防災・減災関係について」と題した問5において、7つの設問が用意した。以下ではその調査結果に基づいて、防災に関する公民館の現況を施設・設備（ハード）と避難訓練・講座（ソフト）との両面から整理する。

第一に施設・設備面についてである。まず防災・減災についての公民館の位置づけであるが、調査の結果8割弱の公民館が災害時の避難所に指定されていた。このことから公民館は、地域における防災・減災の拠点としての役割が期待されていると言える。一方で、耐震化が完了している公民館はおよそ55パーセント、避難所運営マニュアルのある公民館は4割弱であった。したがって、避難所に指定されてはいるものの耐震化が済んでいなかったり、避難所運営マニュアルが存在しなかったりする公民館があることがわかる。避難所となった場合の備えの保有率については、多い順にAEDの設置64.9パーセント、防災無線45.8パーセント、毛布38.1パーセント、自家発電23.9パーセント、水23.8パーセント、食料22.8パーセント、投光器22.3パーセント、簡易トイレ12.2パーセント、太陽光発電4.8パーセントという結果であった。

第二に避難訓練・講座についてである。まず避難訓練に関して、住民が参加した避難訓練をおこなっている公民館は4割弱、おこなっていない公民館は6割弱であった。避難訓練以外の、防災・減災に関する講座や取組については、毎年または2～3年に1回実施しているところがそれぞれ約2割と約1割であり、6割強の公民館が実施していないという状況であった。毎年または2～3年に1回実施している公民館のうち東日本大震災以後にその講座を開始したところが3割強あり、その影響がうかがえる。このような防災・減災に関する講座や取組の内容であるが、基礎知識習得50.4パーセント、災害対策や応急手当等の技術的講習会40.3パーセント、防災マップ作成や避難経路確認等の実践的講座28.9パーセント、組織作りの取組17.4パーセント、体験型講座16.9パーセント、被災地理解10.7パーセントの順になった。

以上が防災・減災の観点から見た公民館の現状である。地域の災害対策拠点は公民館以外にも存在することや、防災・減災の役割を全ての公民館が担う必要はないが、避難所指定率の高さを公民館の防災・減災機能に対する期待の高さであると捉えるならば、それに対応した施設の整備や日常的な住民の関係づくりなどが求められる必要がある。

以下では各質問項目への回答結果を見ていくこととする。

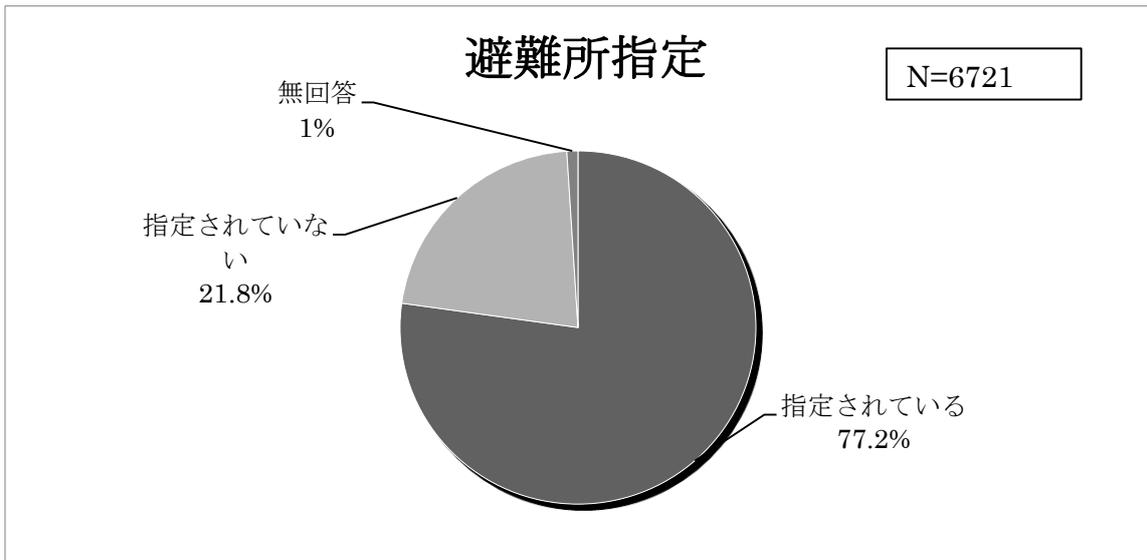


図 2-1

公民館が災害時の避難所として指定されているかを聞いたところ、全体の 77.2 パーセントが避難所として指定されていた。避難所として指定されていない公民館は全体の 21.8 パーセントであった。

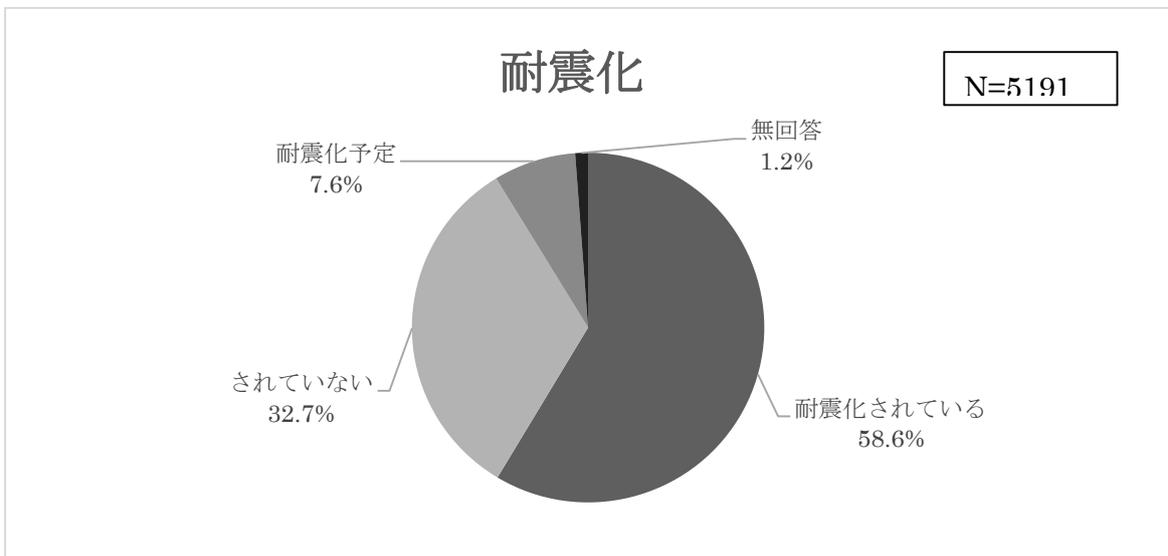


図 2-2

避難所に指定されている公民館の建物の耐震化については、耐震化されているところが 58.6 パーセント、耐震化されていないところが 32.7 パーセントであった。なお耐震化する予定との回答が 7.6 パーセントあった。避難所となる可能性が高い公民館の約 3 分の 1 が耐震化されておらず、また耐震化の予定もないのは大きな問題と言えるであろう。

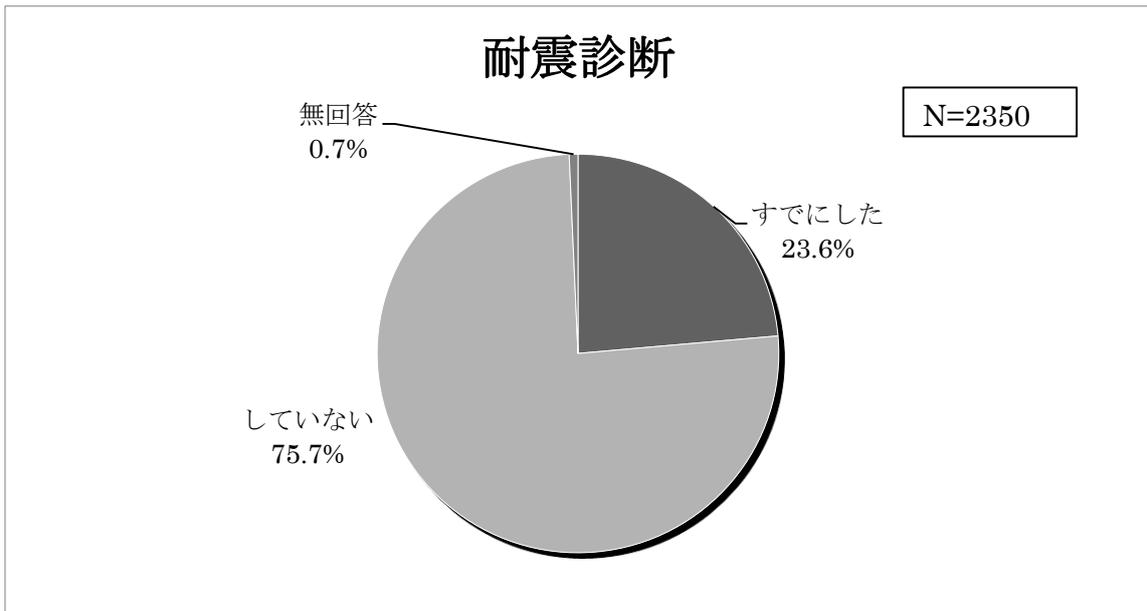


図 2-3

耐震化が済んでいるかとの問いに対して耐震化されていないと回答した公民館 2350 館に、耐震診断がなされているかを聞いたところ、すでに行っているところが 23.6 パーセント、していないところが 75.7 パーセントであった。

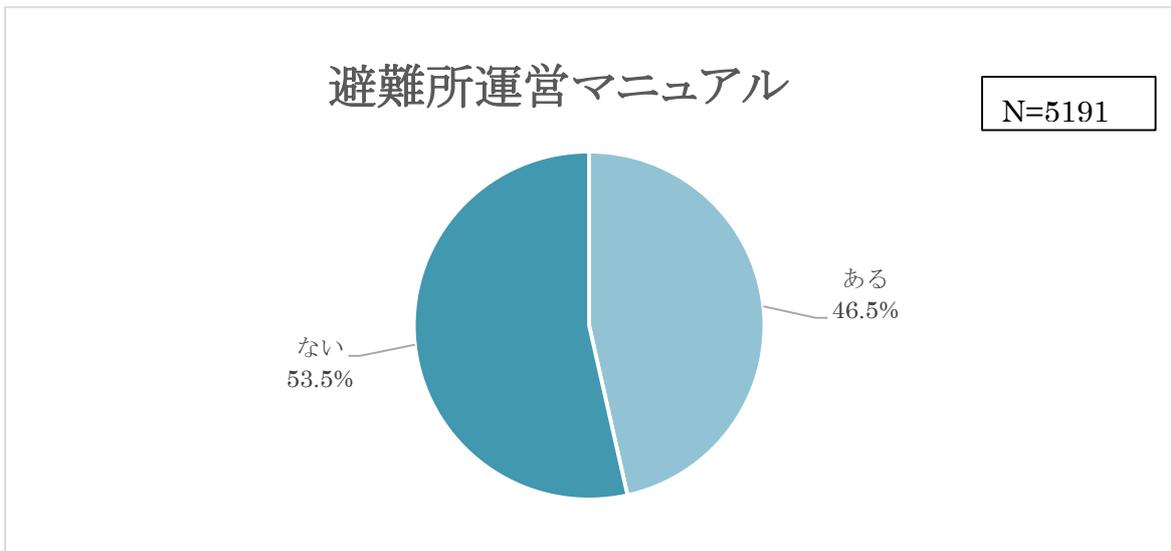


図 2-4

避難所に指定されている公民館が、避難所となったことを想定した「避難所運営マニュアル」を持っているかについては、避難所運営マニュアルがあると答えたところが 46.5 パーセント、ないと答えたところが 53.5 パーセントであった。

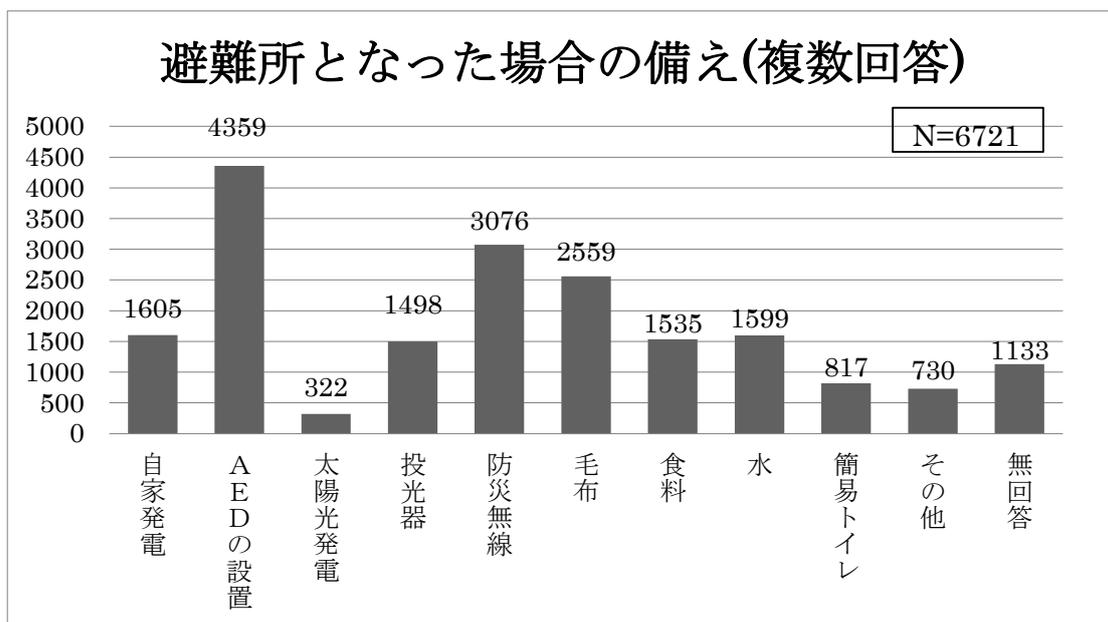


図 2-5

公民館が避難所となった場合の備えについて複数回答で聞いたところ、「AEDの設置」の4359館、「防災無線」の3076館、「毛布」の2559館が上位を占めた。続いて「自家発電」の1605館、「水」の1599館、「食料」の1535館、「投光器」の1498館、「簡易トイレ」の817館、「太陽光発電」の322館となった。

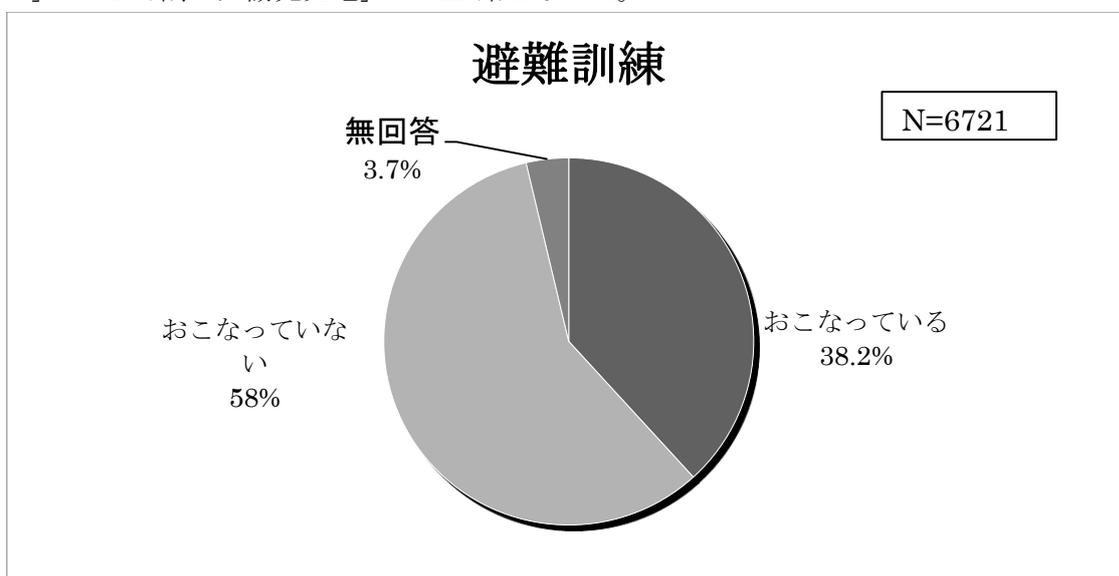


図 2-6

普段から住民も参加した避難訓練を行っているかを調査した結果、避難訓練をおこなっているところが38.2パーセントであり、おこなっていないところが58パーセントであった。

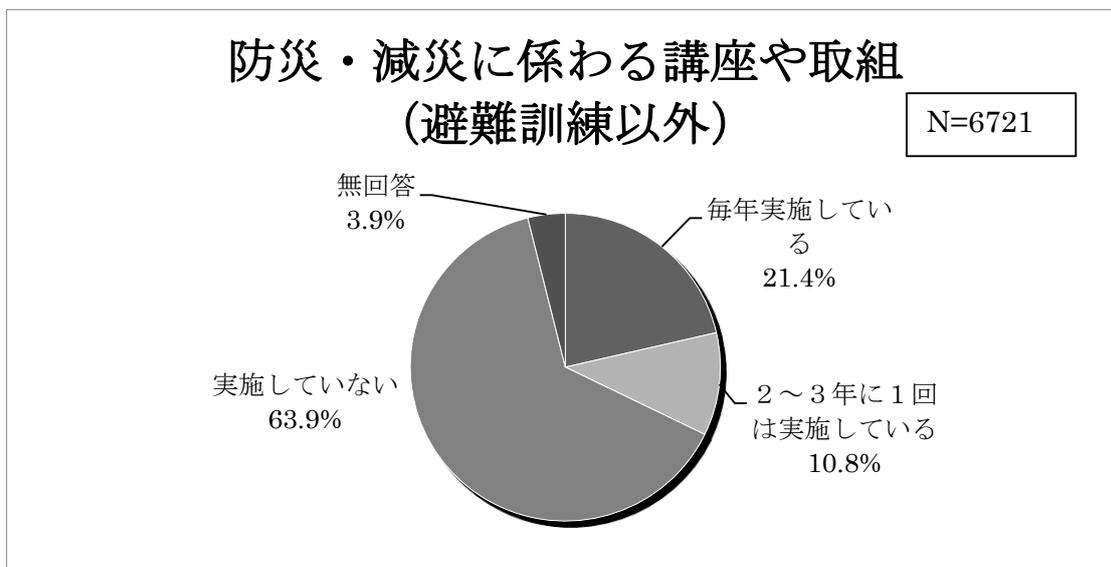


図 2-7

防災・減災に係わる講座や取組（避難訓練を除く）を実施しているかを聞いたところ、「実施していない」が最も多く 63.9 パーセントであり、「毎年実施している」が 21.4 パーセント、「2～3年に1回は実施している」が 10.8 パーセントであった。

なお、上記「避難訓練」及び「防災・減災に係わる講座や取り組み」については、第3章1節においてより詳しい分析を行っている。

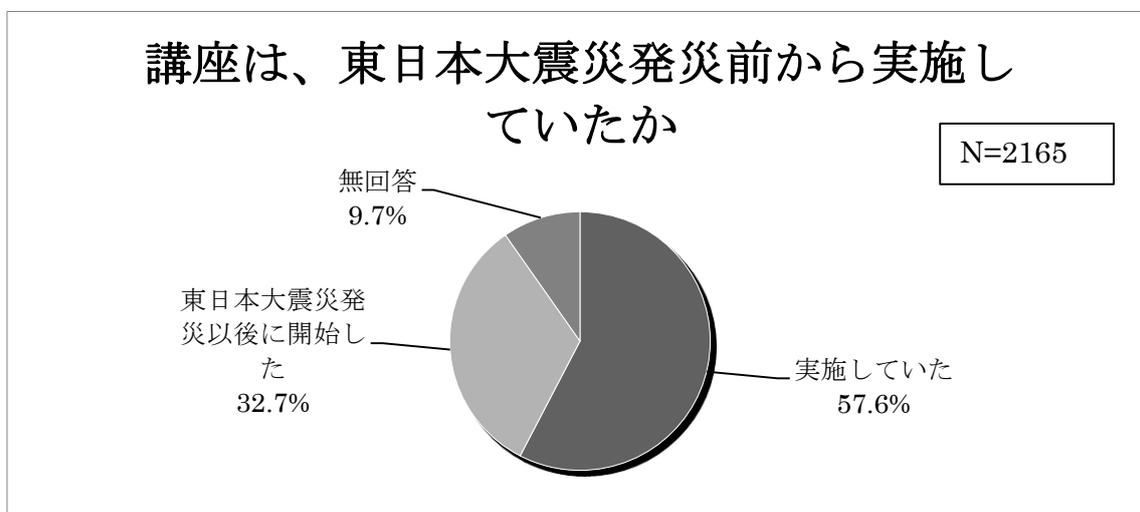


図 2-8

直前の問いで、防災・減災に係わる講座や取組（避難訓練以外）を「毎年実施している」「2～3年に1回実施している」と答えたところに対して、その講座が東日本大震災発災（平成23年[2011年]3月11日）以前から実施されていたものかどうかを尋ねたところ、「実施していた」が 57.6 パーセント、「東日本大震災発災以後に開始した」が 32.7 パーセントであった。

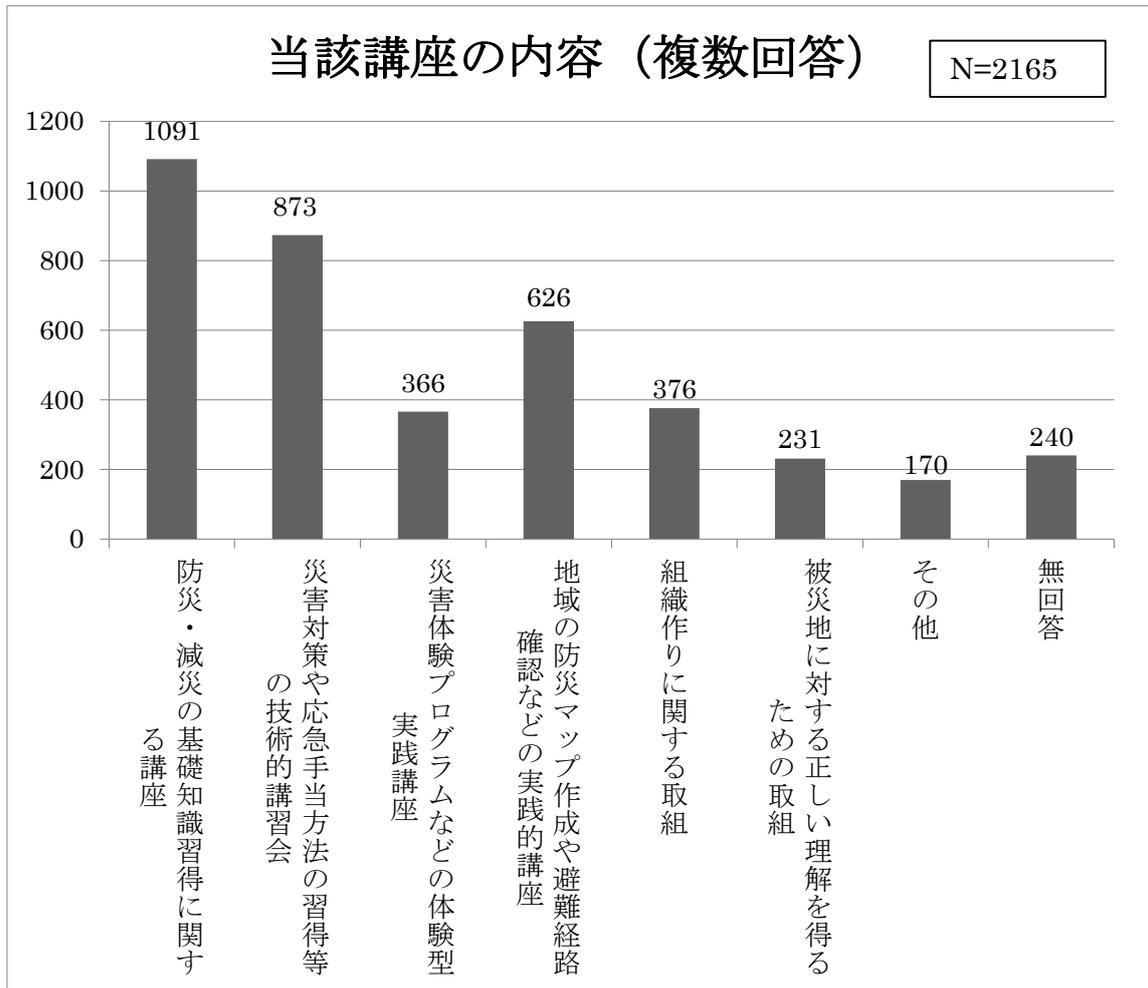


図 2-9

また、直前の問いと同様の公民館に、その講座の内容を質問したところ、最も多かったのが「防災・減災の基礎知識習得に関する講座」で 1091 館、次に多かったのが「災害対策や応急手当方法の習得等の技術的講習会」で 873 館、その後は「地域の防災マップ作成や避難経路確認などの実践的講座」の 626 館、「組織作りに関する取組」の 376 館、「災害体験プログラムなどの体験型実践講座」の 366 館、「被災地に対する正しい理解を得るための取組」の 231 館と続いた。

## 2.2 主催事業の実施状況

今回の調査の特徴の一つとして、公民館の主催事業に関する質問項目が設けられていることが挙げられる。調査票では、「主催事業実施状況」として「問6」の8つの項目が設定されていた。本節では、公民館の主催事業とその評価との現状を概観する。

まず公民館の主催事業についてであるが、主催事業を実施している公民館は84パーセント、実施していない公民館は13.1パーセントであった。実施していない理由としては「貸館業務しかしていないから」(56.2パーセント)、「人手がないから」(25.4パーセント)、「予算がないから」(16.7パーセント)などとなっており、全体に占める割合は少ないものの、人手や予算の不足が原因で主催事業を実施することができない公民館があることがわかる。また主催事業を実施している公民館のうち、移動公民館(公民館機能を公民館のない地域などの他施設に移動して実施する事業)及び市町村を超えた連携事業を実施している公民館は、それぞれ10.9パーセント、7.5パーセントとなっている。特色のある事業に関する自由記述からは、このような事業以外にも各館において多彩な事業が展開されている状況が確認された。

次に、これらの事業の評価についてである。公民館の運営状況に関する評価は社会教育法第32条(平成20年[2008年]改正)で努力義務として規定されていることから、その実施状況が注目された。調査結果によれば、事業終了後の評価を実施している公民館は7割弱であり、「話し合い」(48.7パーセント)、「独自のアンケートなど調査票」(46.4パーセント)、「感想文や記録」(26.5パーセント)、「市町村作成の公共施設一般の定型調査票」(18.2パーセント)といった評価方法がとられている。一方、事業評価をおこなっていない公民館からは、「業務が多忙」(32.9パーセント)、「評価方法が分からない」(28.2パーセント)、「評価に意義や必要性を感じない」(18.3パーセント)、「作業に手間がかかる」(11.4パーセント)、「次につながらない」(4.9パーセント)などの理由が挙げられた。7割近くの公民館が評価を実施し、参加した住民の感想や意見を共有して事業の改善を図ろうとしている様子がうかがえる一方で、一部の公民館からは事業評価そのものの意義や必要性が問い返されてもいる。

以上が公民館の主催事業をめぐる概況である。ここからは各設問の結果について見ていくこととする。

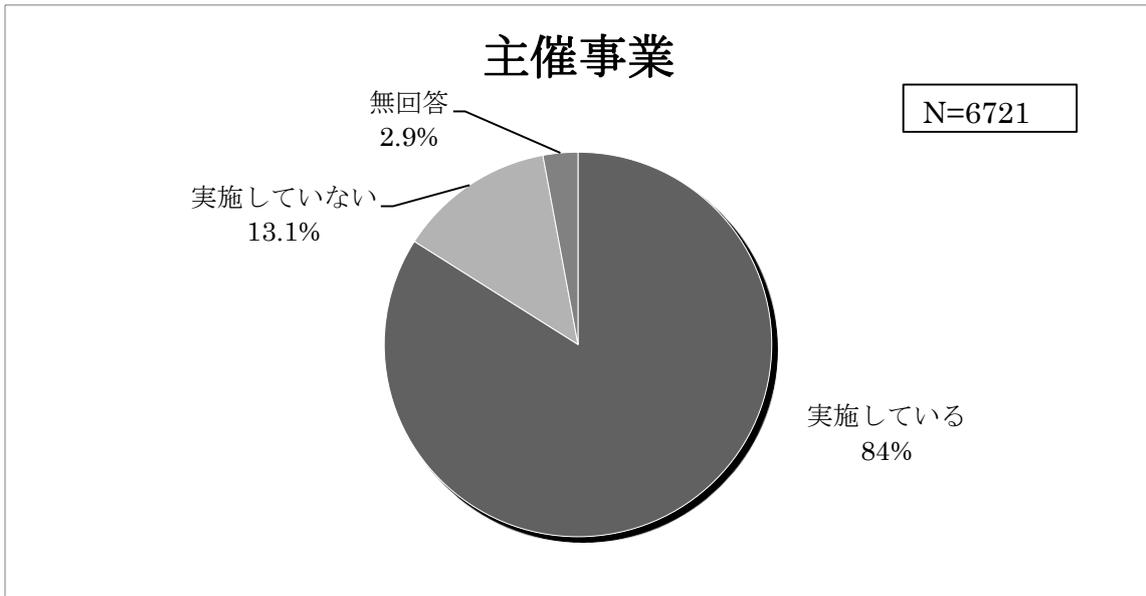


図 2-10

主催事業を実施しているかを聞いた結果、実施しているところが 84 パーセントであり、実施していないところが 13.1 パーセントであった。

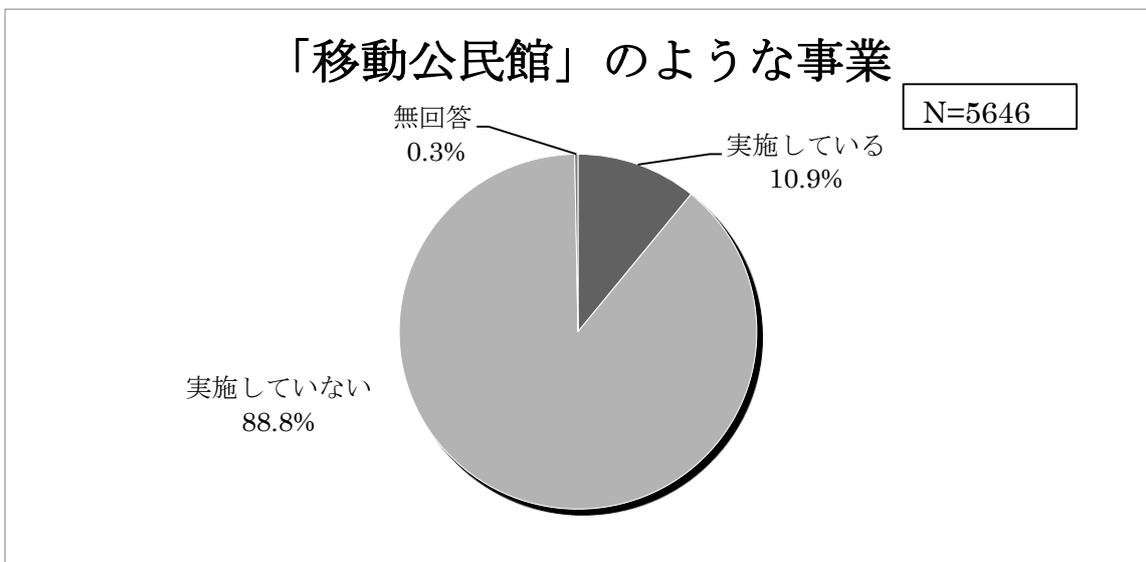


図 2-11

主催事業を実施していると回答した公民館 5646 館に対して、館内ではなく、公民館機能を公民館が立地しない地域などの他施設に移動して実施する「移動公民館」のような事業（視察やバス研修などは除く）を実施しているかを尋ねたところ、「実施している」が 10.9 パーセント、「実施していない」が 88.8 パーセントという割合になった。

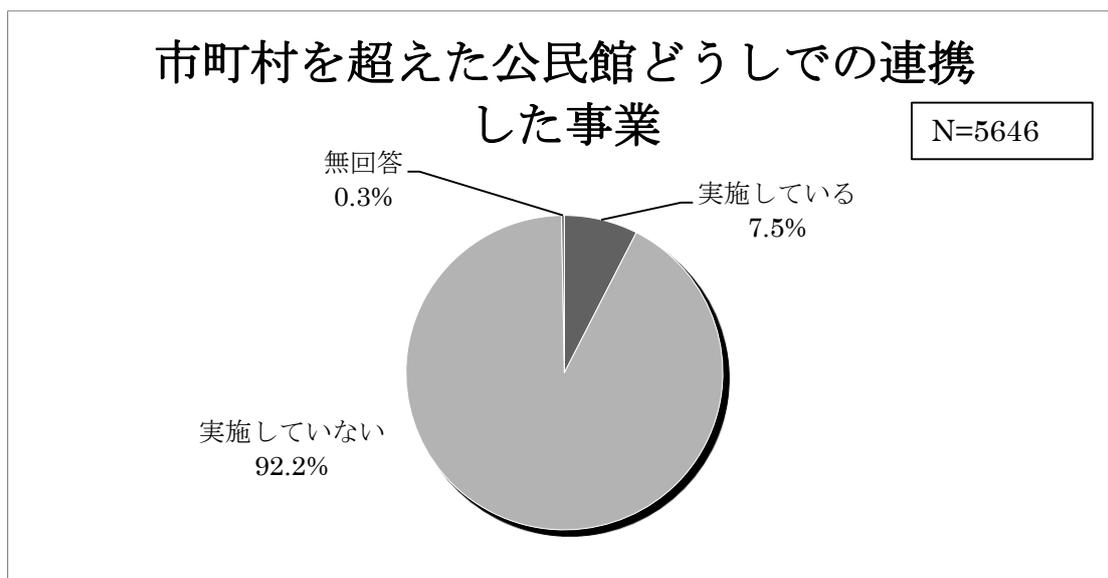


図 2-12

同じく主催事業を実施していると回答した公民館 5646 館に対して、市町村を超えた公民館どうしで、連携した事業は実施しているかを聞いたところ、実施していると答えたところが 7.5 パーセント、実施していないと答えたところが 92.2 パーセントという結果になった。

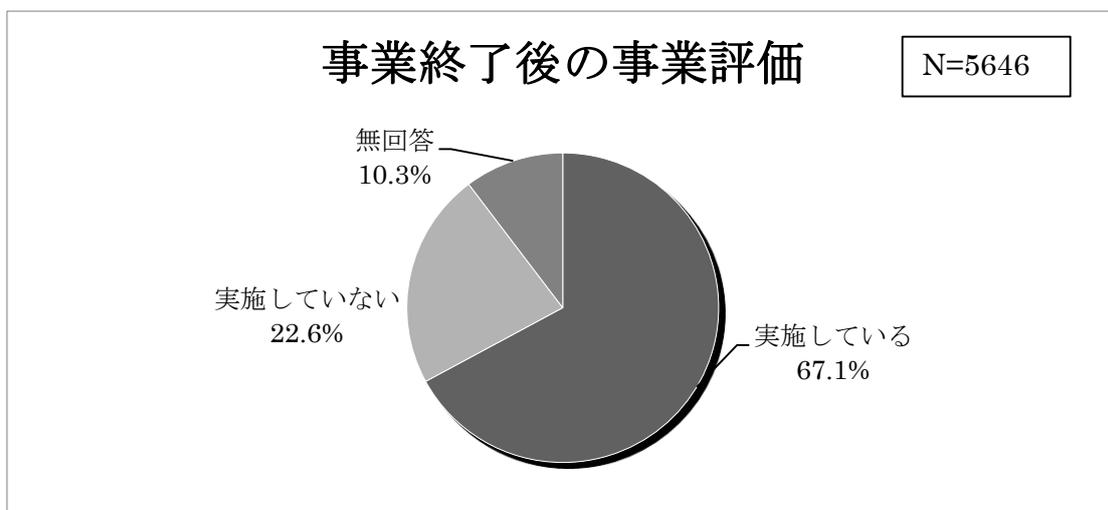


図 2-13

同じく主催事業を実施していると回答した公民館 5646 館に対して、事業終了後の事業評価を実施しているか聞いたところ、「実施している」が 67.1 パーセント、「実施していない」が 22.6 パーセントであった。このうち、事業評価を実施していると回答した公民館 3788 館に対しては評価方法を、事業評価を実施していないと回答した公民館 1274 館に対しては評価を実施していない理由を、それぞれ複数回答で尋ねた。以下がその結果である。

なお、上記「主催事業」及び「事業終了後の事業評価」については、第 3 章 2 節においてより詳しい分析を行っている。

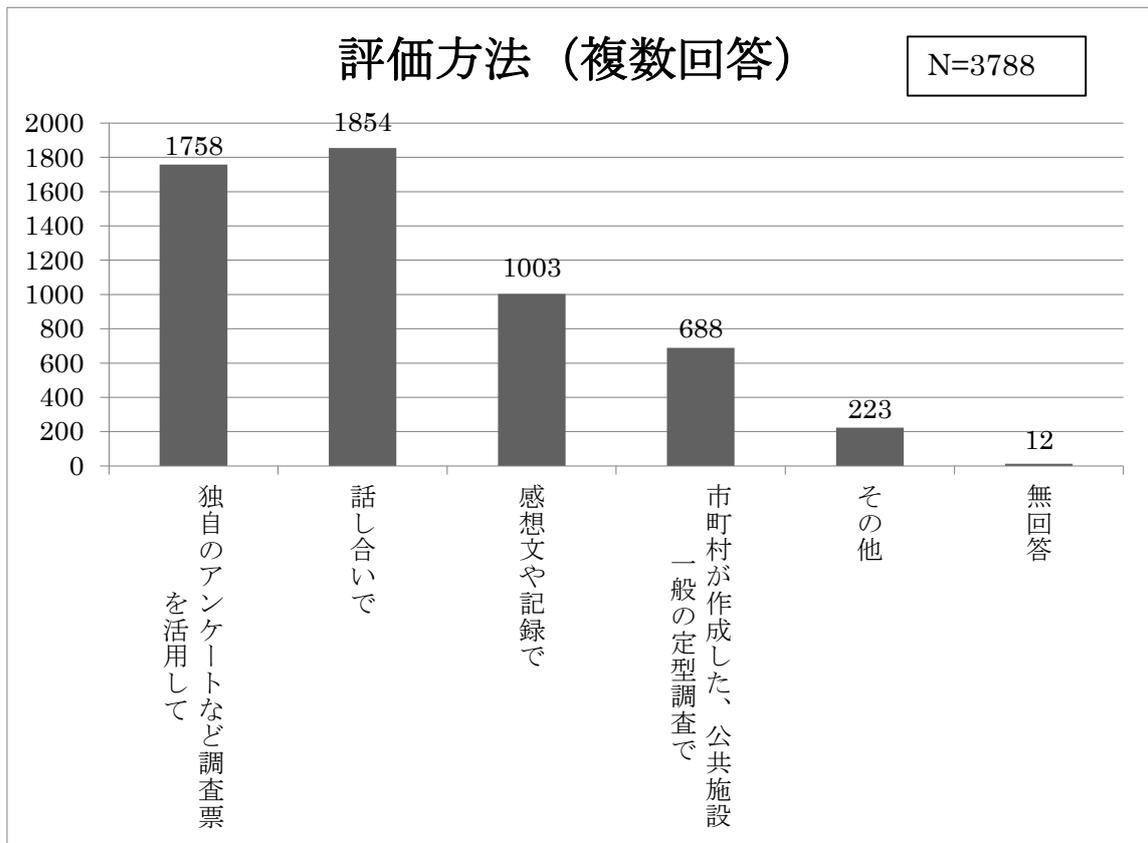


図 2-14

評価方法では、「話し合いで」が最も多く 1854 館、「独自のアンケートなど調査票を活用して」が次に多く 1758 館、その後は「感想文や記録で」が 1003 館、「市町村が作成した、公共施設一般の定型調査票で」が 688 館、「その他」 223 館と続いた。

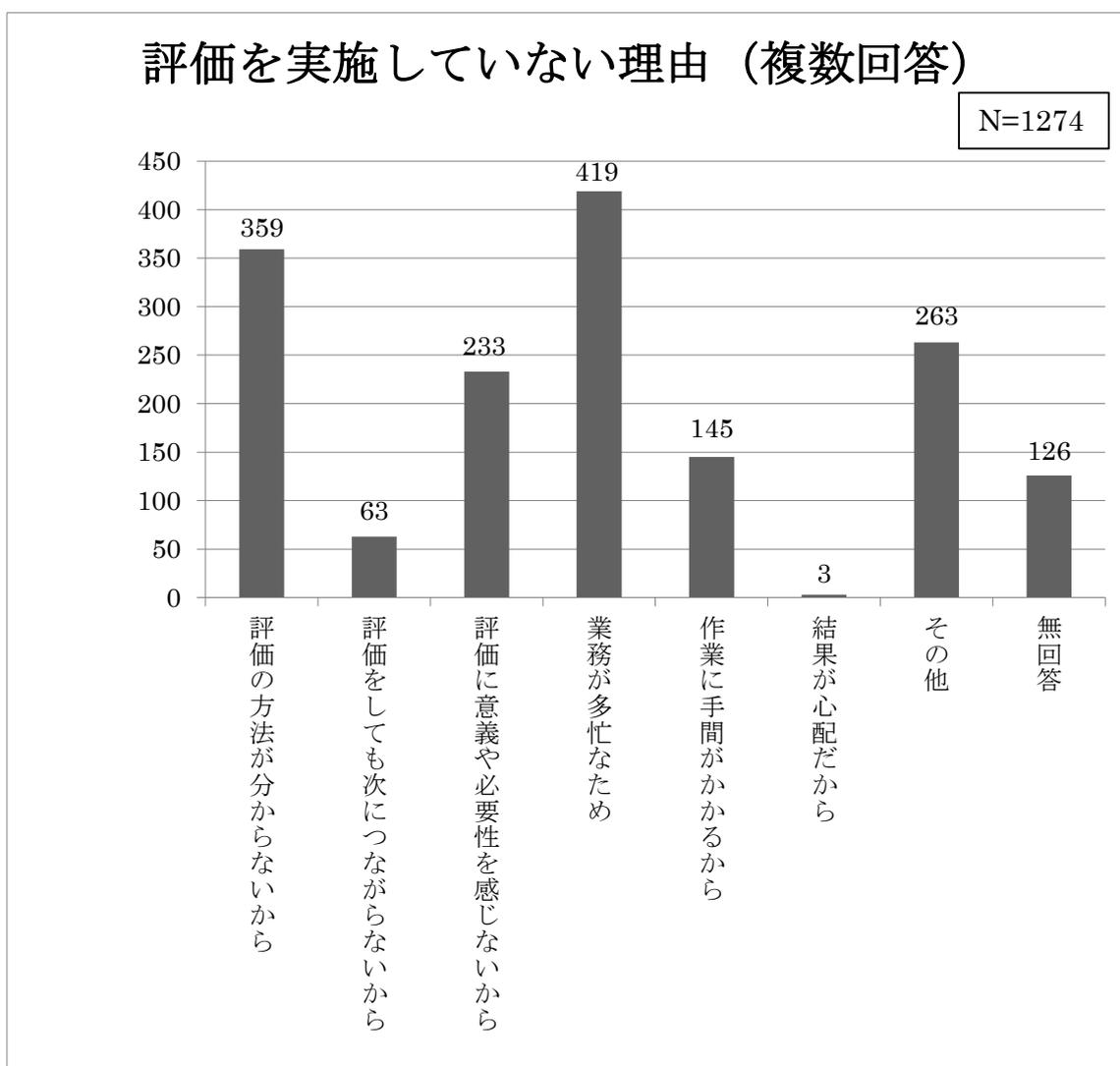


図 2-15

評価を実施していない理由では、「業務が多忙なため」が最も多く 419 館、「評価の方法が分からないから」が次に多く 359 館、その後は「評価に意義や必要性を感じないから」の 233 館、「作業に手間がかかるから」の 145 館、「評価をしても次につながらないから」の 63 館、「結果が心配だから」の 3 館と続いた。

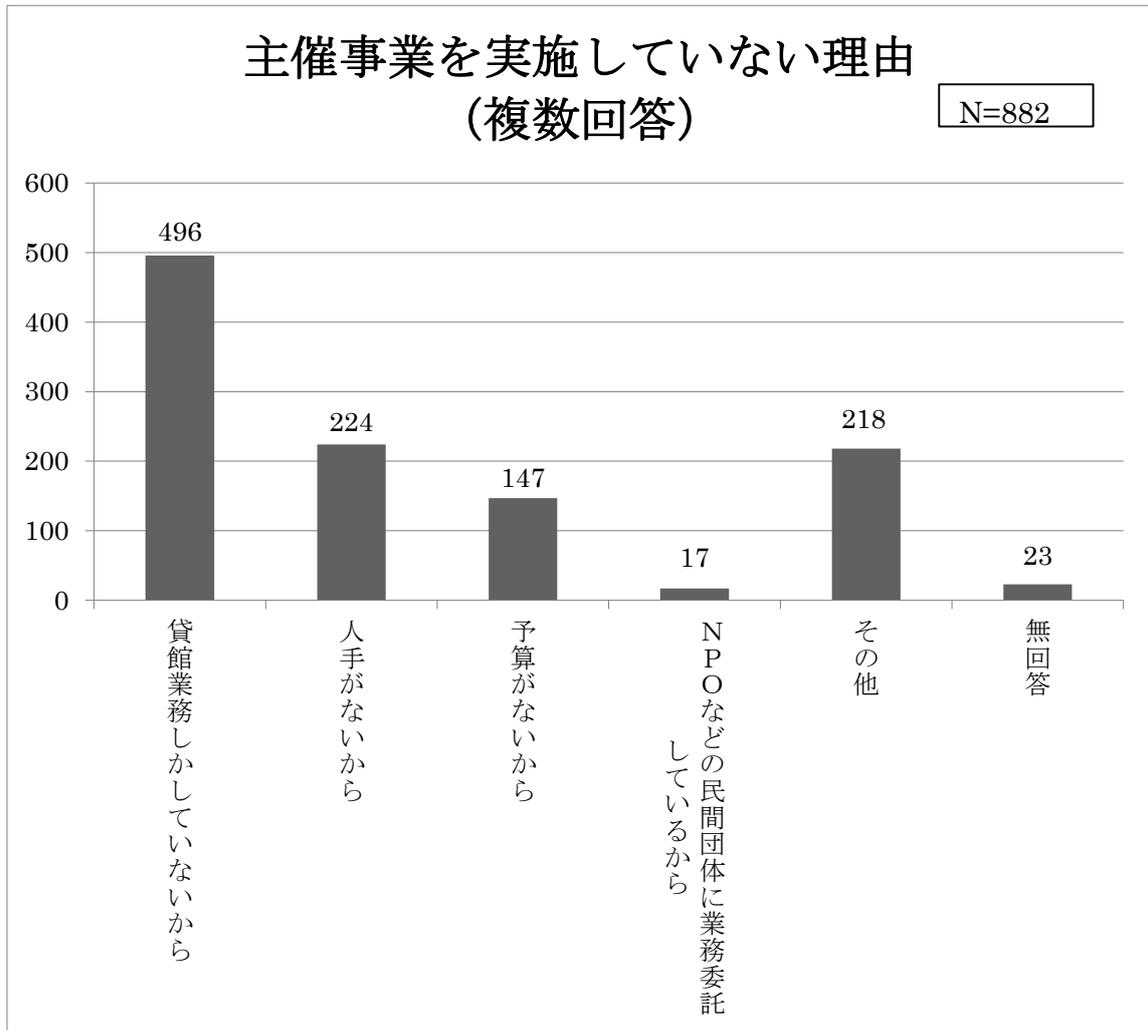


図 2-16

主催事業を実施していないと回答した 882 館の公民館に、主催事業を実施していない理由を複数回答で聞いたところ、最も多かったのは「貸館業務しかしていないから」の 496 館であった。その後に「人手がないから」の 224 館、「予算がないから」の 147 館、「NPO などの民間団体に業務委託しているから」の 17 館と続く結果となった。

## 2.3 指定管理者制度について

本節では、指定管理者制度の導入状況、導入済みの場合の委託内容及び導入によるメリット・デメリット、委託先指定管理者の種類について概観する。

周知のとおり、平成15年(2003年)の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度は、同法において「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」と定められている。これを受け、文部科学省は平成17年(2005年)、「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」において「公民館、図書館及び博物館の社会教育施設については、指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができる」としているが、社会教育関係者からは事業の継続性や職員の専門性、公共性の担保などへの懸念が示された。本調査は、地方自治法改正から約9年、文部科学省の文書が示されてから約7年が経過した段階で行われたものであり、全体数はそれほど多くはないものの指定管理者制度導入の影響を看取することができる貴重なデータである。

以下、本調査の結果を概説する。まず指定管理者制度の導入状況について、依然として導入していない公民館が全体の8割近くを占めており、導入済み、あるいは今後導入予定と回答したのは1割ほどであった。指定管理者制度の導入は、全体としてはそれほど進んでいないことがわかる。

次に、指定管理者制度を導入している場合の委託内容についてであるが、全体の6割以上が管理や運営・事業にいたるほぼ全てを委託している。また、全体の25パーセントについては、管理のみを委託し、事業は直営で行うというかたちが見られた。本項目では無回答は見られなかったが、その他を選択した公民館が9パーセントあった。

次に、指定管理者制度のメリットとデメリットについてである。指定管理者制度の導入によるメリットとして最も多かったのは「公民館の経費が削除できた」であった。指定管理者制度を導入している109館のうち、半数以上に当たる65館が経費削減のメリットを感じている。これは、先に示した改正地方自治法にいて定められた目的と合致している。その他メリットとしては「住民の利用が増えた」「事業の内容が良くなった」「公民館に活気が出た」などであった。一方、デメリットとして最も多かったのは「かえって手間が多くなり、たいへんになった」であったが、メリットと比較してかなり数は少なくなっている。

最後に、どのような団体に指定管理を委託しているかという点についての分類を行なった。ここでは①地縁団体、②第三セクター、③株式会社等の3つに分類した。その結果、本調査においては営利を目的とした③株式会社などが占める割合は相対的に低く、一方で①地縁団体や、②第三セクターといった比較的地域住民との距離が近い、非営利の団体が割合の多くを占めていた。

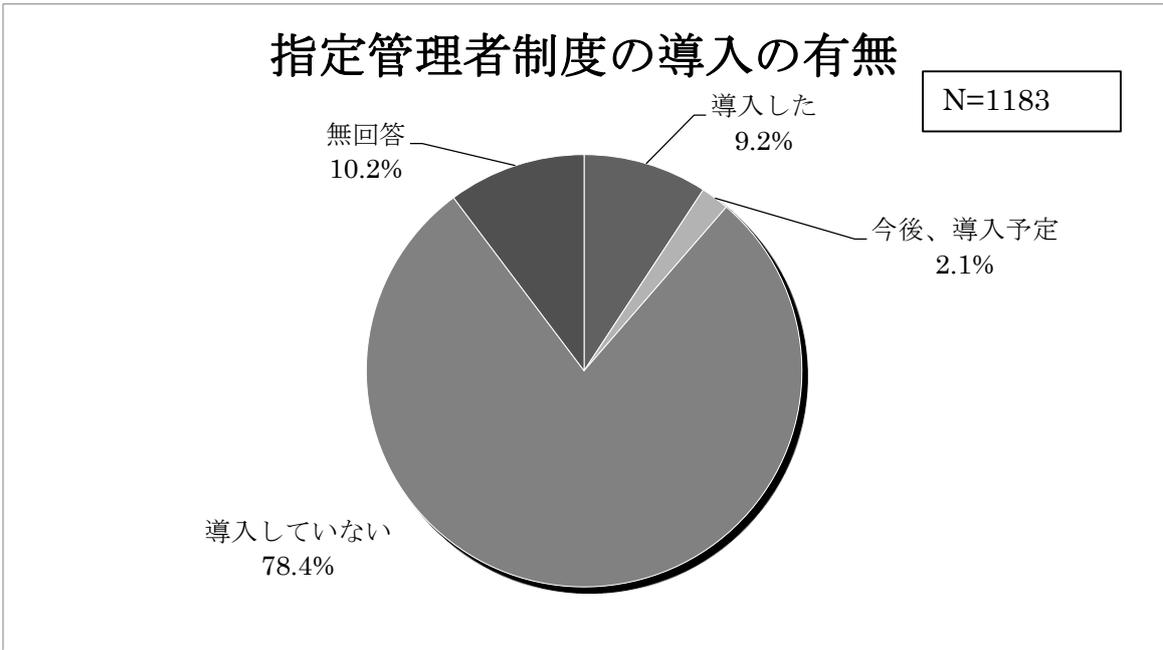


図 2-17

指定管理者制度を導入していないと回答した公民館は全体の 78.4 パーセントであった。多くの公民館では、依然として指定管理者制度を導入していないことがわかる。一方で、10 パーセント強が既に導入している、あるいは今後導入予定であると回答している。なお無回答も 10 パーセントにのぼった。

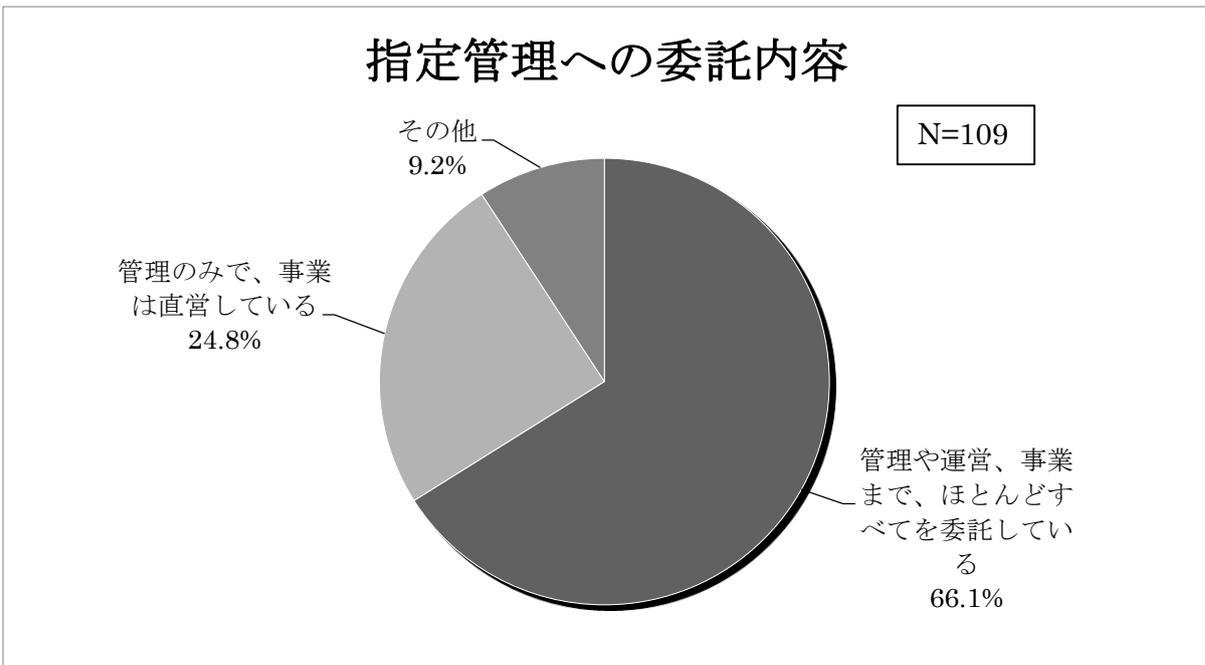


図 2-18

指定管理として委託しているものは、その多くが管理や運営、事業まで、ほとんどすべてであるということがわかる。

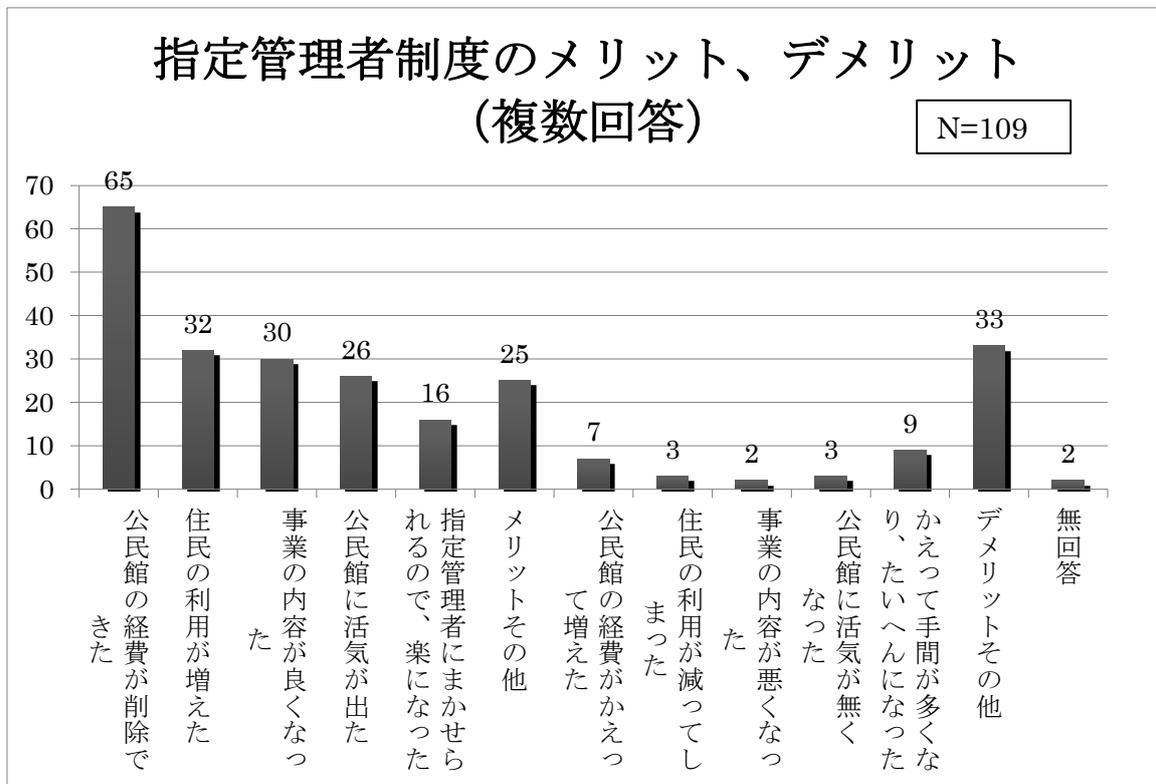


図 2-19

指定管理者制度導入によるメリットとして最も多く挙げられたのは「公民館の経費が削減できた」であった。その他、「住民の利用が増えた」「事業の内容が良くなった」「公民館に活気が出た」といった点についても比較的回答が多かった。一方で、デメリットについてはそれぞれの項目についてそれほど意見が多いわけではなかった。

ここで、それぞれの「その他」の項目について見てみると、まず「メリットその他」については「簡易な修繕の判断を指定管理者がするので迅速に対応できるようになった」というように指定管理者の迅速な対応を評価するものや、「委託団体職員の意識が向上した。体系的な評価を行うようになった」というように職員の変化や評価方法の改善などを評価する回答が見られた。一方で、デメリットの大部分を占めている「デメリットその他」の項目については、「運営委員長、主事、館長の3者の連携に問題が多い」や「災害時の対応等で連絡調整が難しくなった」、「事務担当職員と利用者が疎遠になった」、「情報伝達や事務処理等において、指定管理者と担当課との経由や共有に少なからずタイムラグが生じる」といった、職員間あるいは職員-住民間の連携に課題を抱えているという回答が多く見られた。

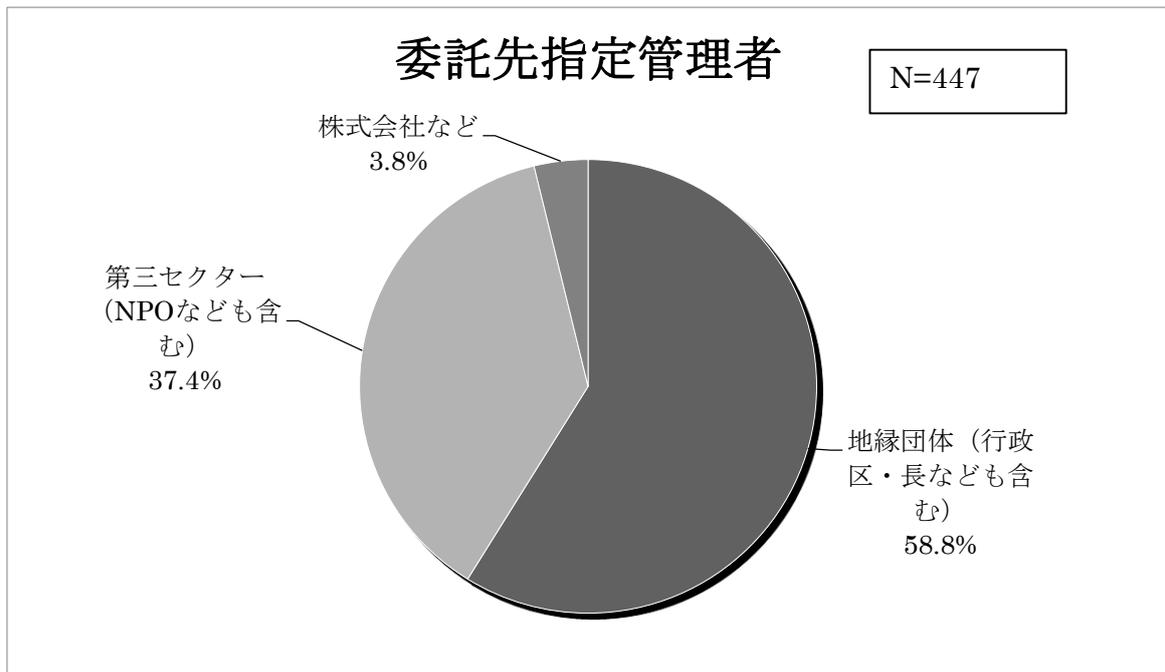


図 2-20

ここでは、委託先指定管理者を、①「〇〇委員会」や「〇〇協議会」、「〇〇自治会」、「〇〇振興会」といった地縁団体、②NPO 法人や公益財団法人、社団法人などの第三セクター、③株式会社などの3つに分類した。分類の結果、指定管理者を導入している447館のうち263館（58.8パーセント）が地縁団体に、167館（37.4パーセント）が第三セクターに、17館（3.8パーセント）が株式会社などに業務を委託していることがわかった。本節のはじめにも示したように、指定管理者制度の導入による「公共性」への影響や事業の継続性などへの懸念が、これまで、とりわけ社会教育関係者から示されてきた。そうした懸念の一部には、企業をはじめとした営利団体等の参入による社会教育施設への影響が少なからずあったと考えられる。しかし、本調査においてとりわけ公民館という施設に注目する限りでは、指定管理者として業務を委託されているのは、株式会社などの営利団体ではなく、その大部分が地縁団体や営利活動を目的としない第三セクターであった。

## 2.4 公民館数の増減と主たる理由

本節では、公民館の増減数およびその主な理由について概観する。

3年ごとに実施される文部科学省の社会教育調査によれば、平成以降では、平成11年(1999年)の1万9063を最大に、以後公民館数は減少を続け、最新の平成23年(2011年)調査では1万5399にまで減少している。このことから、近年公民館施設は減少を続け、今後もさらなる早さで減少していく可能性がある。そうしたただ中において、公民館の減少数がどれほどのものなのか、それはどのような理由によるものなのかということ、あるいはそうしたただ中において数を増やす公民館はどれほどのものなのか、それはどのような理由によるものなのかということ进行调查する意義は大きいといえる。

以下、本調査の結果を概観する。まず数の増減であるが、本調査においては各市町村に、平成20年(2008年)以降の公民館数の変化を尋ねたところ、公民館数が増えたと回答した市町村は5.6%、減ったと回答した市町村は9.8%であり、変化がないと答えた市町村は84.3%であった。

公民館が増えたり減ったりした理由について、自由記述をもとに、減少した市町村については5種類、増加した市町村については3種類の要因に分類した。公民館の減少については、全部で565のケースがあったが、①閉館・廃館、②施設の統合、③市町村合併、④自然災害、⑤別施設への移管と分類をした結果、もっとも多かったのは⑤別施設への移管による減少(339ケース)であった。これに②施設統合(153ケース)、①施設の閉館・廃館(58ケース)、④自然災害による損壊等(14ケース)、③市町村合併による減少(1ケース)と続いた。

一方、公民館の増加については、全部で139のケースがあったが、①既存の施設の転用、②新設、③市町村合併と分類した結果、増加の理由として最も多かったのは③市町村合併による増加(61ケース)であった。これは、合併によって施設が新設されたというより、管轄区域の拡大化によって見目の公民館数が増加したと捉えることができる。これに、②新設(47ケース)、①既存施設の転用(31ケース)と続いた。

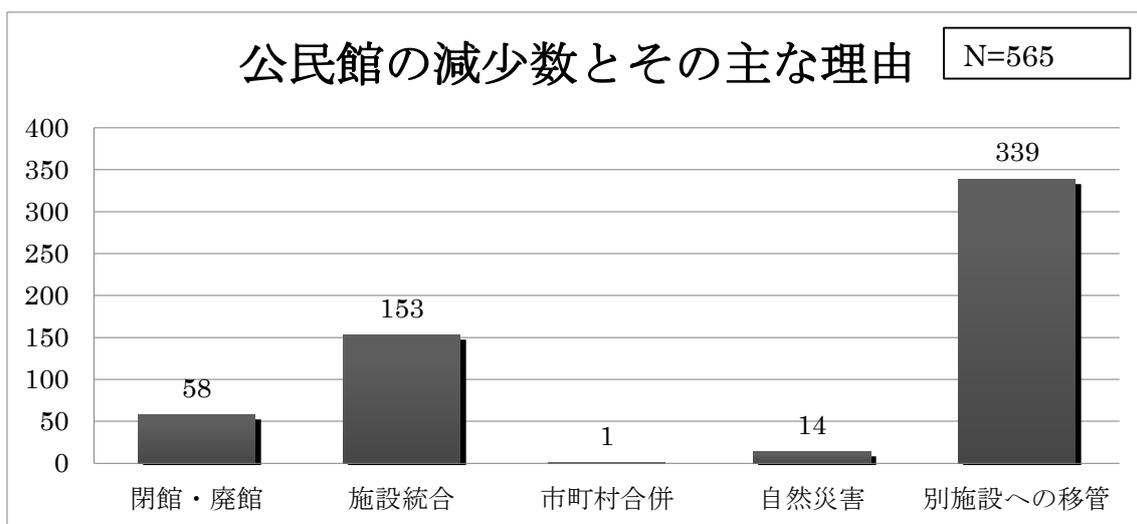


図 2-21

公民館の減少数および増加数とそれぞれの理由については、素集計データ（Q2-3 数に変化があった理由）の自由記述より分類を行った。公民館の減少については、①閉館・廃館、②施設の統合、③市町村合併、④自然災害、⑤別施設への移管の5種類に、公民館の増加については、①既存の施設への転用、②新設、③市町村合併の3種類に分類した。

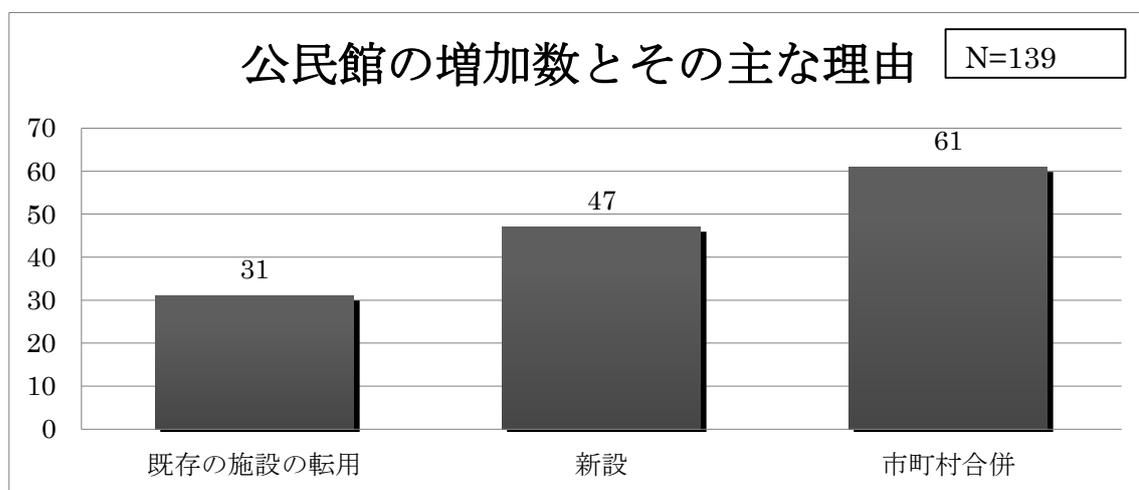


図 2-22

上記の分類から、以下のことがわかる。まず、それぞれの増減数について、減少した公民館数は計 565 館、増加した公民館数は計 139 館であった。またそれぞれの内訳をみると、減少の理由として最も多かったのは、公民館施設自体は残っているものの首長部局へと移管されたため公民館ではなくなったというような「別施設への移管」であった（565 館中 339 館）。その他、建物の老朽化に伴う閉館・廃館や、そうした理由による施設の統合等による減少もみられた。自然災害による公民館の損壊や市町村合併による減少などは、全体と

しては少なかった。

一方、増加の理由として最も多かったのは、市町村合併による増加であった（139 館中 61 館）。これは公民館数そのものが増大したというよりは、市町村合併によって管轄区域が拡大したことによって見た目の公民館数が増加したと捉えられる。ただし、市町村合併に伴って公民館を新設したことによる増加も 47 館みられた。その他には、廃校となった施設を公民館分館として位置づけるというような「既存の施設の転用」もみられた。

### 3 運営主体・施設種別と事業実施との関連について

第1・2章ではアンケート調査の集計を整理することで全国の公民館の概況を示したが、第3章では公民館のどのような条件が公民館の事業実施の状況に関連しているのかについて考えたい。以下では、公民館の運営主体・施設種別と、公民館の事業実施の状況（防災（災害）関係と主催事業）との関連について検討を行う。

本章の構成は以下の通りである。

- 3.1 防災(災害)関係と運営主体・施設種別
- 3.2 主催事業と運営主体・施設種別
- 3.3 運営主体・施設種別と事業実施状況との関連についての考察

### 3.1 防災(災害)関係と運営主体・施設種別

表 3-1

運営主体	避難訓練		合計	N
	おこなっている	おこなっていない		
市町村教育委員会 (%)	38.3%	61.7%	100%	5159
首長部局 (%)	50.5%	49.5%	100%	634
指定管理者 (%)	44.6%	55.4%	100%	453
合計 (%)	40.0%	60.0%	100%	6246

p<.001

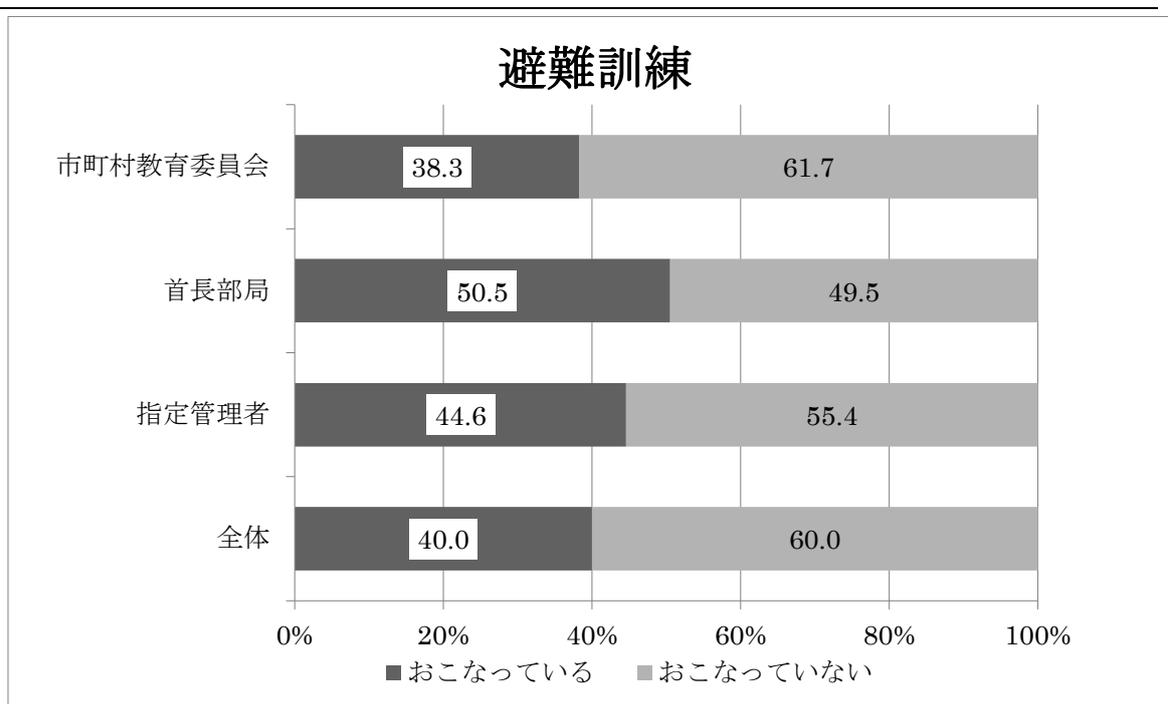


図 3-1

表 3-2

施設種別	運営主体	避難訓練			
		おこなっている	おこなっていない	総計	N
中央館	市町村教育委員会 (%)	28.0%	72.0%	100%	760
	首長部局 (%)	20.8%	79.2%	100%	24
	指定管理者 (%)	19.2%	80.8%	100%	26
	総計 (%)	27.5%	72.5%	100%	810
	有意差なし				
地区館	市町村教育委員会 (%)	42.6%	57.4%	100%	3709
	首長部局 (%)	56.2%	43.8%	100%	543
	指定管理者 (%)	48.5%	51.5%	100%	359
	総計 (%)	44.6%	55.4%	100%	4611
	p<.001				
分館	市町村教育委員会 (%)	24.1%	75.9%	100%	594
	首長部局 (%)	5.6%	94.4%	100%	54
	指定管理者 (%)	30.8%	69.2%	100%	52
	総計 (%)	23.1%	76.9%	100%	700
	p<.01				

表 3-1 で避難訓練の実施状況を運営主体別に見ると、市町村教育委員会 38.3 パーセント (1974 館)、首長部局 50.5 パーセント (320 館)、指定管理者 44.6 パーセント (202 館) の公民館で避難訓練が実施されているという結果になった。図 3-1 はこれをグラフ化したものである。

「公民館の避難訓練の実施状況は、運営主体がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館ではより多く避難訓練が実施されていると言える一方で、市町村教育委員会が運営主体である公民館ではより多く避難訓練が実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然

の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>1</sup>。

「首長部局と指定管理者が運営する公民館ほど避難訓練が実施されており、市町村教育委員会が運営する公民館ではより多く避難訓練が実施されているとは言えなかった」というこの結果は、施設種別（中央館・地区館・分館）ごとに見た場合には、地区館でのみ認められた<sup>2</sup>。

表 3-3

施設種別	避難訓練			N
	おこなっている	おこなっていない	合計	
中央館 (%)	27.5%	72.5%	100%	814
地区館 (%)	44.6%	55.4%	100%	4724
分館 (%)	23.1%	76.9%	100%	800
合計 (%)	39.7%	60.3%	100%	6338

p<.001

<sup>1</sup> 首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館では期待度数以上に避難訓練が実施され、市町村教育委員会を運営主体とする公民館では期待度数以上には避難訓練が実施されていないという結果（…①）が、クロス集計に基づき得られ、カイ2乗検定を行うと、0.1パーセント水準で有意となった。

<sup>2</sup> 避難訓練の実施状況と運営主体との関連について、施設種別を統制した場合、カイ2乗検定結果は地区館と分館とでそれぞれ0.1パーセント水準、1パーセント水準で有意、中央館では有意差なしであったが、①の結果が維持されたのは地区館においてのみであった。分館においては、市町村教育委員会と指定管理者を運営主体とする公民館でより多く避難訓練が実施され、首長部局を運営主体とする公民館ではより多く実施されているとは言えないという結果であった（表 3-2）。

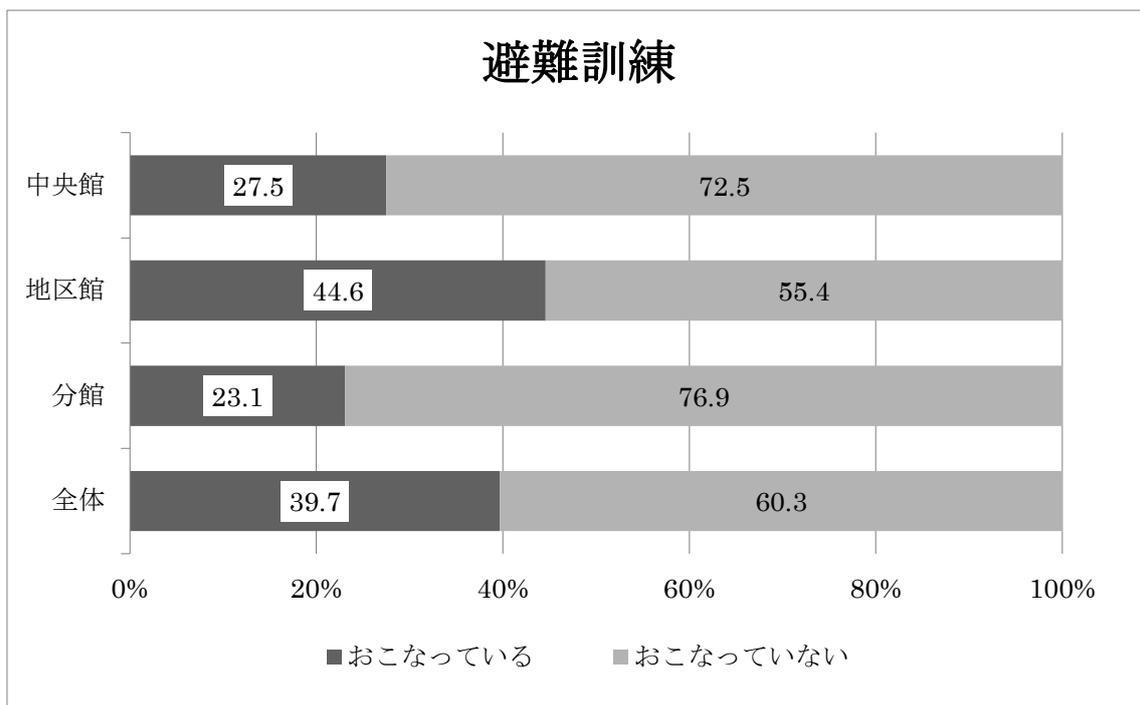


図 3-2

表 3-4

運営主体	施設種別	避難訓練			
		おこなっている	おこなっていない	総計	N
市町村教育委員会	中央館 (%)	28.0%	72.0%	100%	760
	地区館 (%)	42.6%	57.4%	100%	3709
	分館 (%)	24.1%	75.9%	100%	594
	総計 (%)	38.2%	61.8%	100%	5063
p<.001					
首長部局	中央館 (%)	20.8%	79.2%	100%	24
	地区館 (%)	56.2%	43.8%	100%	543
	分館 (%)	5.6%	94.4%	100%	54
	総計 (%)	50.4%	49.6%	100%	621
p<.001					
指定管理者	中央館 (%)	19.2%	80.8%	100%	26
	地区館 (%)	48.5%	51.5%	100%	359
	分館 (%)	30.8%	69.2%	100%	52
	総計 (%)	44.6%	55.4%	100%	437
p<.01					

表 3-3 で避難訓練の実施状況を施設種別ごとに見ると、中央館 27.5 パーセント(224 館)、地区館 44.6 パーセント(2106 館)、分館 23.1 パーセント(185 館)の公民館で避難訓練が実施されていることがわかった。図 3-2 はこれをグラフ化したものである。「公民館の避難訓練実施状況は、施設種別がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、地区館ではより多く避難訓練が実施されていると言うことができる一方で、中央館と分館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>3</sup>。そして、「地区館ほど避難訓練を実施しており、中央館と分館ではより多くは実施されていない」というこの結果は、運営主体(市町村教育委員会・首長部局・指定管理者)ごとに見た場合にも確認された<sup>4</sup>。つまり、公民館

<sup>3</sup> 地区館では期待度数以上に避難訓練が実施され、中央館と分館では期待度数以上には避難訓練が実施されていないという結果(…②)が、クロス集計に基づき得られ、カイ 2 乗検定を行うと、0.1 パーセント水準で有意となった。

<sup>4</sup> 避難訓練の実施状況と施設種別との関連について、運営主体を統制した場合、カイ 2 乗検定

を運営する主体がどこであるかにかかわらず、地区館において、より避難訓練が実施されているという関連性が示唆された。

表 3-5

運営主体	講座、取り組み			合計	N
	毎年実施 している	2～3年に1回 は実施している	実施していな い		
市町村教育委員会 (%)	20.2%	11.2%	68.6%	100 %	515 7
首長部局 (%)	32.8%	14.1%	53.1%	100 %	631
指定管理者 (%)	34.8%	8.4%	56.8%	100 %	451
合計 (%)	22.5%	11.3%	66.2%	100 %	623 9

p<.001

結果は市町村教育委員会、首長部局、指定管理者でそれぞれ 0.1 パーセント水準、0.1 パーセント水準、1 パーセント水準で有意であり、②の結果が全ての運営主体で維持された（表 3-4）。

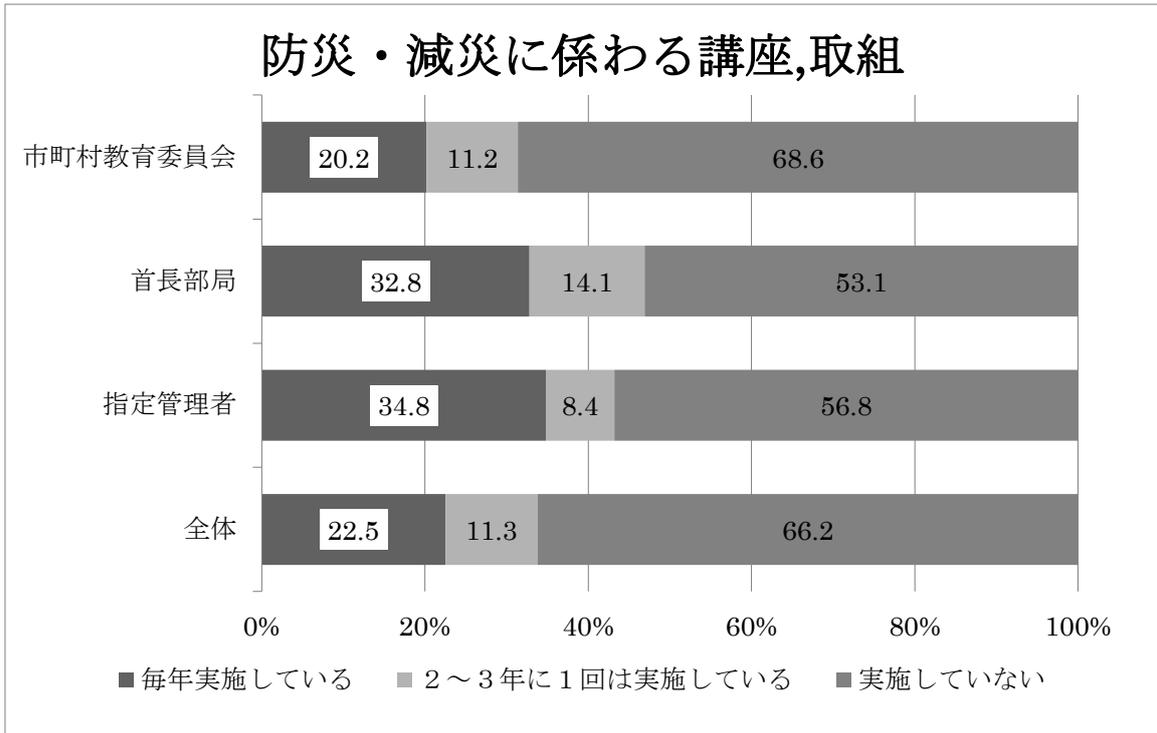


図 3-3

表 3-6

施設種別	運営主体	講座、取組			総計	N
		毎年実施している	2～3年に1回は実施している	実施していない		
中央館	市町村教育委員会 (%)	11.3%	12.8%	75.9%	100%	758
	首長部局 (%)	20.8%	12.5%	66.7%	100%	24
	指定管理者 (%)	26.9%	3.9%	69.2%	100%	26
	総計 (%)	12.1%	12.5%	75.4%	100%	808
地区館	市町村教育委員会 (%)	23.7%	12.0%	64.4%	100%	3707
	首長部局 (%)	35.7%	15.4%	48.9%	100%	540
	指定管理者 (%)	35.9%	9.8%	54.3%	100%	357
	総計 (%)	26.0%	12.2%	61.8%	100%	4604
分館	市町村教育委員会 (%)	9.8%	4.0%	86.2%	100%	594
	首長部局 (%)	0.0%	1.9%	98.1%	100%	54

				%	
指定管理者 (%)	21.2%	3.8%	75.0%	100	52
				%	
総計 (%)	9.9%	3.9%	86.3%	100	700
				%	
有意差なし					

表 3-5 で防災・減災に係わる講座、取組の実施状況（「毎年実施している」・「2～3年に1回は実施している」の合計）を運営主体別に見ると、市町村教育委員会 31.4 パーセント（1619 館）、首長部局 46.9 パーセント（296 館）、指定管理者 43.2 パーセント（195 館）の公民館で防災・減災に係わる講座や取組が実施されているという結果になった。これをグラフ化すると図 3-3 のようになる。

「公民館の防災・減災に係わる講座や取組の実施状況は、運営主体がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館ではより多く講座や取組が実施されているとすることができる一方で、市町村教育委員会を運営主体とする公民館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>5</sup>

「首長部局と指定管理者が運営する公民館ほど講座や取組が実施されており、市町村教育委員会が運営する公民館ではより多く実施されているとは言えなかった」というこの結果は、施設種別（中央館・地区館・分館）ごとに見た場合には、地区館でのみ認められた<sup>6</sup>。

表 3-7

施設種別	講座、取り組み			合計	N
	毎年実施している	2～3年に1回は実施している	実施していない		
中央館 (%)	12.1%	12.4%	75.5%	100	812
				%	

<sup>5</sup> 首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館では期待度数以上に講座や取組が実施され、市町村教育委員会を運営主体とする公民館では期待度数以上には講座や取組が実施されていないという結果（…③）が、クロス集計に基づき得られ、カイ 2 乗検定を行うと、0.1 パーセント水準で有意となった。

<sup>6</sup> 講座や取組の実施状況と運営主体との関連について、施設種別を統制した場合、カイ 2 乗検定結果は地区館では 0.1 パーセント水準で有意、中央館と分館では有意差なしであり、③の結果が維持されたのは地区館においてのみであった（表 3-6）。

地区館 (%)	26.0%	12.1%	61.9%	100	471
分館 (%)	9.3%	4.9%	85.9%	100	800
合計 (%)	22.1%	11.2%	66.7%	100	632
				%	9

p<.001

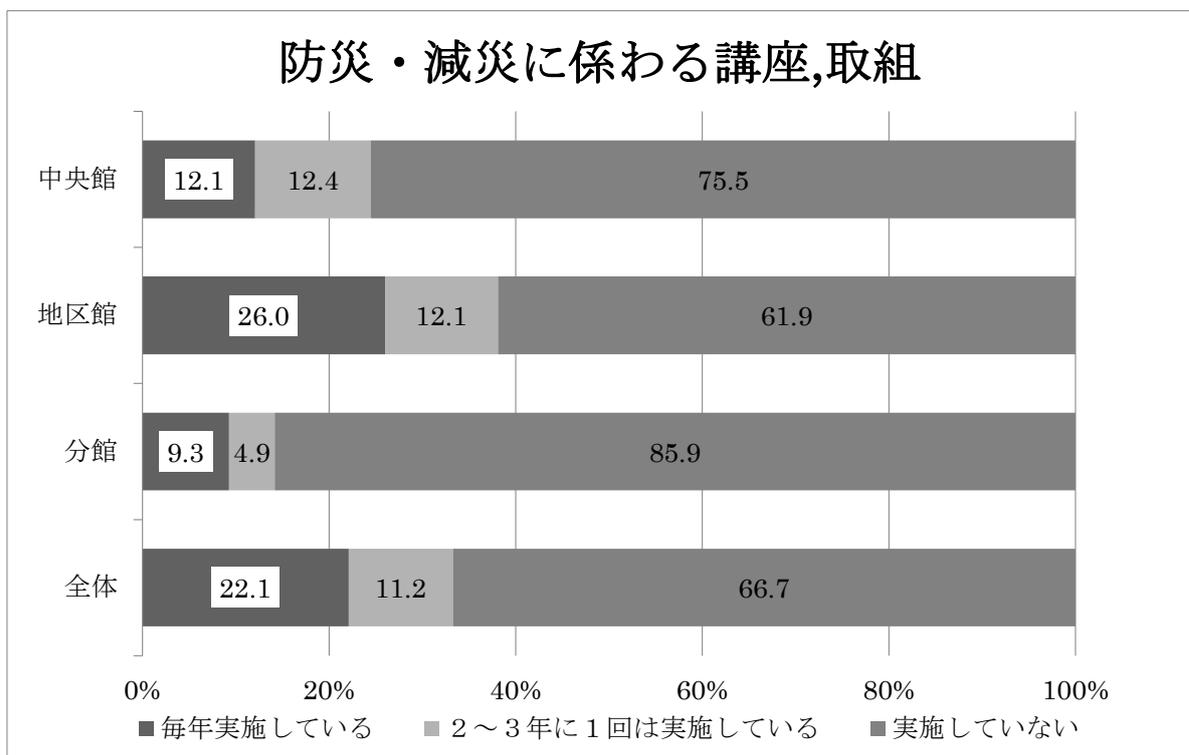


図 3-4

表 3-8

運営主体	施設種別	講座・取組			総計	N
		毎年実施している	2～3年に1回は実施している	実施していない		
市町村 教育委員会	中央館 (%)	11.3%	12.8%	75.9%	100%	758
	地区館 (%)	23.7%	12.0%	64.4%	100%	3707
	分館 (%)	9.8%	4.0%	86.2%	100%	594
	総計 (%)	20.2%	11.1%	68.7%	100%	5059
						p<.001
首長部 局	中央館 (%)	20.8%	12.5%	66.7%	100%	24
	地区館 (%)	35.7%	15.4%	48.9%	100%	540
	分館 (%)	0.0%	1.9%	98.1%	100%	54
	総計 (%)	32%	14.1%	53.9%	100%	618
						p<.001
指定管理者	中央館 (%)	26.9%	3.9%	69.2%	100%	26
	地区館 (%)	35.9%	9.8%	54.3%	100%	357
	分館 (%)	21.2%	3.8%	75%	100%	52
	総計 (%)	33.6%	8.7%	57.7%	100%	435

表 3-7 で防災・減災に係わる講座、取組の実施状況（「毎年実施している」・「2～3年に1回は実施している」の合計）を施設種別ごとに見ると、中央館では 24.5 パーセント（199 館）、地区館では 38.1 パーセント（1798 館）、分館では 14.2 パーセント（113 館）の公民館が防災・減災に係わる講座や取組を実施しているという結果になった。これをグラフ化したものが図 3-4 である。

「公民館の防災・減災に係わる講座や取組の実施状況は、施設種別がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、地区館ではより多く講座や取組が実施されていると言うことができる一方で、中央館と分館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>7</sup>

そして、「地区館ほど防災・減災に係わる講座や取組を実施しており、中央館と分館ではより多くは実施されていない」というこの結果は、運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）ごとに見た場合にも確認された<sup>8</sup>。つまり、公民館を運営する主体がどこであるかにかかわらず、地区館において、より防災・減災に係わる講座や取組が実施されているという関連性が示唆された。

### 3.2 主催事業と運営主体・施設種別

表 3-9

運営主体	主催事業			合計	N
	実施している	実施していない			
市町村教育委員会 (%)	86.0%	14.0%		100%	5210
首長部局 (%)	90.9%	9.1%		100%	636
指定管理者 (%)	90.4%	9.6%		100%	458
合計 (%)	86.8%	13.2%		100%	6304

p<.001

<sup>7</sup> 地区館では期待度数以上に講座や取組が実施され、中央館と分館では期待度数以上には講座や取組が実施されていないという結果（…④）が、クロス集計に基づき得られ、カイ 2 乗検定を行うと、0.1 パーセント水準で有意となった。

<sup>8</sup> 講座や取組の実施状況と施設種別との関連について、運営主体を統制した場合、カイ 2 乗検定結果は市町村教育委員会、首長部局、指定管理者でそれぞれ 0.1 パーセント水準、0.1 パーセント水準、5 パーセント水準で有意であり、④の結果が全ての運営主体で維持された（表 3-8）。

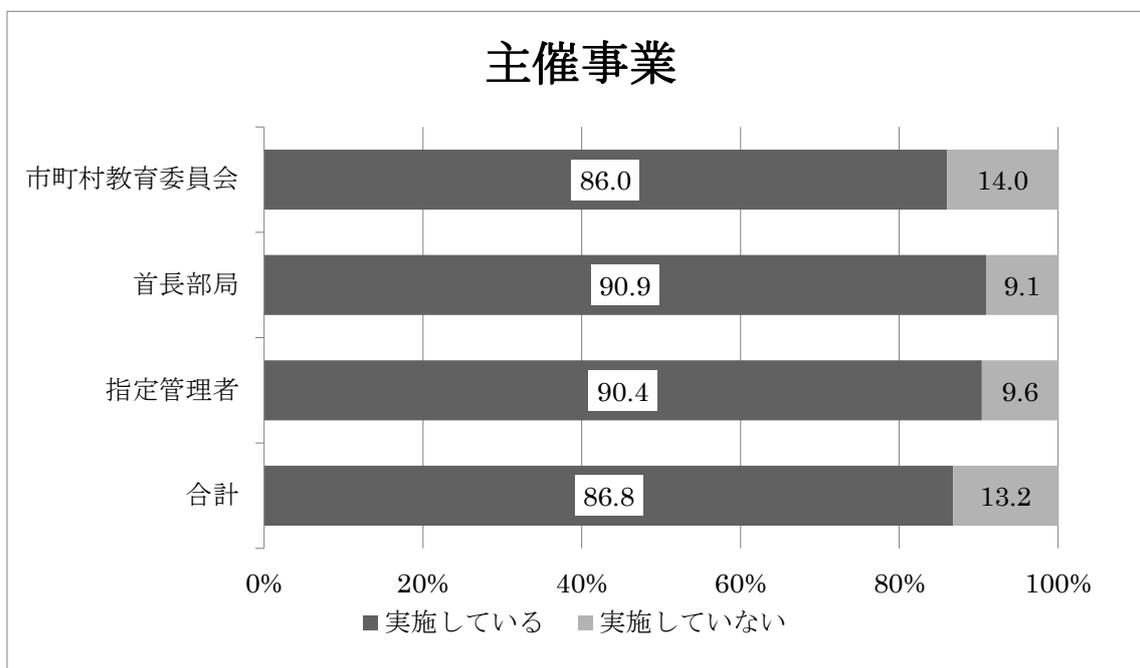


図 3-5

表 3-10

施設種別	運営主体	主催事業			N
		実施している	実施していない	総計	
中央館	市町村教育委員会 (%)	90.8%	9.2%	100%	768
	首長部局 (%)	80.0%	20.0%	100%	25
	指定管理者 (%)	80.0%	20.0%	100%	25
	総計 (%)	90.1%	9.9%	100%	818
					p<.05
地区館	市町村教育委員会 (%)	89.6%	10.4%	100%	3750
	首長部局 (%)	93.6%	6.4%	100%	544
	指定管理者 (%)	92.3%	7.7%	100%	365
	総計 (%)	90.3%	9.7%	100%	4659
					p<.01
分館	市町村教育委員会 (%)	58.2%	41.8%	100%	595
	首長部局 (%)	74.1%	25.9%	100%	54
	指定管理者 (%)	80.8%	19.2%	100%	52
	総計 (%)	61.1%	38.9%	100%	701
					p<.001

表 3-9 で主催事業の実施状況を運営主体別に見ると、市町村教育委員会では 86.0 パーセント (4482 館)、首長部局では 90.9 パーセント (578 館)、指定管理者では 90.4 パーセント (414 館) の公民館で主催事業が実施されているということがわかった。これをグラフ化したものが図 3-5 である。

「公民館の主催事業の実施状況は、運営主体がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館ではより多く主催事業が

実施されているとすることができる一方で、市町村教育委員会が運営主体である公民館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>9</sup>。

「首長部局と指定管理者が運営する公民館ほど主催事業が実施されており、市町村教育委員会が運営する公民館ではより多く実施されているとは言えなかった」というこの結果は、施設種別（中央館・地区館・分館）ごとに見た場合には、地区館と分館では認められたが中央館では認められなかった<sup>10</sup>。

表 3-11

施設種別	主催事業			
	実施している	実施していない	合計	N
中央館 (%)	89.9%	10.1%	100%	822
地区館 (%)	90.2%	9.8%	100%	4773
分館 (%)	62.3%	37.7%	100%	801
合計 (%)	86.6%	13.4%	100%	6396

p<.001

<sup>9</sup> 首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館では期待度数以上に主催事業が実施され、市町村教育委員会を運営主体とする公民館では期待度数以上には主催事業が実施されていないという結果（…⑤）が、クロス集計に基づき得られ、カイ2乗検定を行うと、0.1パーセント水準で有意となった。

<sup>10</sup> 主催事業の実施状況と運営主体との関連について、施設種別を統制した場合、カイ2乗検定結果は中央館、地区館、分館でそれぞれ5パーセント水準、1パーセント水準、0.1パーセント水準で有意であったが、⑤の結果が維持されたのは地区館と分館においてであり、中央館では逆に市町村教育委員会を運営主体とする公民館で期待度数以上に主催事業が実施されているという結果になった（表 3-10）。

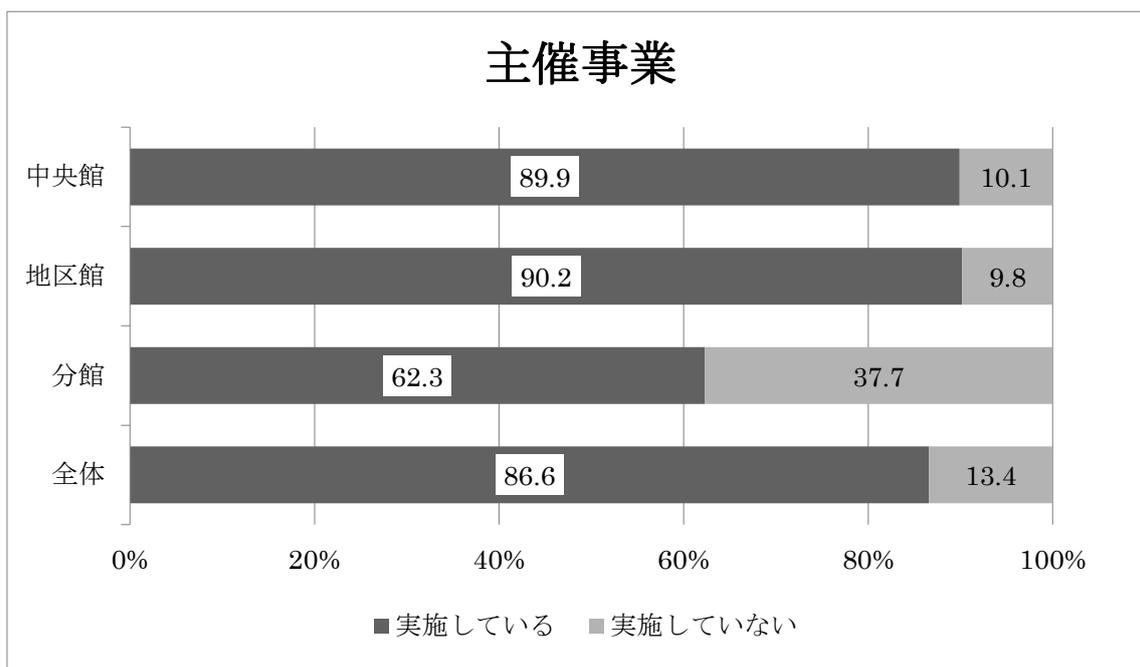


図 3-6

表 3-12

運営主体	施設種別	主催事業			
		実施している	実施していない	総計	N
市町村 教育委員会	中央館 (%)	90.8%	9.2%	100%	768
	地区館 (%)	89.6%	10.4%	100%	3750
	分館 (%)	58.2%	41.8%	100%	595
	総計 (%)	86.1%	13.9%	100%	5113
首長部 局	中央館 (%)	80.0%	20.0%	100%	25
	地区館 (%)	93.6%	6.4%	100%	544
	分館 (%)	74.1%	25.9%	100%	54
	総計 (%)	91.3%	8.7%	100%	623
指定管理者	中央館 (%)	80.0%	20.0%	100%	25
	地区館 (%)	92.3%	7.67%	100%	365
	分館 (%)	80.8%	19.2%	100%	52
	総計 (%)	90.3%	9.73%	100%	442

表 3-11 で主催事業の実施状況を施設種別ごとに見ると、中央館では 89.9 パーセント (739 館)、地区館では 90.2 パーセント (4304 館)、分館では 62.3 パーセント (499 館) の公民館が主催事業を実施しているという結果になった。これをグラフ化すると図 3-6 のようになる。

「公民館の主催事業の実施状況は、施設種別がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、中央館と地区館ではより多く主催事業が実施されているということがで

きる一方で、分館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>11</sup>。

そして、「中央館と地区館ほど主催事業を実施しており、分館ではより多くは実施されていない」というこの結果は、運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）ごとに見た場合には、市町村教育委員会でのみ認められた<sup>12</sup>。なお、地区館でより多く主催事業が実施され、分館ではより多く主催事業が実施されているとは言えないという点では、どの運営主体ごとに見ても共通していた。

表 3-13

運営主体	事業評価			
	実施している	実施していない	合計	N
市町村教育委員会 (%)	73.8%	26.2%	100%	4031
首長部局 (%)	78.0%	22.0%	100%	532
指定管理者 (%)	81.5%	18.5%	100%	363
合計 (%)	74.8%	25.2%	100%	4926
p<.001				

<sup>11</sup> 中央館と地区館では期待度数以上に主催事業が実施され、分館では期待度数以上には主催事業が実施されていないという結果（…⑥）が、クロス集計に基づき得られ、カイ2乗検定を行うと、0.1パーセント水準で有意となった。

<sup>12</sup> 主催事業の実施状況と施設種別との関連について、運営主体を統制した場合、カイ2乗検定結果は市町村教育委員会、首長部局、指定管理者でそれぞれ0.1パーセント水準、0.1パーセント水準、1パーセント水準で有意であり、⑥の結果が維持されたのは市町村教育委員会を運営主体とする公民館においてであった。首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館のなかでは、地区館で期待度数以上に主催事業が実施され、中央館と分館では期待度数以上には主催事業が実施されていないという結果になった（表 3-12）。

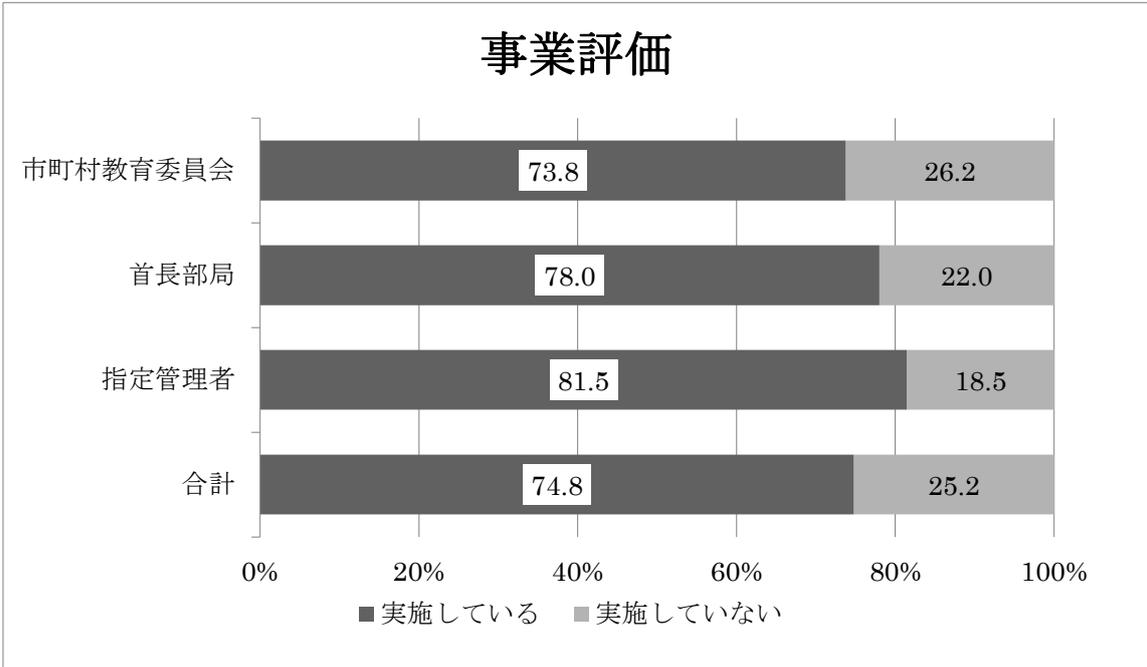


図 3-7

表 3-14

施設種別	運営主体	事業評価		総計	N
		実施している	実施していない		
中央館					
	市町村教育委員会 (%)	76.2%	23.8%	100%	661
	首長部局 (%)	68.4%	31.6%	100%	19
	指定管理者 (%)	66.7%	33.3%	100%	18
	総計 (%)	75.8%	24.2%	100%	698
有意差なし					
地区館					
	市町村教育委員会 (%)	73.8%	26.2%	100%	2979
	首長部局 (%)	78.4%	21.6%	100%	476
	指定管理者 (%)	84.1%	15.9%	100%	296
	総計 (%)	75.2%	24.8%	100%	3751
p<.001					
分館					
	市町村教育委員会 (%)	66.7%	33.3%	100%	315
	首長部局 (%)	78.6%	21.4%	100%	28
	指定管理者 (%)	61.8%	38.2%	100%	34
	総計 (%)	67.1%	32.9%	100%	377
有意差なし					

表 3-13 で事業評価の実施状況を運営主体別に見ると、市町村教育委員会では 73.8 パーセント (2974 館)、首長部局では 78 パーセント (415 館)、指定管理者では 81.5 パーセント (296 館) の公民館で事業評価が実施されているということがわかった。図 3-7 はこれをグラフ化したものである。

「公民館の事業評価の実施状況は、運営主体がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館ではより多く事業評価が実施されていると言える一方で、市町村教育委員会が運営主体である公民館で

はより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>13</sup>。

「首長部局と指定管理者が運営する公民館ほど事業評価が実施されており、市町村教育委員会が運営する公民館ではより多く実施されているとは言えなかった」というこの結果は、施設種別（中央館・地区館・分館）ごとに見た場合には、地区館でのみ認められた<sup>14</sup>。

表 3-15

施設種別	事業評価			N
	実施している	実施していない	合計	
中央館 (%)	75.8%	24.2%	100%	699
地区館 (%)	75.2%	24.8%	100%	3830
分館 (%)	68.0%	32.0%	100%	431
合計 (%)	74.7%	25.3%	100%	4960
				p<.01

<sup>13</sup> 首長部局と指定管理者を運営主体とする公民館では期待度数以上に事業評価が実施され、市町村教育委員会を運営主体とする公民館では期待度数以上には事業評価が実施されていないという結果（…⑦）が、クロス集計に基づき得られ、カイ2乗検定を行うと、0.1パーセント水準で有意となった。

<sup>14</sup> 事業評価の実施状況と運営主体との関連について、施設種別を統制した場合、カイ2乗検定結果は地区館では0.1パーセント水準で有意となり、中央館と分館では有意差なしであった。⑦の結果が維持されたのは地区館においてのみであった（表 3-14）。

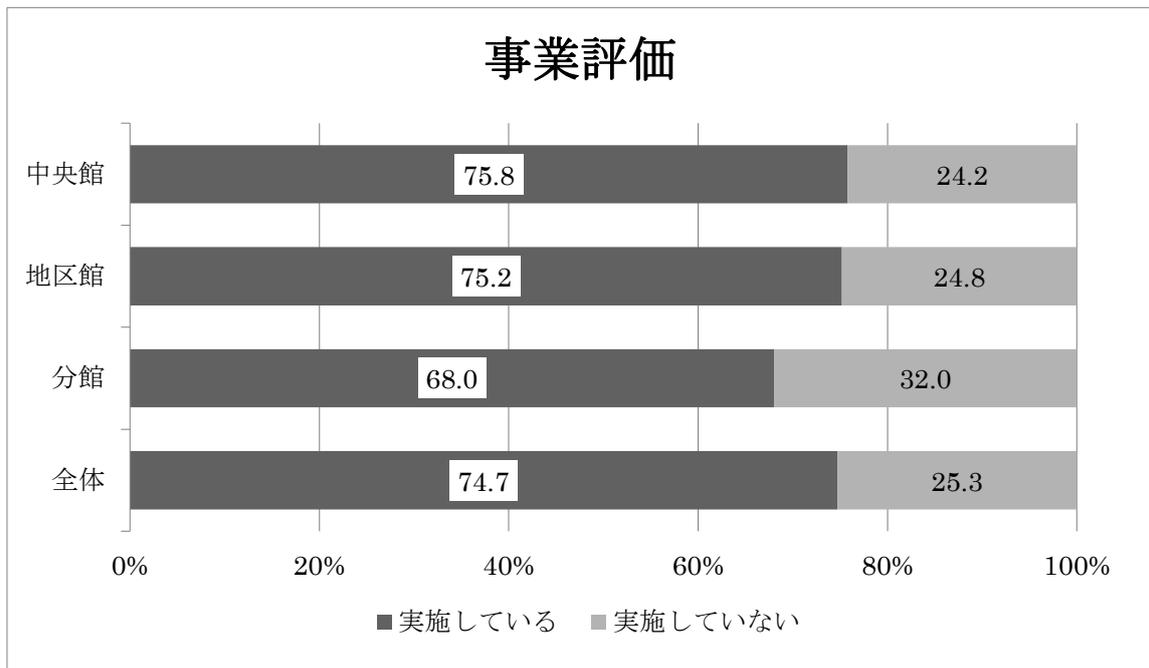


図 3-8

表 3-16

運営主体		事業評価			
市町村教育 委員会	施設種別	実施している	実施して いない	総計	N
		中央館 (%)	76.2%		
地区館 (%)	73.8%	26.2%	100%	2979	
分館 (%)	66.7%	33.3%	100%	315	
総計 (%)	73.7%	26.3%	100%	3955	
p<.01					
首長部局		事業評価			
	施設種別	実施している	実施して いない	総計	N
		中央館 (%)	68.4%		
地区館 (%)	78.4%	21.6%	100%	476	
分館 (%)	78.6%	21.4%	100%	28	
総計 (%)	78.0%	22.0%	100%	523	
有意差なし					
指定管理者		事業評価			
	施設種別	実施している	実施して いない	総計	N
		中央館 (%)	72.0%		
地区館 (%)	63.5%	36.5%	100%	310	
分館 (%)	55.1%	44.9%	100%	49	
総計 (%)	63.0%	37.0%	100%	384	
有意差なし					

表 3-15 で事業評価の実施状況を施設種別ごとに見ると、中央館では 75.8 パーセント (530 館)、地区館では 75.2 パーセント (2882 館)、分館では 68 パーセント (293 館) の公民館が事業評価を実施しているという結果になった。これをグラフ化したものが図 3-8 である。

「公民館の事業評価の実施状況は、施設種別がどこであっても変わらない」と仮定したときと比べて、中央館と地区館ではより多く事業評価が実施されているとすることができる一方で、分館ではより多く実施されているとは言えなかった。そして、このような結果は、偶然の差ではなく、統計的にも意味があることが確かめられた<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 中央館と地区館では期待度数以上に事業評価が実施され、分館では期待度数以上には実施されていないという結果 (…⑧) が、クロス集計に基づき得られ、カイ 2 乗検定を行うと、1 パーセント水準で有意となった。

そして、「中央館と地区館ほど事業評価を実施しており、分館ではより多くは実施されていない」というこの結果は、運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）ごとに見た場合には、市町村教育委員会でのみ認められた<sup>16</sup>。

### 3.3 運営主体・施設種別と事業実施状況との関連についての考察

本章では、今回の調査の特徴とされる、防災（災害）関係と主催事業という二つの調査項目に着目して以下の作業を行った。第一に、「避難訓練を行っているか」「防災・減災に係わる講座・取組を実施しているか」「主催事業を実施しているか」「事業評価を実施しているか」の4項目それぞれについて、公民館の運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）と施設種別（中央館・地区館・分館）の違いが関連しているかをクロス集計とカイ2乗検定によって確認すること、第二に、これらの関連が、運営主体との関連であれば施設種別にかかわらず維持されるか、施設種別との関連であれば運営主体にかかわらず維持されるかを、再びクロス集計とカイ2乗検定によって確認することである。

まず、4項目それぞれと運営主体との関連についてであるが、全ての項目で、首長部局と指定管理者が運営主体である公民館の実施率がより高いというかたちで有意差が見られた。これらの結果は、施設種別ごとに見ると、「主催事業を実施しているか」の項目では地区館と分館で維持され、残りの項目では地区館においてのみ維持された。次に4項目それぞれと施設種別との関連についてであるが、防災（災害）関係の2項目では地区館での実施率がより高いというかたちで有意差が見られ、主催事業に関する2項目では中央館と地区館での実施率がより高いというかたちで有意差が見られた。防災（災害）関係の2項目の結果は、運営主体ごとに見た場合にも、全ての運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）で維持された。主催事業に関する2項目の結果は、どちらも市町村教育委員会を運営主体とするもので維持された。

このような結果から、防災（災害）関係の2項目すなわち「避難訓練を行っているか」「防災・減災に係わる講座・取組を実施しているか」について、地区館での実施率が期待以上に高く中央館と分館での実施率が期待以上には高くないという関連性が見られ、この関連性は、運営主体（市町村教育委員会・首長部局・指定管理者）の違いに関わりなく支持される、という示唆が得られた。すなわち、避難訓練と防災・減災に係わる講座や取組の実施状況に関して、どこが公民館を運営しているかによらず地区館ほどより多く実施しているという関連性が示唆されたのである。残り2項目についてはこのようなことまでは判断できなかった。また施設種別との関連性が示唆されたとはいえ、ここではその影響の大きさやその他の要因の存在などは知ることはできない。

---

<sup>16</sup> 事業評価の実施状況と施設種別との関連について、運営主体を統制した場合、カイ2乗検定結果は市町村教育委員会では1パーセント水準で有意、首長部局と指定管理者では有意差なしであり、⑧の結果が維持されたのは市町村教育委員会を運営主体とする公民館においてであった（表 3-16）。

ここからは、分析結果からはやや離れるが、本章で示唆された施設種別と運営主体の傾向についての解釈を試みたい。第一に、上で確認された施設種別ごとの傾向について、まず中央館においては取り組みの実施状況が期待度数以上に観測されることが地区館ほど多くはなかった。そこには、各公民館の連絡調整機能を担うという性質や市町村全体を対象とする活動領域の広さなどから、中央館においては、例えば避難訓練のような取り組みを行うということにはならない状況があるのかもしれない。次に、分館についてである。分館においては、事業実施状況が期待度数以上に観測されることはなかった。この結果からは、分館では事業を行うというよりは住民が自由に館を使っていくというあり方が考えられることや、分館レベルでは住民の生活との距離が近く、例えば避難訓練のような取り組みは既に地域の中で行われているのかもしれないことなどが考えられる。

第二に、運営主体に関しては、本調査で重点の置かれていた指定管理者制度を導入している公民館について触れておきたい。平成15年(2003年)に導入された指定管理者制度に対しては、2.3でも述べたように、株式会社など民間事業者にも業務を委託できるという制度変更の内容上、事業の継続性や職員の専門性、公共性の担保などへの懸念が示されていた。これらの懸念の全てにこたえることはできないが、防災(災害)関係と主催事業に関する4つの項目で、指定管理者を運営主体とする館での実施状況が期待度数を超えている場合が多く、全体的な傾向としては予想を上回る実施状況であった。上の結果から施設種別の違いによる影響が示唆されていることに注意が必要であるが、ここでは指定管理者の実施状況が期待以下であるとは断定できないということが注目されるのである。このような結果の理由の一つとしては、2.3で見たように、管理を委託されている団体の性格が挙げられる可能性がある。本調査の結果では、株式会社が指定管理者となっている例は少数で、ほとんどの公民館で地縁的な団体が指定管理者とされていることがわかった。このような受託団体の性格を踏まえると、指定管理者制度の導入によってより地域との関係が強い団体が館の管理運営を行うことで積極的に事業が取り組まれているという仮説が提示できるかもしれない。また、指定管理者制度では施設の利用許可等の決定権や事業報告の提出義務が規定されていることなどから、指定管理者の関心が住民の利用状況や満足度に向き、積極的な事業実施につながっているとも考えることができる。いずれにせよ、地方自治法の改正から約9年、制度導入時から指定管理者へ示されてきた懸念事項は無条件に妥当するものではないとの可能性を視野に入れた議論が求められると言えるのではないか。今後は、指定管理者制度を導入した公民館の状況を追跡すると同時に、指定管理を受ける団体に関する調査も進める必要があるだろう。

本章では、運営主体・施設種別と上述4項目との関連を見ることによって全国の公民館活動の実態を探ろうとした。その結果、避難訓練と防災・減災に係わる講座や取組の実施状況について、運営主体の違いに左右されることなく地区館ほど実施されているという結果が支持された。ここでの分析結果からは、公民館をめぐる様々な事柄について言えることは少ないが、公民館の現状について、特に運営主体と施設種別から捉えるひとつの視点が示唆さ

れたのではないか。

## 4 今年度公民館実態調査のまとめ

今回平成25年度(2013年度)の全国公民館実態調査では、全国の公民館の運営状況についていくつかの示唆が得られたように思われる。第1章からは、公民館の運営主体や設置形態など、公民館の運営のされ方にばらつき、ゆらぎが生じていることが明らかとなった。

特に運営主体について言えば、指定管理者への移管は落ち着きが見られたものの、首長部局への移管は依然として進んでいると言える。また全国の小学校統廃合に伴ってか、小学校区ごとに公民館を設置している市町村の割合は年々減少しており、代わりに「その他」の区分が増えてきている。これは、小学校区単位での住民の利用を前提とした公民館運営のあり方がすでに崩れつつあり、「その他」に含まれる地域の中で公民館を新たに位置づけ直していく必要があることを意味している。

そのほか、公民館運営審議会の法令上の必置規定が取り除かれたこともあり、公民館運営審議会の設置の是非やそれに代わる組織の設置のあり方も含め、今後も公民館の運営形態、地域の中での位置づけにばらつき、ゆらぎが生じていくことが想定される。

一方でそのような公民館運営のばらつき、ゆらぎにもかかわらず、全国の公民館の中で一貫した傾向が存在することもわかった。先に第3章の分析結果から見ていくが、公民館の事業実施状況に影響を与えている要因として、公民館の施設種別(中央館、地区館、分館)の影響が統計的にも有意に大きいことが今回の分析結果から明らかになっている。各公民館の連絡調整を担う中央館や住民主体の利用が想定される分館では主催事業や避難訓練といった公民館独自の取り組みが少なく、逆に地区館ではそれらの取り組みがより行われている、というものである。

一方で公民館の運営主体の違い(市町村教育委員会、首長部局、指定管理者)は、公民館の施設種別の状況と比べて大きな影響を与えていない可能性が示唆された。避難訓練の実施状況、防災・減災に係わる講座や取り組みの実施状況、主催事業の実施状況、事業評価の実施状況、いずれも首長部局や指定管理者の方がわずかに積極的な傾向が見られる程度であり、統計的な有意差ははっきりと表れない項目も多かった。これらの結果はあるいは、公民館の事業への積極性に関する要因として、運営主体が何であるか、というよりは公民館の地域における位置づけ、利用のされ方の方が強く影響を与えている、と考えることはできないだろうか。

また、主に事業の継続性や職員の専門性、公共性の担保に関して懸念されていた指定管理者制度に関して言えば、今回の調査結果では指定管理者の運営する公民館に大きな欠点は見られなかった。むしろ全体的に、平均値やクロス集計上の期待度数を上回る傾向が見られた。またこの結果の背景として、指定管理の委託先団体のほとんどが地縁団体や第三セクターであることが関心を引く。

特に、「〇〇委員会」や「〇〇自治会」といった団体が地域住民によって構成されているものと考え、これはむしろ注目に値する。指定管理者制度を利用して地域の施設の運営を地

域住民に移管することで、地域自治の促進を図った事例としてこれらの実態を見直すことはできないだろうか。また、地域住民の成熟に伴って多様な主体が柔軟に地域を運営できるようになりつつある、と肯定的に受け止め得る余地も存在している。

もちろん、指定管理の委託先団体が地域の公共性を担保しうるものかどうか、常に精査を行っていく必要はある。特に今回の調査結果に関していえば、指定管理者のデメリットとして職員間の連携、あるいは職員一住民間の連携に課題が生じていることを念頭に置く必要がある。もし次回以降も指定管理者に関する詳しい調査を継続する場合、それらの連携の課題に対して公民館がどのように対処しているのか、その対処の状況を詳しく調査していく必要があるだろう。またたとえば上記の公共性担保に関していえば、その指標の一つとして「指定管理の選定方法・基準・詳しい経緯」等の調査項目に加えることを提案したい。

最後に、全国公民館の防災体制について触れたい。公民館は全国で7割強の施設で避難所指定が行われているが、まだ耐震化されていない公民館も少なからず残されている。避難所運営マニュアルの普及も不十分なほか、避難訓練や防災・減災に関わる講座や取り組みを行っていない施設も多い。今回の調査では、公民館が暮らしの安全を啓発する拠点として十分機能していない現状が見られただけでなく、そもそも災害が起きた際の公民館内部の安全性についても不安が残ってしまったように思われる。

防災において公民館は、避難訓練や各種訓練を通して防災の啓発を行う拠点なのか、あるいは実際の災害時に避難を行う地域の身近な拠点なのか、あるいはその両方なのか。その果たすべき役割は、それぞれの地域の実情や公民館の種別（中央館、地区館、分館）などにより微妙に異なっていくように思われる。一方で防災は、地域における暮らしの安全を守っていくための欠かせない取り組みである。地域住民の生活を支えていく役割を持つ機関として、どのような形であれいずれの公民館も等しく重要視すべきテーマではないだろうか。

以上が、今回の公民館実態調査の概観である。公民館の運営のされ方は現在、概してばらつきやゆらぎが見られ、一方でそのばらつきやゆらぎの影響を受けない公民館運営の実態も一部で見られた。そのようなばらつきやゆらぎは、あるいは公民館運営の最適化、多様化として肯定的に受け止められる可能性も考えられる。いずれにしても公民館の運営は現在転換期、再編期にあることは明らかであり、それらがどのように今後変化、あるいは安定していくのか、それらが地域との関係にどのように関わってくるのか、引き続き継続して調査を行っていく必要がある。

## 【資料編】

### 1. 教育委員会用アンケート調査票

#### 教育委員会用

## 平成25年 全国公民館実態調査

【お願い】

※回答はすべて、平成26年1月1日現在でお答えくださるようお願いいたします。

#### 問1. 貴市町村の概要についておたずねします。

1. 貴市町村名 ( ) 都道府県 ( ) 市区町村
2. 人口 ( ) 人  
うち65歳以上人口 ( ) 人
3. 市区町村立の小中学校数(分校を含む)  
小学校 ( ) 校  
中学校 ( ) 校

#### 問2. 公民館数について、お聞きします。

- 2-1. 条例で設置されている公民館はありますか。  
(愛称や通称などにより「公民館」の名称を持たないものも含む。)
  1. ある → 館数 ( ) 館  
そのうち分館の数 ( ) 館
  2. ない
- 2-2. 平成20年以降、公民館の数に変化はありましたか。
  1. 増えた → ( ) 館
  2. 減った → ( ) 館
  3. 変化はない
- 2-3. 数に変化があった理由はなんですか。具体的に記述してください。  
(例: 公民館施設そのものはなくなっていないが、首長部局移管のため、公民館ではなくなったため)
- 2-4. いわゆる「自治公民館」はありますか。(民設民営の施設で、町内公民館、字公民館、自治会館などと言われているものです。)
  1. ある  
名称 ( ) → 館数 ( ) 館
  2. ない

以下、条例で設置されている公民館についてお聞きします。

問 3. 貴市町村における公民館の設置形態は、以下のどれにあたりますか。  
あてはまる番号に○をつけてください。

1. 市町村全域に、一館のみ設置している
2. 市町村全域に、複数館設置している (→SQ 1へ)

SQ 1. 公民館各館の設置については、どのようになっていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. おおむね小学校区ごとに設置
2. おおむね中学校区ごとに設置
3. 学区を越えた地域ごとに設置
4. その他 (具体的に: )

問 4. 貴市町村は条例に基づいた公民館運営審議会を設置していますか。  
あてはまる番号に○をつけてください。

1. 設置している (→SQ 1へ)
2. 設置していない (→SQ 2へ)

SQ 1. 「設置している」と答えた方にお伺いいたします。

(1) 設置の方法について、あてはまる番号に○をつけてください。

1. それぞれの公民館ごとに設置
2. 主要な複数の公民館に設置
3. 中央公民館など全市町村で1つのみ設置
4. その他 (具体的に: )

(2) また、それは条例で必置規定、任意設置規定のどちらになっていますか。

あてはまる番号に○をつけてください。

1. 必置
2. 任意設置

SQ 2. 「設置していない」と答えた方にお伺いいたします。

(1) 公民館運営審議会に代わる組織はありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. 条例に基づいていない公民館運営審議会を設置
2. 社会教育委員の会議
3. それに代わる組織がある  
(具体的な組織名: )
4. なし (その理由は )

問5. 貴市町村の条例では、各公民館の使用料について明記されていますか。  
あてはまる番号に○をつけてください。

1. 有料と明記している (→SQ1へ)
2. 無料と明記している
3. 明記していない
4. その他(具体的に: )

SQ1. 有料の内容について、あてはまる番号に○をつけてください。  
(複数回答可)

1. 減免措置により全額免除にしている
2. 減免措置により減額にしている
3. 減免措置なし
4. その他(具体的に: )

問6. 貴市町村の公民館では、指定管理者を導入していますか。

1. 導入した (→SQ1へ)
2. 今後、導入予定(具体的に から)
3. 導入していない

(「(1) 導入した」と答えたかたにお聞きします。)

SQ1. 指定管理はどこまでを委託していますか。

1. 管理や運営、事業まで、ほとんどを委託している
2. 管理のみで、事業などは直営している
3. その他(具体的に )

SQ2. 指定管理を導入した結果、どのようなメリット、デメリットがありましたか。あてはまるもの全て選んでください(複数回答可)

**メリット**

1. 公民館の経費が削除できた
2. 住民の利用が増えた
3. 事業の内容が良くなった
4. 公民館に活気が出た
5. その他(具体的に )

**デメリット**

1. 公民館の経費がかえって増えた
2. 住民の利用が減ってしまった
3. 事業の内容が悪くなった
4. 公民館に活気がなくなった
5. その他(具体的に )

(「(2) 今後、導入予定」「(3) 導入していない」と答えたかたにお聞きします。)

**SQ3. 導入していない具体的な理由は何ですか。**

( )

**問6. 公民館について、困ったことやご意見がありましたらご記入ください。**

**※以下、ご回答くださった方の所属、名前等をご記入ください。**

都道府県 ( ) 市区町村名 ( )  
部署 ( ) 役職 ( )  
氏名 ( )  
TEL ( )

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

## 2. 公民館用アンケート調査票

### 公民館用

## 平成25年 全国公民館実態調査

#### 【お願い】

※回答はすべて、平成26年1月1日現在でお答えくださるようお願いいたします。

※回答は、公民館1館に調査票1つでご回答ください。

#### 問1. 正式名称

ふりがな

( )

(〒 )

(住所 )

(TEL )

(FAX )

#### 問2. 貴館の運営主体は、以下のどれにあたりますか。(1つだけ○)

1. 市区町村教育委員会
2. 首長部局〔〇〇部〇〇課等〕  
(具体的に )
3. 指定管理者〔〇〇協議会、財団法人〇〇、〇〇株式会社等〕  
(具体的に )
4. その他  
(具体的に )

#### 問3. 貴館の施設種別は、以下のどれにあたりますか。(1つだけ○)

1. 中央館
2. 地区館
3. 分館
4. その他(具体的に )

#### 種別の定義

○中央館：市町村に一つ設置され、連絡等にあたる公民館

○地区館：「中央館」以外の公民館

○分館：社会教育法第21条第3項に規定する分館で、市町村教育委員会が維持・管理・運営しているもの。

問4. 貴館の職員数についてお伺いたします。  
下記の表の空欄に、職員数をご記入ください。

	専任		兼任		非常勤		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
館長・分館長								
事業系職員								
庶務・管理系職員								
事業系と庶務・管理系職員を両方を担当								

(貴館の現在の館長について、お聞きします)

問4-2. 年齢は？

- (1) ~39歳以下
- (2) 40~49歳
- (3) 50~59歳
- (4) 60~69歳
- (5) 70歳以上

問4-3. 館長に就く直前の職は何ですか？

- (1) 公民館職員
- (2) 公民館以外の社会教育施設の職員
- (3) 社会教育行政部局の職員
- (4) 教育委員会内の他部局の職員
- (5) 首長部局の職員
- (6) 学校の教員
- (7) 民間企業等の社員
- (8) その他(具体的に )

(貴館の館長を除く職員について、お聞きします)

問4-4. 性別、年齢、経験年数について、表に入れてください。

性別	年齢別				
	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~
男					
女					

	経験年数			
性別	1年以下	1～3年	3～5年	5年以上
男				
女				

**問5. 防災・減災関係についてお聞きします。**

**5-1. 貴館は、災害時に避難所として指定されていますか。**

1. 避難所として指定されている。
2. 指定されていない。

**5-2. 耐震化は済んでいますか？**

1. 耐震化されている
2. されていない（→5-3へ）
3. 耐震化する予定

**5-3. （5-2で「されていない」と答えた公民館へ）耐震診断はなされていますか。**

1. すでにした
2. していない

**5-4. 公民館が避難所となったことを想定した「避難所運営マニュアル」はありますか。**

1. ある
2. ない

**5-5. 避難所となった場合の次のような備えはありますか。**

1. 自家発電
2. AEDの設置
3. 太陽光発電
4. 投光器
5. 防災無線
6. 毛布
7. 食料
8. 水
9. 簡易トイレ
10. その他（具体的に )

5-6. 普段から住民も参加した避難訓練は行っていますか。

1. おこなっている。
2. おこなっていない。

5-7. 防災・減災に係わる講座は、毎年実施していますか。

1. 実施している。
2. 実施していない。

問6. 貴館の主催事業実施状況をお尋ねします。

主催事業を実施していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. 実施している
2. 実施していない (→6-5へ)

6-1. 館内ではなく、公民館機能を公民館が立地しない地域のなどの他施設に移動して実施する「移動公民館」のような事業を実施していますか？（視察やバス研修などは除く）。

1. 実施している
2. 実施していない

6-2. 市町村を越えた公民館どうしで、連携した事業は実施していますか。

1. 実施している
2. 実施していない

6-3. 貴館で実施している、特色ある事業は何ですか。事業名と簡単な内容を記述ください。（別紙として添付してもかまいません）

6-4. 事業終了後の事業評価は実施していますか。

1. 実施している
2. 実施していない

(実施したと答えた公民館)

評価はどのような方法で行いましたか。(あてはまるもの全て○)

1. 独自のアンケートなど調査票を活用して
2. 話し合いで
3. 感想文や記録で
4. 市町村が作成した、公共施設一般の定型調査票で
5. その他(具体的に )

(評価を実施していないと答えた公民館)

評価を実施していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て○)

1. 評価の方法が分からないから
2. 評価をしても次につながらないから
3. 評価に意義や必要性を感じないから
4. 業務が多忙なため
5. 作業に手間がかかるから
6. 結果が心配だから
7. その他(具体的に )

6-5. 主催事業を実施していない理由について、以下のあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 貸館業務しかしていないから
2. 人手がないから
3. 予算がないから
4. NPOなどの民間団体に事業委託しているから
5. その他(具体的に: )

問7. 情報発信について、お伺いいたします。

公民館情報を流す手段として、次のどれを利用していますか(複数回答可)

1. 独自のホームページを開設している。
2. 市町村ホームページ内において、公民館情報を掲載している。
3. ブログを開設している。
4. Facebook を開設している。
5. ツイッターを開設している。
6. 公民館報・公民館だよりを作成している。
7. チラシを作成している
8. ポスターを作成している。
9. その他(具体的に )

問8. 貴館における施設・設備の状況について、お伺いたします。

**8-1. 開設年**

※名称変更や改築等があった場合でも、当初の開設年を明記してください。

1. 西暦 ( ) 年
2. 不明

**8-2. 建設年**

※現在の建物が建設された年を記入ください。

1. 西暦 ( ) 年
2. 不明

**8-3. 建物の単独、併設・複合の状況**

1. 単独 (当該公民館だけで建物の全部を使用している場合〔売店、食堂等も含む〕)
2. 併設・複合 (当該公民館と他の施設・機関等が同一建物を共用している場合)  
(併設・複合先を具体的に: )

**8-4. 面積 (※1㎡未満は四捨五入します)**

1. 敷地面積 ( ) m<sup>2</sup>
2. 建物の延べ床面積 ( ) m<sup>2</sup>

**8-5. 貴館の建設にあたって、文部科学省以外から補助金を受けていますか。補助金を受けていたら、具体的な省庁名と補助金名を記述ください。**

1. 受けている  
省庁名 ( )  
補助金名 ( )
2. 受けていない

問9. 次の使用目的の部屋もしくは設備はありますか。

あてはまる番号に○をつけてください。

※複合・併設施設で、共用部分として実際に使用しているところも含みます。

**部屋・空間**

1. 会議室・研修室
2. ロビーなどの、住民の交流やだんらんが可能な空間
3. 体育・レクリエーション室
4. ホール・講堂
5. 図書室
6. 和室
7. 調理室・料理講習室
8. 多目的室・多目的ホール
9. 託児・保育専用室
10. 視聴覚室
11. 音楽室
12. パソコン専用室
13. 工芸工作室
14. サークル・団体室
15. グループ・サークルも利用できる印刷室
16. 喫茶室
17. 専用の茶室
18. その他特色のある部屋・スペース

(具体的に )

**設備**

1. 無線 LAN (wifi 等) が使える環境  
※来館者が利用できるもの
2. 冷暖房 (一部でも可)
3. エレベーター
4. 戸籍抄本などがもらえる自動交付機
5. バリアフリーへの対応 (スロープ、専用トイレ等)
6. 駐車場 (約 ) 台
- . その他特色のある設備

(具体的に )

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

## 平成25年度全国公民館実態調査結果検討チーム

- ・牧野 篤（東京大学大学院教育学研究科教授）【監修】
- ・大野公寛（東京大学大学院教育学研究科修士課程1年生）
- ・末光 翔（同上）
- ・丹田桂太（同上）
- ・永野 恵（同上）

※本報告書は全国公民館連合会から依頼を受けて、東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室平成25年度全国公民館実態調査結果検討チームが作成したものである。

平成28年3月30日発行

発行 公益社団法人 全国公民館連合会

住 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8

電 話 03-3501-9666

F A X 03-3501-3481